第２回 名張市立地適正化計画策定検討委員会　会議録（概要）

（１）会議名：第２回 名張市立地適正化計画策定検討委員会

（２）開催日時：令和５年１月１７日（火）午前１０時００分～午後０時１５分

（３）開催場所：名張市役所　３０１・３０２会議室

（４）出席した者の職、氏名

委員会委員

委員長	久　隆浩
副委員長	長坂　健
	川口　佳秀
	秋元　真奈美
	玉置　玉義
	中平　恭之
	井上　隆稔
	髙波　秀彦
	林　幸喜
	松本　匡史

事務局

都市計画室室長	喜多　一輝
同室係長	寺本　まり子
同室室員	中村　美香

（５）事項及び会議の公開又は非公開の別

１．居住誘導区域の検討

２．都市機能誘導区域・誘導施設の検討

３．誘導施策の検討

会議は公開

（６）傍聴人の数

１名

（７）発言の内容

別紙のとおり

（８）その他検討委員会が必要と認める事項

なし

第２回　名張市立地適正化計画策定検討委員会　議事録

日時：令和５年１月１７日（火）
午前１０時００分～午後０時１５分
場所：名張市役所３０１・３０２会議室

【議長】
はい。それでは名張市都市計画審議会条例第５条の規定によりまして、私の方で議長を務めさせていただきます。議事進行につきまして格段のご協力をお願い申し上げます。では、議事に入ります前に、本日の会議の公開につきましてお諮りをしたいと思いますが、名張市都市計画審議会運営規定第４条第１項の規定によりまして、公開するものとして、公開による方法は傍聴とさせていただきたいと思います。事務局の方、今日は傍聴者の方ございませんでしょうか。

【事務局】
はい。傍聴定員１５名の内ですね、現在希望者１名でございます。

【議長】
はい、ありがとうございます。それでは希望者ございますので、誘導の方、事務局からお願いをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

・・・傍聴者入場・・・

【議長】
続きまして、議事に入ります前に、議事録の署名者をお願いしたいと思います。名張市都市計画審議会運営規定第１条第１項により、本日は玉置委員と中平委員にお願いしたいと思います。では、これから議事の方に入らせていただきたいと思います。事項書に沿いまして進めたいと思いますので、まず、この１番、居住誘導区域の検討につきまして、まずは事務局から説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】
はい、議長。

【議長】
はい、どうぞ。

【事務局】

はい、都市計画室の寺本です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。それではまず、資料１の基礎資料２をご覧いただけますでしょうか。居住誘導区域のご説明の前に、前回ご質問いただいていたことや、本日の誘導区域の検討に必要な災害ハザードの情報についてご説明しておきたいと思います。

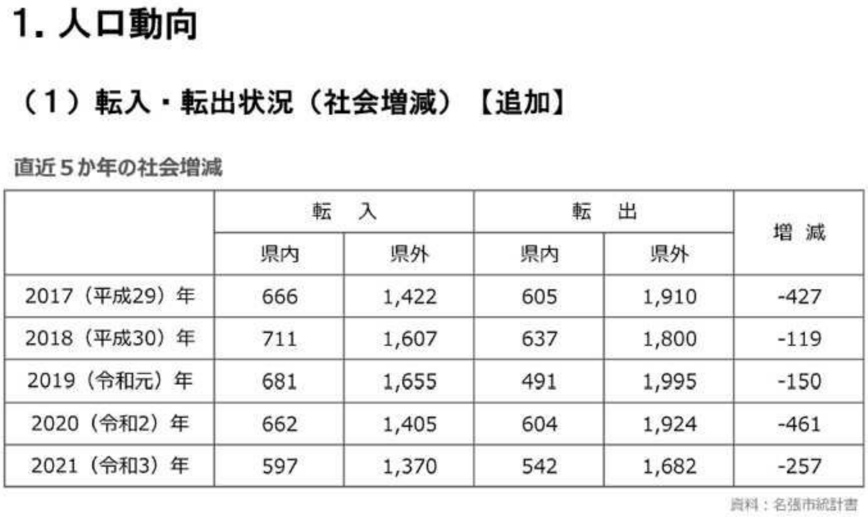

1. 人口動向

（1）転入・転出状況（社会増減）【追加】

直近５か年の社会増減

	転入		転出		増減
	県内	県外	県内	県外	
2017（平成29）年	666	1,422	605	1,910	-427
2018（平成30）年	711	1,607	637	1,800	-119
2019（令和元）年	681	1,655	491	1,995	-150
2020（令和2）年	662	1,405	604	1,924	-461
2021（令和3）年	597	1,370	542	1,682	-257

資料：名張市統計書

まずは、１ページをご覧ください。人口動向ですが、前回、社会増減の直近５か年分も知りたいとご意見いただきましたので、今回、追加という形で載せさていただきました。波はありますけれども、毎年、転出のほうが多く、社会減の傾向となっています。次の、２ページから１０ページは、前回の訂正でございます。用途地域の赤のラインが古い情報でしたので訂正したものを再度載せております。申し訳ございません。

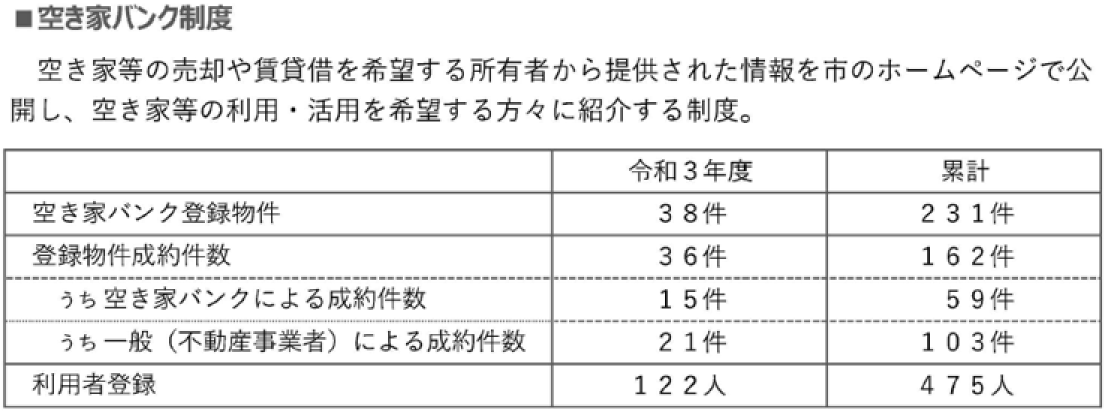

■空き家バンク制度

空き家等の売却や賃貸借を希望する所有者から提供された情報を市のホームページで公開し、空き家等の利用・活用を希望する方々に紹介する制度。

	令和３年度	累計
空き家バンク登録物件	３８件	２３１件
登録物件成約件数	３６件	１６２件
うち空き家バンクによる成約件数	１５件	５９件
うち一般（不動産事業者）による成約件数	２１件	１０３件
利用者登録	１２２人	４７５人

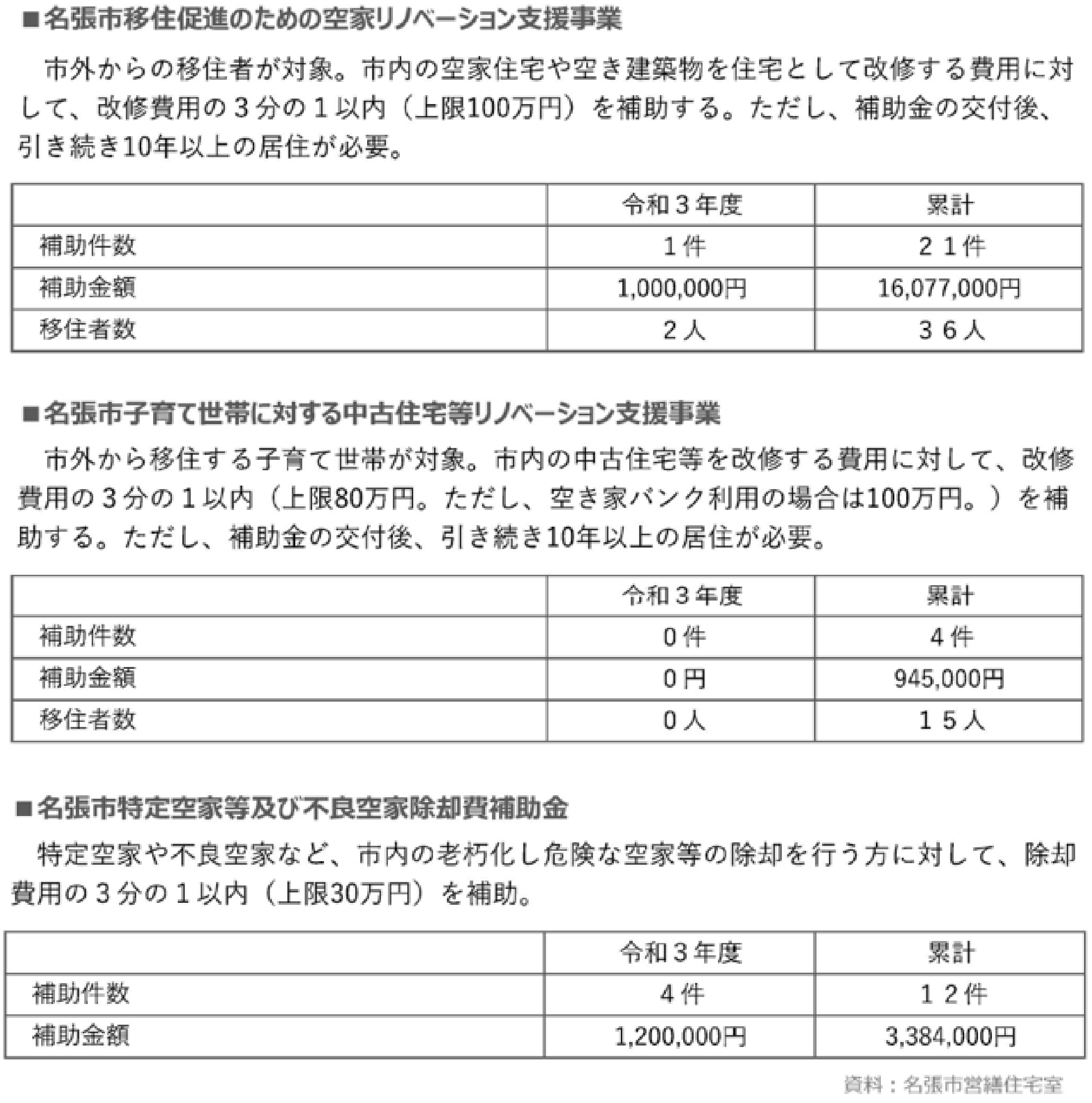

■名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業

市外からの移住者が対象。市内の空家住宅や空き建築物を住宅として改修する費用に対して、改修費用の３分の１以内（上限100万円）を補助する。ただし、補助金の交付後、引き続き10年以上の居住が必要。

	令和３年度	累計
補助件数	１件	２１件
補助金額	1,000,000円	16,077,000円
移住者数	２人	３６人

■名張市子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業

市外から移住する子育て世帯が対象。市内の中古住宅等を改修する費用に対して、改修費用の３分の１以内（上限80万円。ただし、空き家バンク利用の場合は100万円。）を補助する。ただし、補助金の交付後、引き続き10年以上の居住が必要。

	令和３年度	累計
補助件数	０件	４件
補助金額	０円	945,000円
移住者数	０人	１５人

■名張市特定空家等及び不良空家除却費補助金

特定空家や不良空家など、市内の老朽化し危険な空家等の除却を行う方に対して、除却費用の３分の１以内（上限30万円）を補助。

	令和３年度	累計
補助件数	４件	１２件
補助金額	1,200,000円	3,384,000円

資料：名張市営繕住宅室

次に、１１ページですけれども、前回、空き家施策の状況を知りたいとご意見いただきました。まず、空き家バンクについてですが、空き家などの売却や賃貸借を希望する所有者から提供された情報を市のホームページで公開し、利用、活用を希望する方々に紹介する制度です。令和３年度は３８件の登録物件のうち、一般の不動産事業者によるものも含みますが、３６件の成約があったということです。次が、市外からの移住者を対象とした空き家リノベーション支援事業、その次が、市外から移住する子育て世代に対する中古住宅等リノベーション支援事業です。どちらも上限はありますが、改修費用の３分の１を補助するものです。これまでの実績としましては、累計２５件の内、２４件が住宅団地の物件だったそうです。一番下が、老朽化した危険な空き家等の除却に対する補助金の実績です。こちらはリノベーションのほうとは違って、住宅団地は１件のみで、累計１２件の内８件が名張地区だったとのことです。

事業所の活動状態

1　事業所の活動状態に関する集計（甲調査（民営事業所））

表３　県内の市町別、活動状態別民営事業所数

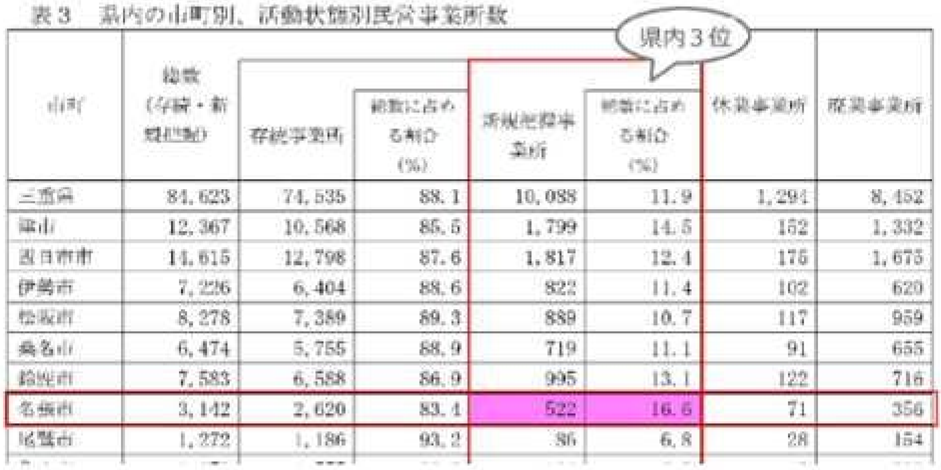

市町	総数（存続・新規把握）	存続事業所	総数に占める割合（%）	新規把握事業所	総数に占める割合（%）	休業事業所	廃業事業所
三重県	84,623	74,535	88.1	10,088	11.9	1,294	8,452
津市	12,367	10,568	85.5	1,799	14.5	152	1,332
四日市市	14,615	12,798	87.6	1,817	12.4	175	1,675
伊勢市	7,226	6,404	88.6	822	11.4	102	620
松阪市	8,278	7,389	89.3	889	10.7	117	959
桑名市	6,474	5,755	88.9	719	11.1	91	655
鈴鹿市	7,583	6,588	86.9	995	13.1	122	716
名張市	3,142	2,620	83.4	522	16.6	71	356
尾鷲市	1,272	1,186	93.2	86	6.8	28	154

それでは、次に１２ページをご覧ください。前回、事業所の統計で県で２位か３位になっていたものがあると情報をいただきましたので、探してまいりました。令和元年度の経済センサスの調査結果ですが、事業所の活動状態に関する集計で、総数に占める新規把握事業所の割合が菰野町、木曽岬町に次いで、３位となっておりました。おそらくこのことを言っていただいていたのではないかと思います。続きまして、隣のページですが、災害ハザードについてご説明させていただきます。まず、土砂災害についてです。

（１）土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害が想定される区域を土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、
住民に著しい被害が発生するおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定される。
※土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

土石流

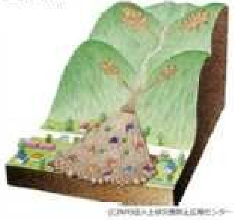

急傾斜地崩壊

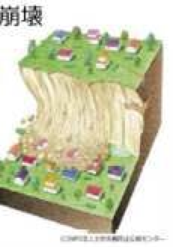

地すべり

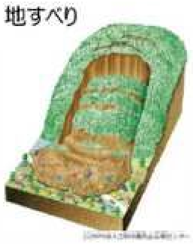

土砂災害が想定される区域を土砂災害警戒区域、その土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある区域が土砂災害特別警戒区域

です。種類としては、イラストのように土石流と急傾斜地崩壊と地すべりがありますが、名張市内には地すべりの区域はないとのことです。

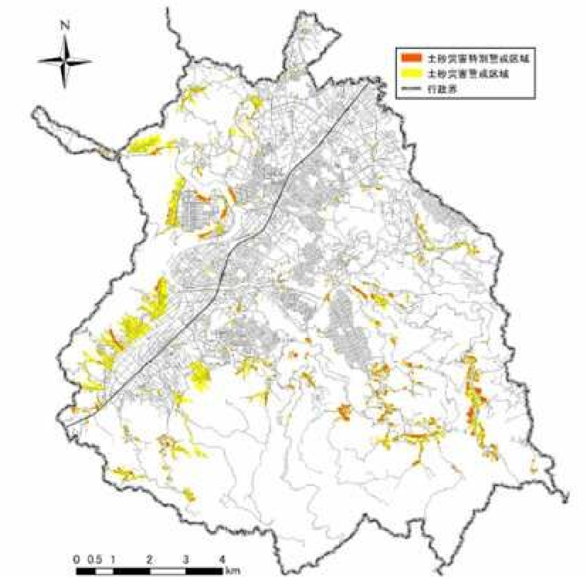
N
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
行政界
0 0.5 1 2 3 4 km

全体の地図を見ていただきますと、主に山間部の方に色が塗られていますけれども、市街地のほうにも少しずつですが存在しているのがわかっていただけるかと思います。次のページ、１４ページは急傾斜地崩壊危険区域です。

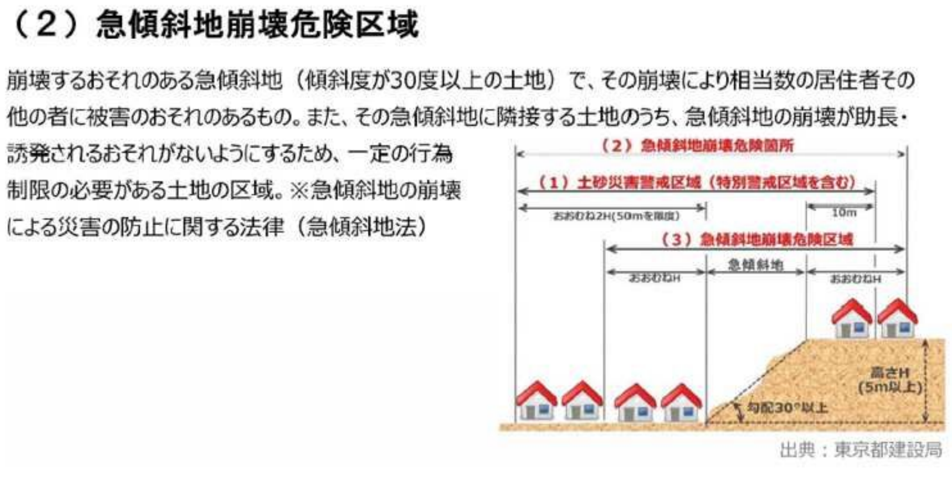

（２）急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの。また、その急傾斜地に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）

（２）急傾斜地崩壊危険箇所
（１）土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）
おおむね2H(50mを限度)
10m
（３）急傾斜地崩壊危険区域
おおむねH
急傾斜地
おおむねH
高さH
(5m以上)
勾配30°以上

出典：東京都建設局

先ほどの土砂災害の方にも急傾斜地がありましたけれども、こちらはまた違う法律によるものです。高さ５メートル以上、傾斜度が３０度以上のいわゆる崖地で、崩壊のおそれがあるため、一定の行為制限を必要とする土地として指定された区域のことです。

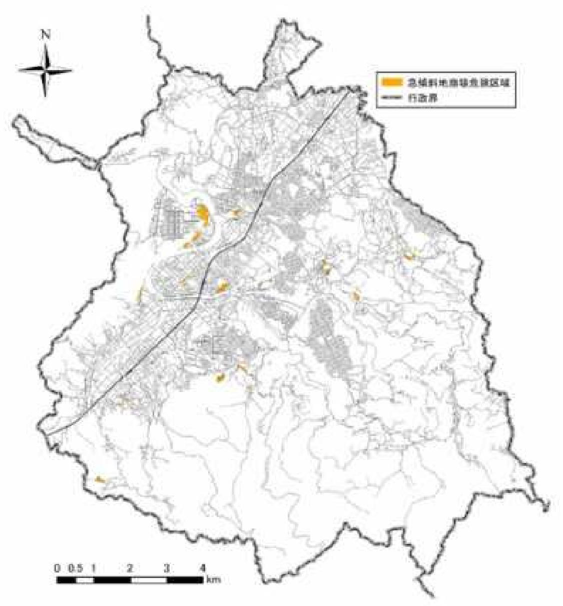
N
急傾斜地崩壊危険区域
行政界
0 0.5 1 2 3 4
km

全体的な数は少なく見えますが、この後、ご説明いたします居住誘導区域案の中には４か所存在しています。

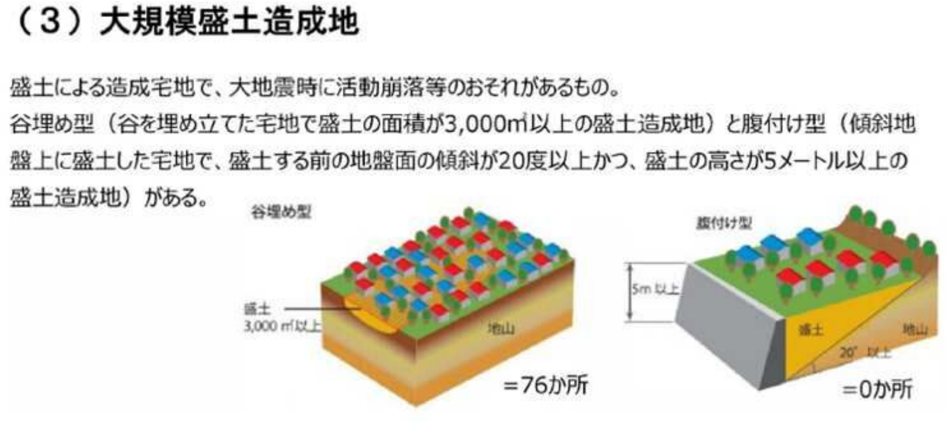

（３）大規模盛土造成地

盛土による造成宅地で、大地震時に活動崩落等のおそれがあるもの。
谷埋め型（谷を埋め立てた宅地で盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地）と腹付け型（傾斜地盤上に盛土した宅地で、盛土する前の地盤面の傾斜が20度以上かつ、盛土の高さが5メートル以上の盛土造成地）がある。

谷埋め型
盛土
3,000㎡以上
地山
=76か所
腹付け型
5m 以上
盛土
地山
20° 以上
=0か所

次の大規模盛土造成地というのは、盛土による造成宅地で、大地震時に活動崩落等のおそれがあるものです。イラストのように谷埋め型と腹付け型の２種類がありますが、名張市内には谷埋め型が７６か所あることがわかっています。このすべてが危険というわけでなく、危険度を評価した上で、優先度の高い箇所から耐震化事業を行います。今のところ、名張市内にはもっとも優先度の高いＡランクの盛土はないとのことでしたので、居住誘導区域案の設定には、この災害ハザードは考慮しませんでした。次のページ、１６ページからは洪水に関する災害ハザードになりますが、ここからは委員にご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【委員】

　はい。それではですね、ご説明をさせていただきます。まず、括弧４の洪水浸水想定区域、想定最大規模ということですけども、資料といたしましては先ほどお配りしたＡ４の縦と横とを活用してご説明いたします。資料１の１６ページ、１７ページにつきましては、両方とも洪水浸水想定区域というものを示した地図になってございます。

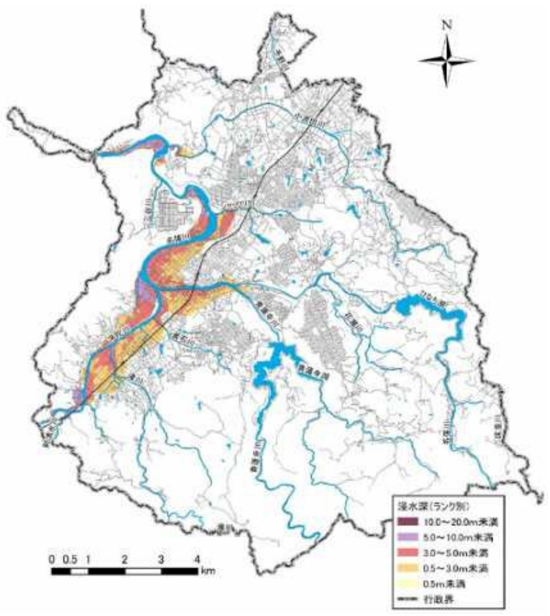
N
浸水深（ランク別）
10.0～20.0m未満
5.0～10.0m未満
3.0～5.0m未満
0.5～3.0m未満
0.5m未満
行政界
0 0.5 1 2 3 4
km

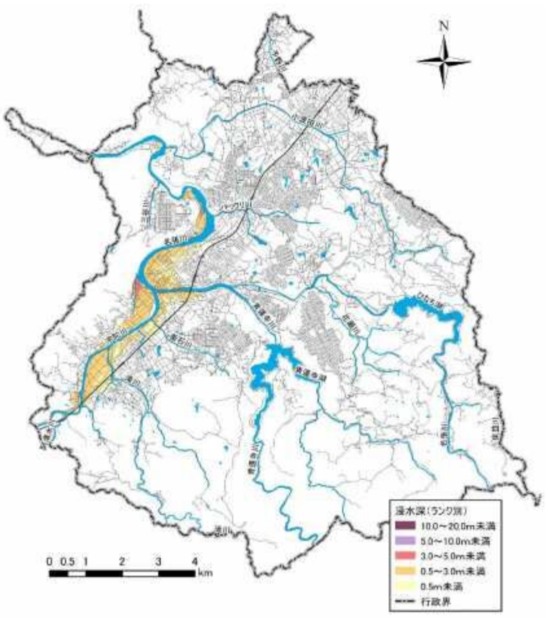
N
浸水深（ランク別）
10.0～20.0m未満
5.0～10.0m未満
3.0～5.0m未満
0.5～3.0m未満
0.5m未満
行政界
0 0.5 1 2 3 4
km

その違いは、左側が想定最大規模というふうなものでして、右側が計画規模というふうになっております。違いはと言いますと、ここの上にも書いてますとおり、ここのですね流域の中で過去の統計、今の現状の中で、ある程度ですね、想定し得る最大規模の雨を対象に浸水リスク、浸水状況をシュミレーションしたのが左でございます。大体今のところ１，０００年に１回程度の規模というようなことになってございます。そして右側が１００年に１回程度の降雨と、計画規模というふうになってますけれども、これが何かといいますと、私たちが河川整備を進める基の対象となっている雨を基にということでございます。というのはですね、要は治水対策が終わっておりませんのでこちらの浸水が出ていると右側にありますけれども、極端な話を言いますと、河川整備が完全に終わればこちらの右側の場合は、浸水が解消するとそんな計画でございます。

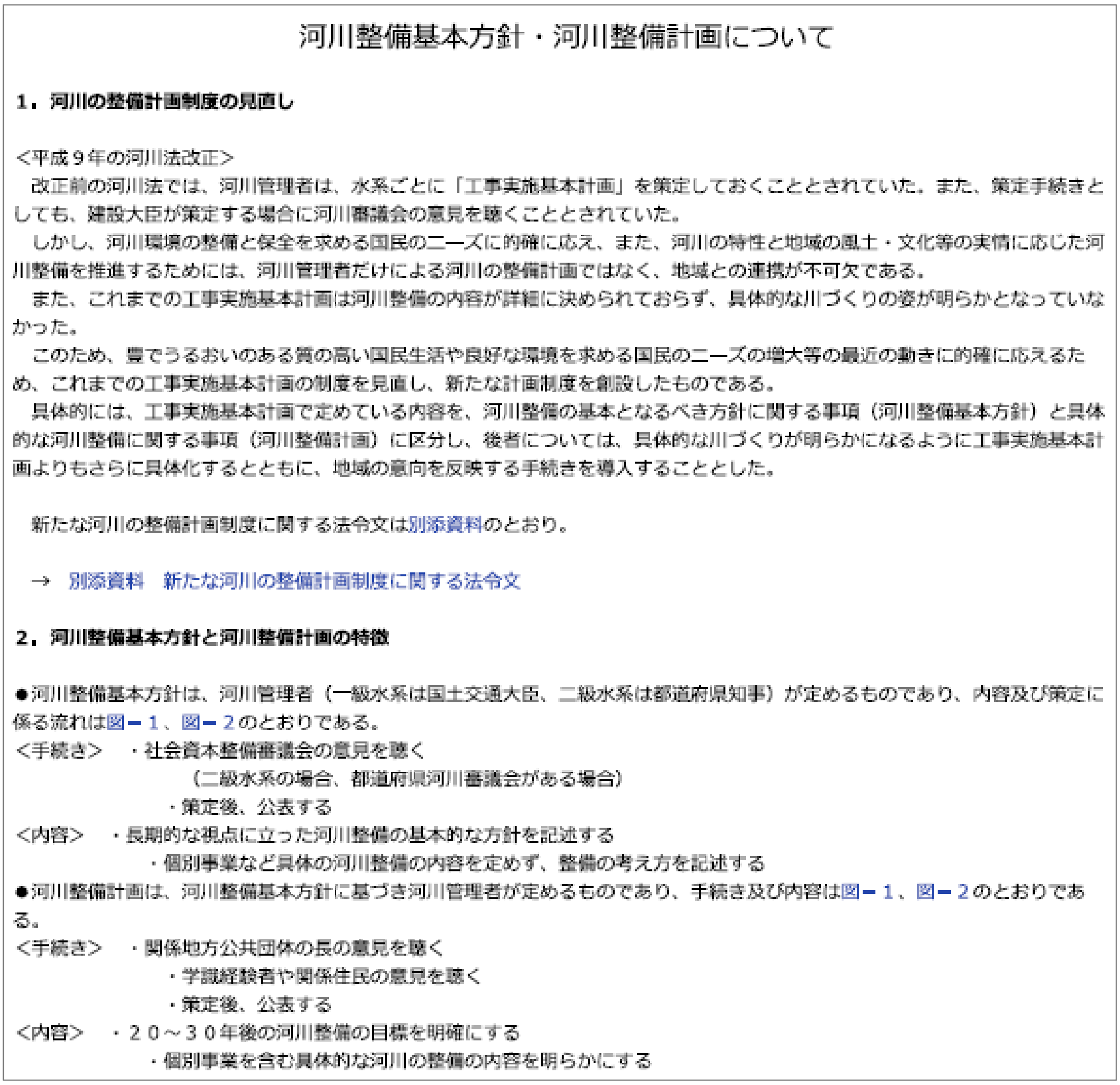

河川整備基本方針・河川整備計画について

1．河川の整備計画制度の見直し

＜平成９年の河川法改正＞

改正前の河川法では、河川管理者は、水系ごとに「工事実施基本計画」を策定しておくこととされていた。また、策定手続きとしても、建設大臣が策定する場合に河川審議会の意見を聴くこととされていた。

しかし、河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するためには、河川管理者だけによる河川の整備計画ではなく、地域との連携が不可欠である。

また、これまでの工事実施基本計画は河川整備の内容が詳細に決められておらず、具体的な川づくりの姿が明らかとなっていなかった。

このため、豊でうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、これまでの工事実施基本計画の制度を見直し、新たな計画制度を創設したものである。

具体的には、工事実施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、具体的な川づくりが明らかになるように工事実施基本計画よりもさらに具体化するとともに、地域の意向を反映する手続きを導入することとした。

新たな河川の整備計画制度に関する法令文は別添資料のとおり。

→　別添資料　新たな河川の整備計画制度に関する法令文

2．河川整備基本方針と河川整備計画の特徴

●河川整備基本方針は、河川管理者（一級水系は国土交通大臣、二級水系は都道府県知事）が定めるものであり、内容及び策定に係る流れは図－１、図－２のとおりである。

＜手続き＞　・社会資本整備審議会の意見を聴く
　　　　　　　（二級水系の場合、都道府県河川審議会がある場合）
　　　　　　・策定後、公表する
＜内容＞　・長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述する
　　　　　・個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述する

●河川整備計画は、河川整備基本方針に基づき河川管理者が定めるものであり、手続き及び内容は図－１、図－２のとおりである。

＜手続き＞　・関係地方公共団体の長の意見を聴く
　　　　　　・学識経験者や関係住民の意見を聴く
　　　　　　・策定後、公表する
＜内容＞　・２０～３０年後の河川整備の目標を明確にする
　　　　　・個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする

と言う一方ですね、先ほどお配りしている資料の中の８ページ一番後ろになりますけれども、ちょっと字が小さくて恐縮なんですけども、こちらに大きく河川整備基本方針と河川整備計画と文字がございまして、計画規模という日本語の計画規模は、ここでいう河川整備基本方針というものに対する対応ということになってございます。という中でですね、この河川整備計画というのは少しずーっと中ほどいきますと、河川整備計画はですね、今後私たちが事業をする２、３０年間の事業目標を示したものということで、今日は資料はお持ちしておりませんけれども、厳密にいうと今ですね、これは１００分の１程度の対策ということで書いてますけども、実際、うちの事業としては今は大体、概ね３０分の１程度くらいかなあというふうなところでございます。実際には昭和２８年の台風の雨に対して１．１倍という数字になるんですけども、大体それが３０分の１程度というふうな計算でできていますけども、まずは当面その目標で河川整備計画を進めていって、さらにその向こうにこの計画規模があるということで、少しこの浸水を解

消するというのは遠い話だというところをひとつ頭に置いて聞いていただければなというふうなところでございます。先ほど言いましたとおり、浸水のところは、０．５メーターが床下ですし、大体３メーターっていうのが１階浸水、５メーターっていうのが２階の浸水っていうようなそんな形のランキングの分け方になっているということでございます。ですので、これは特に避難を対象としておりますので、こちらについては例えば垂直避難、２階へ避難するというケースでいえば、３メーター以上であれば極端な話でいうと、いざという時は２階へ逃げるとかですね、そんなような形で使うようなもので、そういうふうな形で公表させていただいております。これはどちらかというと避難のために、元々は作ったものでございます。

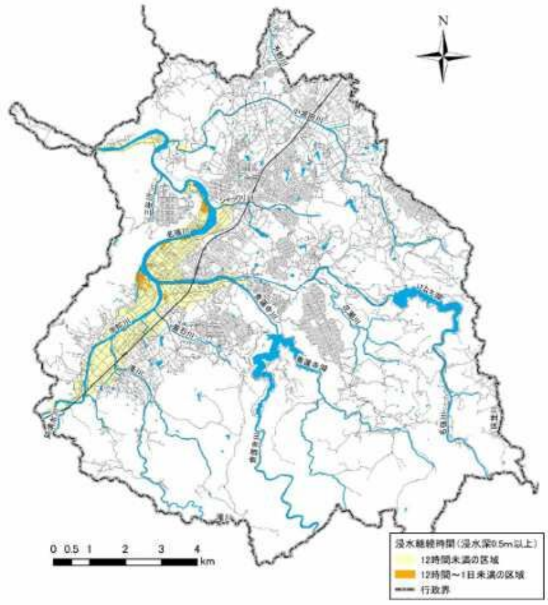

続きまして、資料の１８ページ、浸水想定区域、浸水継続時間ということですけども、これは先ほどお話ししました１６ページの想定最大規模のケースにおいてシミュレーションしまして、浸水の継続時間が最大でどの程度になりますかということになります。ですので、これはどちらかというと災害が発生をいたしまして、復旧に要する時間がどのくらいになるかというようなところでございます。名張市の場合はどちらかというと１日未満で解消するところが多いですが、下流の平地、盆地に行くと例えば３日間とかですね、１週間とかですね、そんなようになるケースもございます。洪水ではありませんけども、例えば東北の津波の場合は、地盤沈下もありましたけども排水するのに１週間ですとかそんな時間を要したケースもございますので、そんなような復旧のためのデータになってございます。ですので、そんなところを意識してどうしていくかというところでございます。

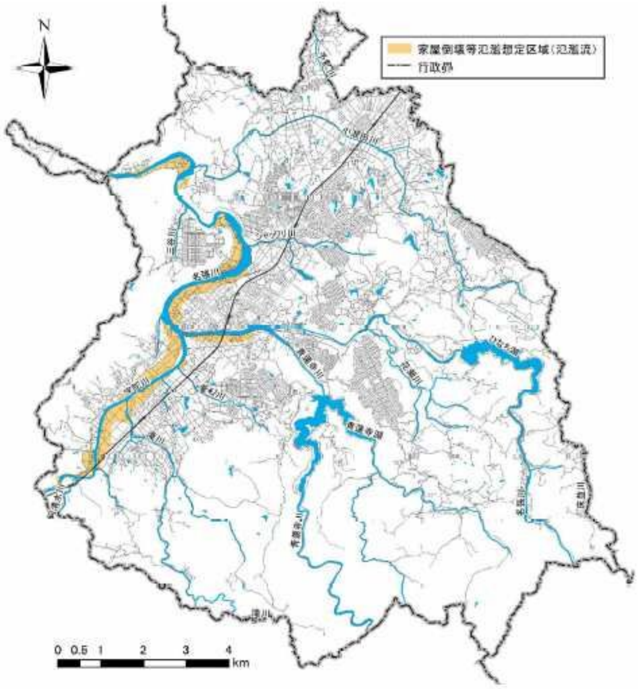

続きまして、右側ですけども、こちらは家屋倒壊ゾーン、氾濫流というふうに書いてますけども、こちらはどういう意味かと言いますとですね、お配りしている４ページの上側のグラフになるんですけども、洪水が発生しまして、川の水が氾濫をしまして、その氾濫の勢いで家屋が倒壊するという事例がこれまでに報告されております。それが、こちらでいう新潟の刈谷田川というところにいくとそんな形が見えてございます。兵庫県の円山川で同じようなことです。これは木造家屋を中心にですね家屋が倒壊するケースが多く、そのエネルギーは流速と水深、この両方のエネルギーを持って、流速が速くてかつ水深が高い、このピンクのゾーンですね、例えばこれでいうと水深が８メーター、流速が１メーターの洪水、例えば２メーターという洪水が起きますと家屋が倒壊しますというようなことになってますし、例えば水深が４メーターで、流速が１メーターであれば、白塗りのところになりますので、そこであれば家屋は倒壊しないと、そのような計算をした結果、この名張市の市内でいけば、川沿いを中心にこの辺りは家屋倒壊ゾーンに流速だったり水深の関係で計算上、家屋の倒壊のおそれがあるそんなゾーンがこちらの７ページになっているというところでございます。もちろん木造家屋が対象ということで、例えば鉄筋の家屋であったりすると、洪水なんかでいくとそれだけが残っていたりというケースがございます。そういうようなものの方がどちらかといえば安全度が高いというところで、これも避難をする時、いざという時にどういう所に逃げればいいですかというので、よくあるのが、緊急の場合はマンションの２階以上に逃げてくださいという話がたまに報道されますけども、まさにこういう中でいけば、少なくとも木造家屋よりも鉄筋の方がいざという時には安全だろうというところでございます。

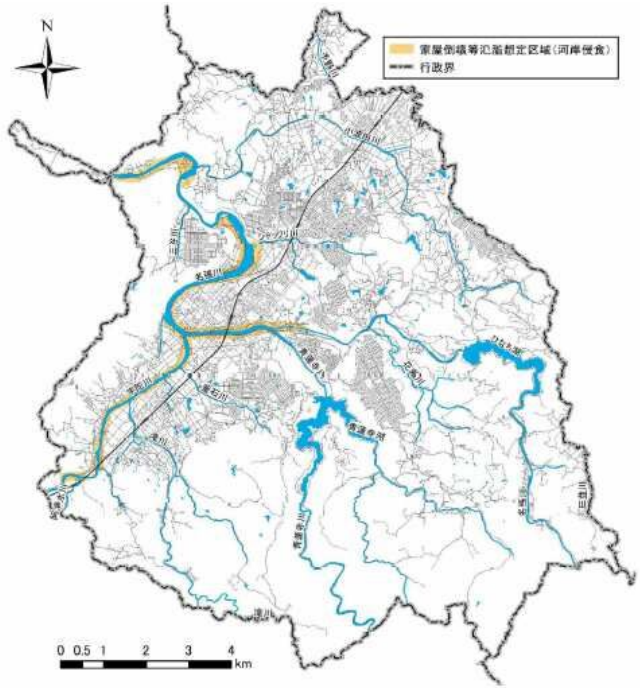

出典：三重県ＨＰ

そして２０ページになりますけども、これは家屋倒壊ゾーンの河岸浸食というふうに書いてございまして、これはどういう状態かといいますとですね、まさにこの三重県のホームページがわかりやすいんですけども、これは川の水によって堤防の護岸が削れまして、川に倒れていくというような現象が起きるかどうかというところを示しておりまして、それはこちらでいうとその下側の河床勾配と河岸浸食の関係から導きだしているものでございます。ですので、川の左右岸を中心にこういった所で浸水が発生すると、川が削られて、たとえばそこに住宅街があるとそれが川の中に落ちてしまうというおそれがあります。どちらかというと、ソフト対策を中心にレベル２ということで想定規模ですので、いざという時どうしますかという対策のために作られたもので、平成２７年に作られたものです。こういう所であれば、鉄筋家屋であってもそのものが川の中に倒れてしまうおそれがあるので、いざという時はここからは逃げてくださいというような目的で作られたものでございます。続きまして、資料の（9）水害リスクマップ、こちらにつきましては、今日の会議資料に載っておりますけれども、現在、うちとしても、最終確認をしているところでして早ければ１月末ぐらいにうちの方からホームページに公表というふうになりますけども、今回議論もありますから、ちょっと先行した形で資料としてお出しさせていただいておりまして、こちらはですね、水害リスクマップとしてというふうに書いていますけども、これが非常にわかりにくいところはあるんですけれども、まずですね、水害リスクマップの前に、こちらでいう資料の５ページになるんですけども、先ほどお話ししました浸水想定区域、計画規模と想定最大規模ということはお話しさせていただいたんですけども、それをさらに雨の雨量確率、ちょっと難しい

んですけども、年１０分の１とかですね分かりやすく言うと１０年に１回とかになるんですけど、１０分の１、３０分の１、５０分の１、１００分の１、１５０分の１という浸水想定区域をまず作りまして、それの中から見方を変えまして、

（９）淀川水系名張川・宇陀川・青蓮寺川　水害リスクマップ
（現況）①浸水深０cmより大きい

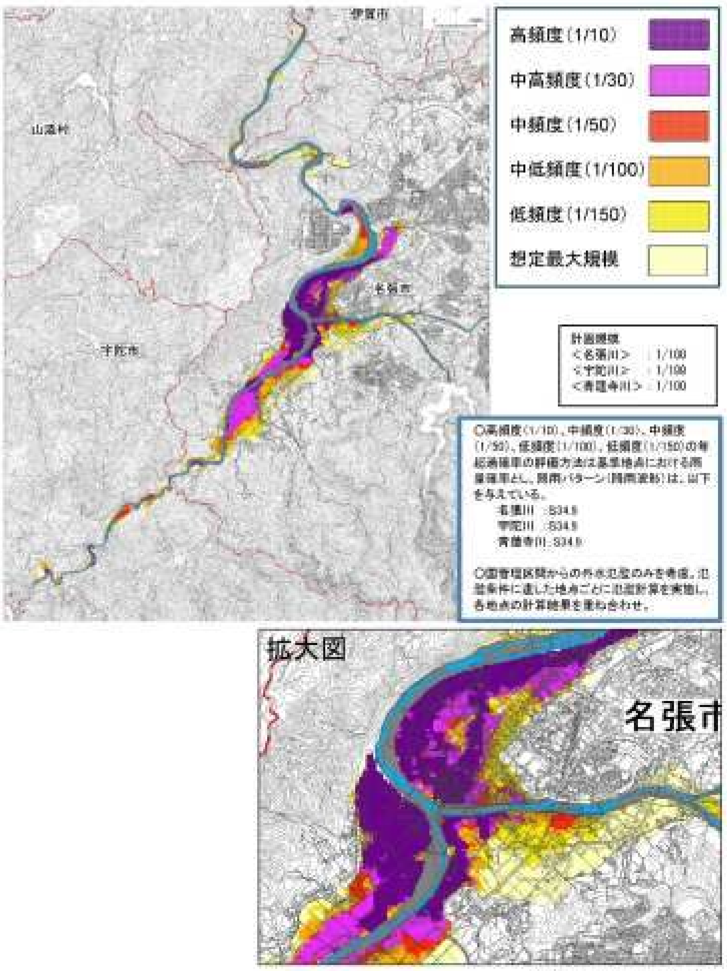
伊賀市
山添村
名張市
宇陀市
高頻度（1/10）
中高頻度（1/30）
中頻度（1/50）
中低頻度（1/100）
低頻度（1/150）
想定最大規模
計画規模
＜名張川＞：1/100
＜宇陀川＞：1/100
＜青蓮寺川＞：1/100
拡大図
名張市

○高頻度（1/10）、中高頻度（1/30）、中頻度（1/50）、中低頻度（1/100）、低頻度（1/150）の年超過確率の評価方法は基準地点における雨量確率とし、降雨パターン（降雨波形）は、以下を与えている。
名張川　：S34.9
宇陀川　：S34.9
青蓮寺川：S34.9

○国管理区間からの外水氾濫のみを考慮。氾濫条件に適した地点ごとに氾濫計算を実施し、各地点の計算結果を重ね合わせ。

出典：木津川上流河川事務所

この２１ページで言いますと浸水が１０分の１で発生するところ、３０分の１、５０分の１、１００分の１、想定最大規模というかたちで色塗りを変えたということで、これ非常にちょっと私も説明しながらわかりにくいところがあるんですけども、浸水想定区域を多段階浸水想定区域の色塗りのやり方をリスクマップ、洪水頻度図というかたちに載せ替えたというものでございます。ですので、この１０分の１というふうに書いてますけども、１０分の１、紫色、例えば今の現状で言いますと、１０分の１で洪水が発生した場合は紫色０センチ以上浸水する恐れがあると、５０分の１であれば、だいぶ広い範囲で浸水するおそれがあるような見方になってございます。

（現況）②浸水深50cm以上

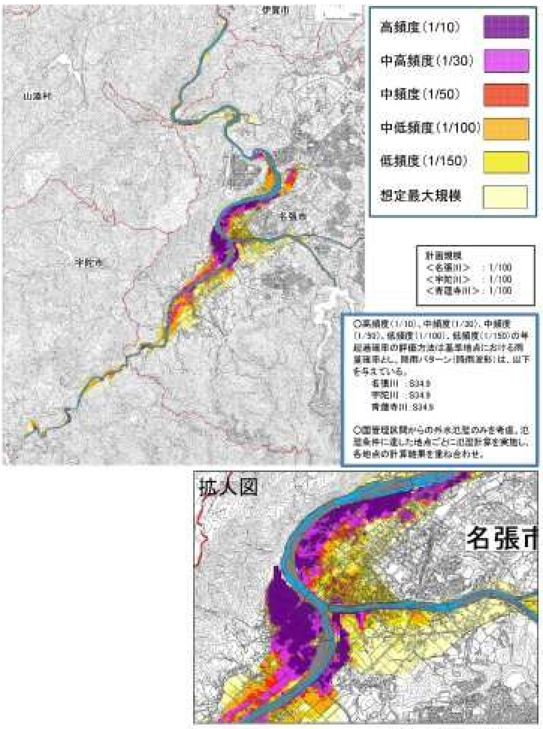
伊賀市
山添村
宇陀市
名張市
高頻度（1/10）
中高頻度（1/30）
中頻度（1/50）
中低頻度（1/100）
低頻度（1/150）
想定最大規模
計画規模
＜名張川＞　：1/100
＜宇陀川＞　：1/100
＜青蓮寺川＞：1/100
拡大図
名張市

○高頻度（1/10）、中頻度（1/30）、中頻度（1/50）、低頻度（1/100）、低頻度（1/150）の年超過確率の評価方法は基準地点における雨量確率とし、降雨パターン（降雨波形）は、以下を与えている。
名張川　：S34.9
宇陀川　：S34.9
青蓮寺川：S34.9

○国管理区間からの外水氾濫のみを考慮。氾濫条件に適した地点ごとに氾濫計算を実施し、各地点の計算結果を重ね合わせ。

出典：木津川上流河川事務所

（現況）　③浸水深3m以上

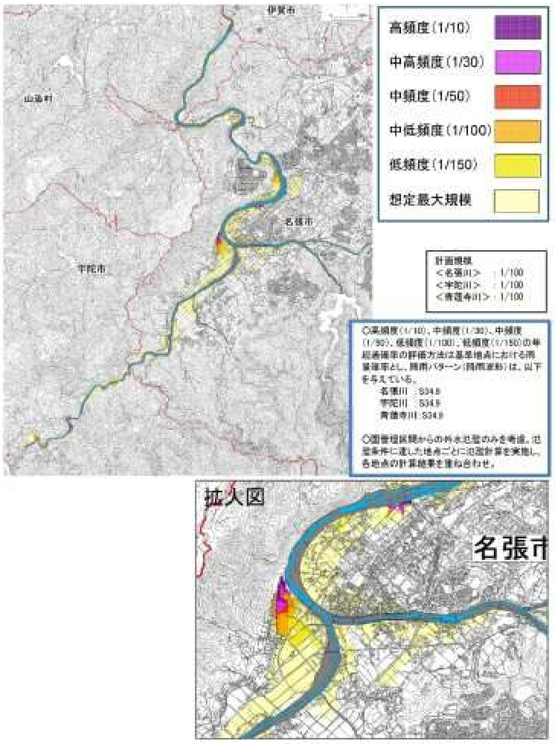
伊賀市
山添村
宇陀市
名張市
高頻度（1/10）
中高頻度（1/30）
中頻度（1/50）
中低頻度（1/100）
低頻度（1/150）
想定最大規模
計画規模
＜名張川＞　：1/100
＜宇陀川＞　：1/100
＜青蓮寺川＞：1/100
拡大図
名張市

○高頻度（1/10）、中頻度（1/30）、中頻度（1/50）、低頻度（1/100）、低頻度（1/150）の年超過確率の評価方法は基準地点における雨量確率とし、降雨パターン（降雨波形）は、以下を与えている。
名張川　：S34.9
宇陀川　：S34.9
青蓮寺川：S34.9

○国管理区間からの外水氾濫のみを考慮。氾濫条件に適した地点ごとに氾濫計算を実施し、各地点の計算結果を重ね合わせ。

出典：木津川上流河川事務所

次、２２ページにいきますけども、今度は５０センチ以上浸かる所はどうですかというふうな見方をしたものになります。ですので、先ほどより少し範囲が狭まるような形になります。右側は、さらに３メーター以上浸かる所はどうですかというような見方をしたものが２３ページ、右側になってございます。ですので、先ほど言いました１番右側でいきますと、３メーター以上浸水ということになりますので、やはり洪水の量が段々、下の方にいくと水の量が多いものですから１０分の１で３メーター浸かるところは非常に範囲狭いですけど、想定最大になると範囲が多いというような絵になってございます。２４ページからは同じようなことなんですけど、これ当面というかたちで整備をしましてこれは何を言ってるかといいますと、これは参考ですけども、当面整備後ということで、今、黒田地区でかわまちづくり事業ということで治水対策をやってございますので、それが終わった後にはどうかというかたちで進めたものでございます。

（当面）①浸水深０cmより大きい

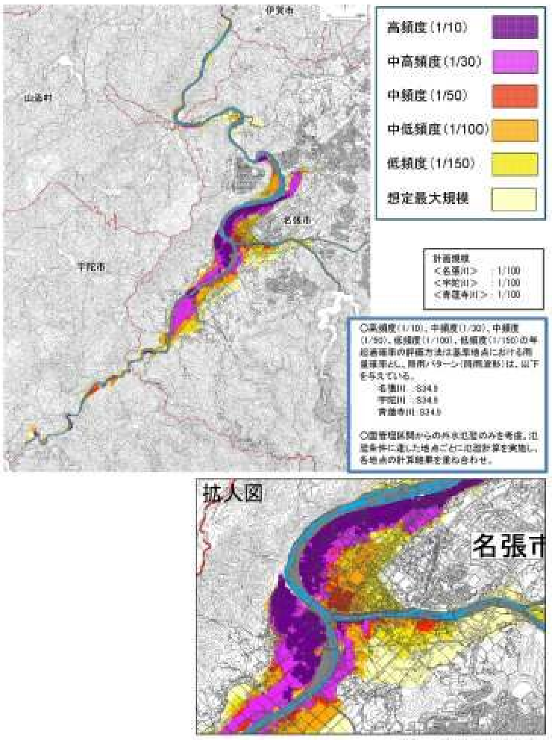
伊賀市
山添村
名張市
宇陀市
高頻度(1/10)
中高頻度(1/30)
中頻度(1/50)
中低頻度(1/100)
低頻度(1/150)
想定最大規模
計画規模
＜名張川＞ ：1/100
＜宇陀川＞ ：1/100
＜青蓮寺川＞：1/100
○高頻度(1/10)、中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)、低頻度(1/100)、低頻度(1/150)の年超過確率の評価方法は基準地点における雨量確率とし、降雨パターン(降雨波形)は、以下を与えている。
名張川 ：S34.9
宇陀川 ：S34.9
青蓮寺川：S34.9
○国管理区間からの外水氾濫のみを考慮。氾濫条件に適した地点ごとに氾濫計算を実施し、各地点の計算結果を重ね合わせ。
拡大図
名張市

出典：木津川上流河川事務所

（中期）①浸水深０cmより大きい

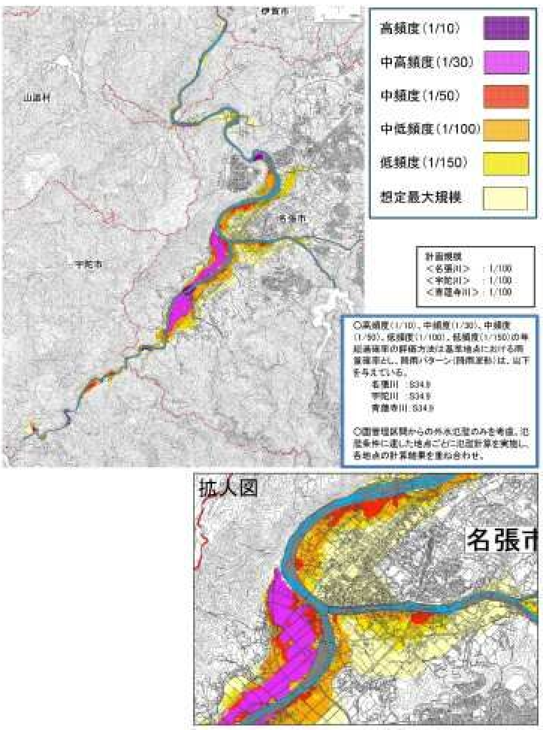
伊賀市
山添村
名張市
宇陀市
高頻度(1/10)
中高頻度(1/30)
中頻度(1/50)
中低頻度(1/100)
低頻度(1/150)
想定最大規模
計画規模
＜名張川＞ ：1/100
＜宇陀川＞ ：1/100
＜青蓮寺川＞：1/100
○高頻度(1/10)、中高頻度(1/30)、中頻度(1/50)、低頻度(1/100)、低頻度(1/150)の年超過確率の評価方法は基準地点における雨量確率とし、降雨パターン(降雨波形)は、以下を与えている。
名張川 ：S34.9
宇陀川 ：S34.9
青蓮寺川：S34.9
○国管理区間からの外水氾濫のみを考慮。氾濫条件に適した地点ごとに氾濫計算を実施し、各地点の計算結果を重ね合わせ。
拡大図
名張市

出典：木津川上流河川事務所

ですので、２１ページと見比べていただきますと、やはり黒田の左岸側で少し例えば紫色の範囲が狭まっているような形になるということでございます。同じように、さらに２７ページ中期ということで、今度はですね、かわまちづくり事業Ｉ期というものに書いてますけども、これの黒田という所をやってますけども、今後、朝日町、南町で治水対策を行っていきますので、その結果を表したものがこちらになります。そうすると、さらに浸水リスクが下がっていくというようなところでございます。資料があっちこっちいってますけども、基本的なご説明は以上でございます。駆け足になってしまったので、わかりにくかったかもしれません。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、居住誘導区域の説明に入らせていただきます。まずは資料２の１ページ目をご覧いただきたいと思います。Ａ３の資料です。これが、居住誘導区域案でございます。昨年度、名張市の関係部署で構成しました庁内ワーキンググループで作成いたしました。どのような理由でこのような形になったかは後ほどご説明させていただきます。

資料２

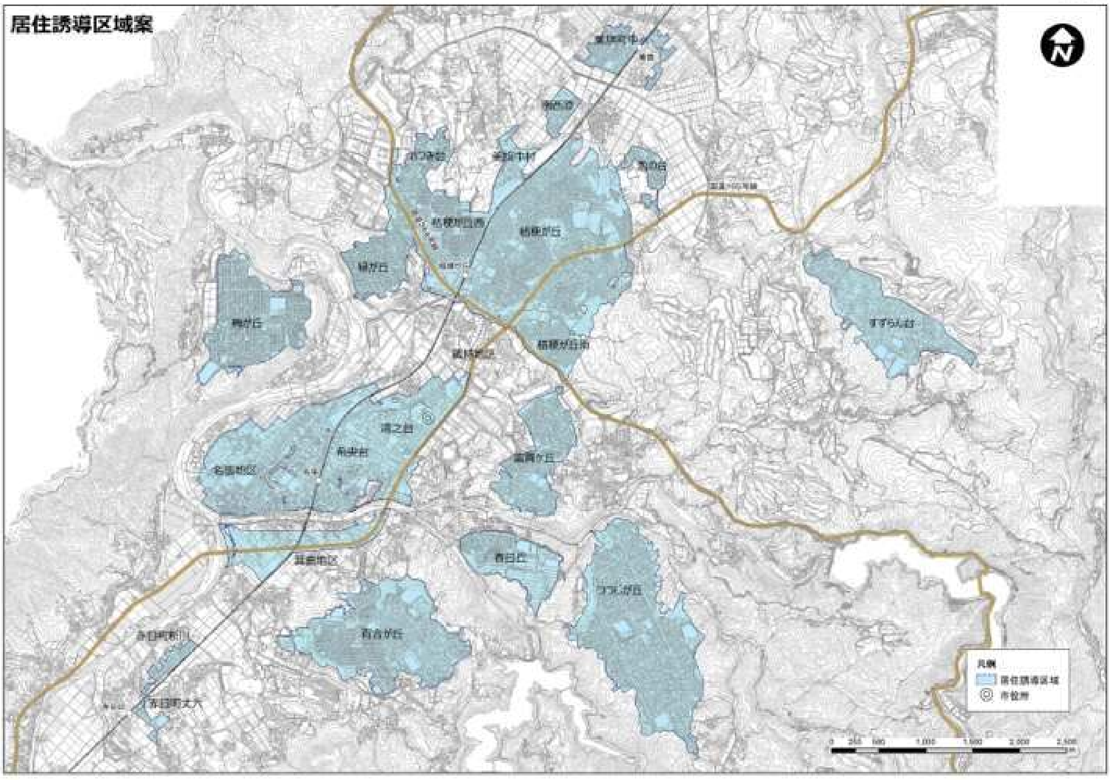
居住誘導区域案
桔梗が丘
桔梗が丘西
桔梗が丘南
緑が丘
梅が丘
蔵持地区
鴻之台
希央台
名張地区
富貴ケ丘
春日丘
つつじが丘
百合が丘
すずらん台
赤目町新川
赤目町丈六
美旗中村
凡例
居住誘導区域
市役所
0 250 500 1,000 1,500 2,000 2,500

では、こちらの資料も見ていただきながら、資料３をご覧いただけますでしょうか。まずは、居住誘導区域の基本的なことについてご説明しておきたいと思います。資料３の１ページから読ませていただきます。１番、居住誘導区域について。まず、居住誘導区域の定義ですが、居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。居住誘導区域を定めるにあたっては、都市全体における人口動態や土地利用、交通、災害リスクなどの現状や将来の見通しを総合的に勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきとされています。居住誘導区域を定めることが考えられる区域としましては、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点や生活拠点、並びにその周辺区域。それらの拠点に公共交通で比較的容易にアクセスができ、都市機能の利用圏として一体的である区域などが考えられます。それでは、次のページをお願いします。居住誘導区域を定めるにあたって留意すべき事項としましては、丸１番、今後人口減少が見込まれる都市や既に人口減少が進みつつある都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではない。また、原則として新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではないとされています。丸２番、各種都市機能は、それぞれの特性に応じた一定の利用圏人口によって持続的に維持されることを踏まえ、当該人口を勘案しつつ居住誘導区域を定めることが

望ましいとされています。

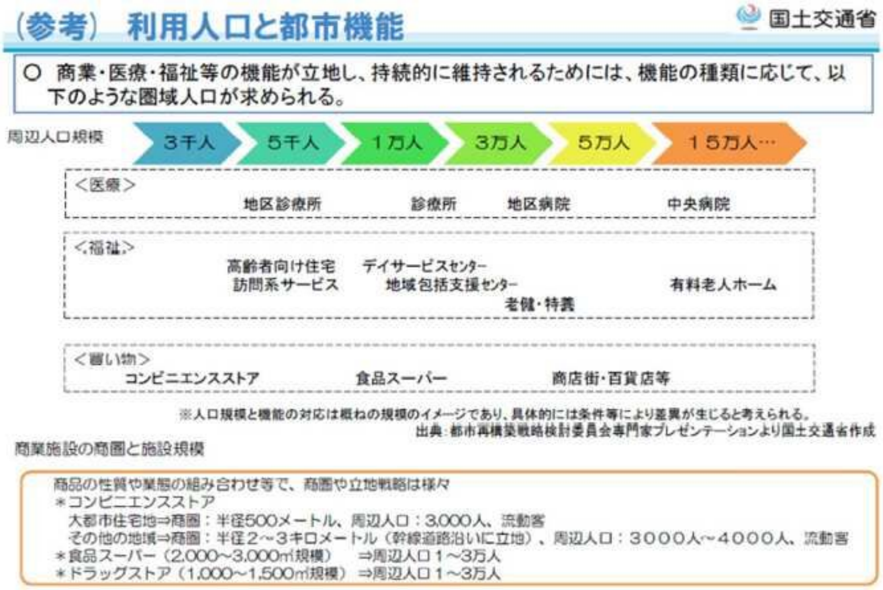

（参考）　利用人口と都市機能　　国土交通省

○　商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。

周辺人口規模　３千人　５千人　１万人　３万人　５万人　１５万人…

＜医療＞
地区診療所　診療所　地区病院　中央病院

＜福祉＞
高齢者向け住宅
訪問系サービス
デイサービスセンター
地域包括支援センター
老健・特養
有料老人ホーム

＜買い物＞
コンビニエンスストア　食品スーパー　商店街・百貨店等

※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。
出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圏と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々
＊コンビニエンスストア
大都市住宅地⇒商圏：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客
その他の地域⇒商圏：半径２～３キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：３０００人～４０００人、流動客
＊食品スーパー（2,000～3,000㎡規模）　⇒周辺人口１～3万人
＊ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模）　⇒周辺人口１～3万人

下の資料は、各種都市機能施設を維持するためにはどれくらいの利用人口が必要かというものですが、例えば３つ目の点線の四角、買い物施設を見てみますと、コンビニだと３千人くらい、食品スーパーだと１万人くらい、商店街や百貨店だと５万人くらい必要だとされています。これは概ねの規模のイメージだそうですが、やはり都市施設を維持するためには一定の商圏人口の維持が必要だという資料でございます。次に、丸３番、市街地周辺の農地のうち、生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい。丸４番、居住誘導区域外については、良好な自然環境に囲まれた豊かな生活などの新たなワークスタイル・ライフスタイルを実現する場ともなり得る地域であること、そして、住宅等の跡地などで空き地が発生して居住環境の悪化などの外部不経済が発生する可能性があることなどの地域特性等を十分に考慮し、居住誘導区域を設定するべきであるとされています。続きまして、居住誘導区域に係る届出制度についてです。こちらは法律で決められております。居住誘導区域外でここに書いている開発行為や建築行為などをする場合には届出が必要になります。どのような行為かと言いますと、３戸以上の住宅の新築やそのための開発行為。１，０００㎡以上の住宅の開発行為。有料老人ホームなどの新築とそのための開発行為。既にある建物を改築などして、３戸以上の住宅や有料老人ホームなどにする場合です。これらの行為が絶対できないわけではないのですが、届出を受けてその内容がこれから進めていく居住誘導などに支障が生じると判断した場合は、協議・調整の上、勧告等をするようになります。

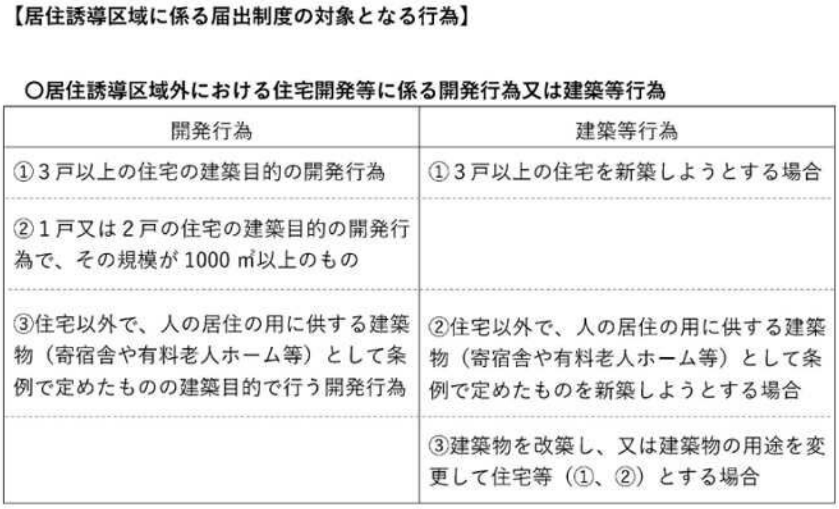

【居住誘導区域に係る届出制度の対象となる行為】

○居住誘導区域外における住宅開発等に係る開発行為又は建築等行為

開発行為	建築等行為
①３戸以上の住宅の建築目的の開発行為	①３戸以上の住宅を新築しようとする場合
②１戸又は２戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000 ㎡以上のもの	
③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物（寄宿舎や有料老人ホーム等）として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為	②住宅以外で、人の居住の用に供する建築物（寄宿舎や有料老人ホーム等）として条例で定めたものを新築しようとする場合
	③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

居住誘導区域外ではこのような制限が出てまいりますが、こうすることで、居住誘導区域外となった農村集落などの自然豊かな居住環境が守られることになるかと思います。それでは次のページをご覧ください。

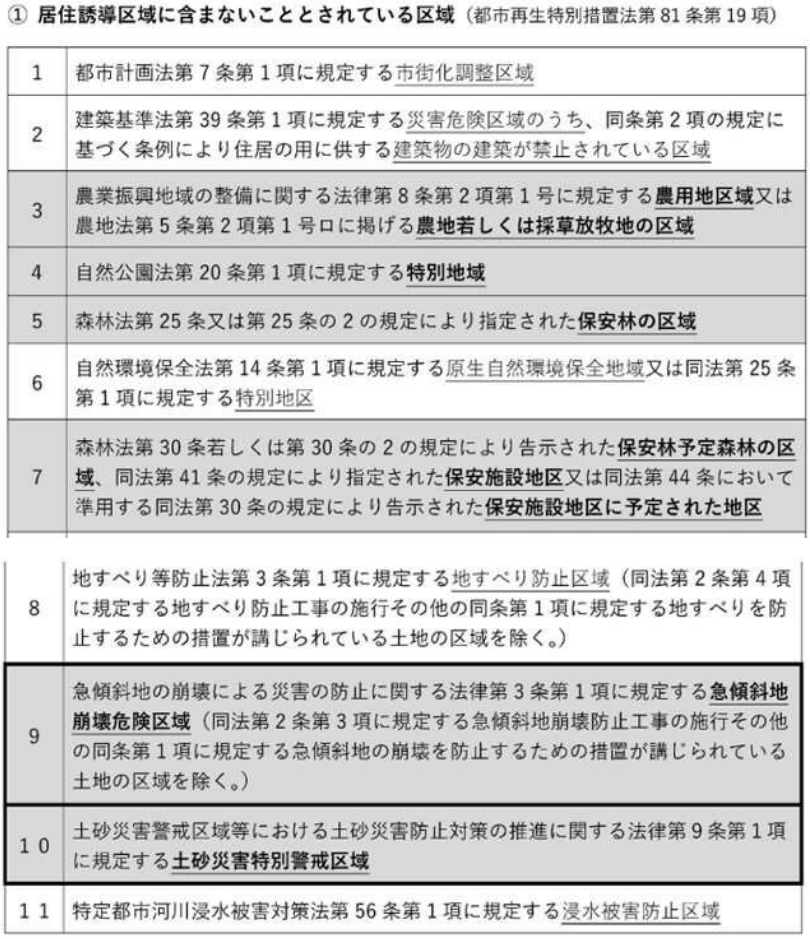

① **居住誘導区域に含まないこととされている区域**（都市再生特別措置法第 81 条第 19 項）

1	都市計画法第７条第１項に規定する市街化調整区域
2	建築基準法第 39 条第１項に規定する災害危険区域のうち、同条第２項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
3	農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する**農用地区域**又は農地法第５条第２項第１号ロに掲げる**農地若しくは採草放牧地の区域**
4	自然公園法第 20 条第１項に規定する**特別地域**
5	森林法第 25 条又は第 25 条の２の規定により指定された**保安林の区域**
6	自然環境保全法第 14 条第１項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第 25 条第１項に規定する特別地区
7	森林法第 30 条若しくは第 30 条の２の規定により告示された**保安林予定森林の区域**、同法第 41 条の規定により指定された**保安施設地区**又は同法第 44 条において準用する同法第 30 条の規定により告示された**保安施設地区に予定された地区**
8	地すべり等防止法第３条第１項に規定する地すべり防止区域（同法第２条第４項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第１項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）
9	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項に規定する**急傾斜地崩壊危険区域**（同法第２条第３項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第１項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）
１０	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条第１項に規定する**土砂災害特別警戒区域**
１１	特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第１項に規定する浸水被害防止区域

居住誘導区域に含めてはいけない区域というものが法律などで決まっております。まずは丸１番、居住誘導区域に含まないこととされている区域です。名張市内に存在する区域はグレーに着色しています。ただし、それらのうち、この後ご説明します居住誘導区域案の範囲内に存在するものは、太枠で囲っています９番の急傾斜地崩壊危険区域と１０番の土砂災害特別警戒区域だけとなっております。ただし、９番の急傾斜地崩壊危険区域の方には、崩壊防止工事などの措置が講じられている区域は除くという但し書きがあります。次の丸２番、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域は、名張市内に存在しません。

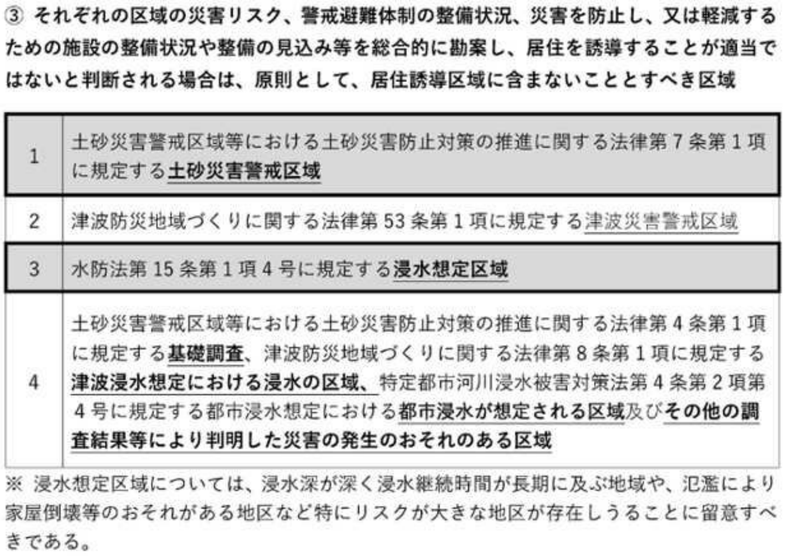

③ それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

1	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項に規定する**土砂災害警戒区域**
2	津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第１項に規定する津波災害警戒区域
3	水防法第 15 条第１項４号に規定する**浸水想定区域**
4	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第４条第１項に規定する**基礎調査**、津波防災地域づくりに関する法律第８条第１項に規定する**津波浸水想定における浸水の区域**、特定都市河川浸水被害対策法第４条第２項第４号に規定する都市浸水想定における**都市浸水が想定される区域**及び**その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域**

※ 浸水想定区域については、浸水深が深く浸水継続時間が長期に及ぶ地域や、氾濫により家屋倒壊等のおそれがある地区など特にリスクが大きな地区が存在しうることに留意すべきである。

次の丸３番、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域については、１番の土砂災害警戒区域と３番の浸水想定区域が該当します。

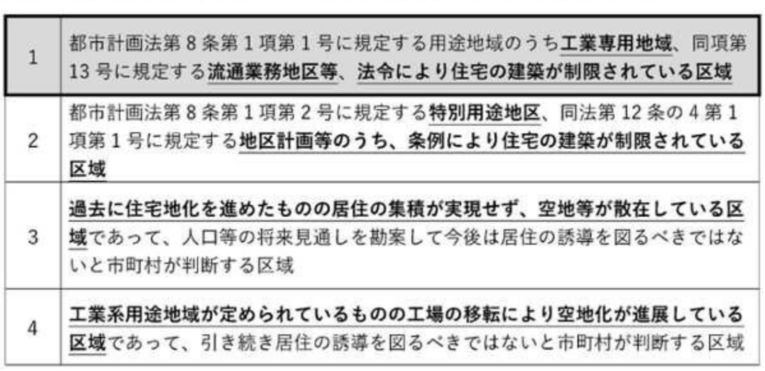

④ 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域

1	都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち**工業専用地域**、同項第 13 号に規定する**流通業務地区等**、**法令により住宅の建築が制限されている区域**
2	都市計画法第８条第１項第２号に規定する**特別用途地区**、同法第 12 条の４第１項第１号に規定する**地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域**
3	**過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域**であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
4	**工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域**であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

最後、丸４番の居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域については、１番の中の工業専用地域が該当します。それでは、次のページをご覧ください。

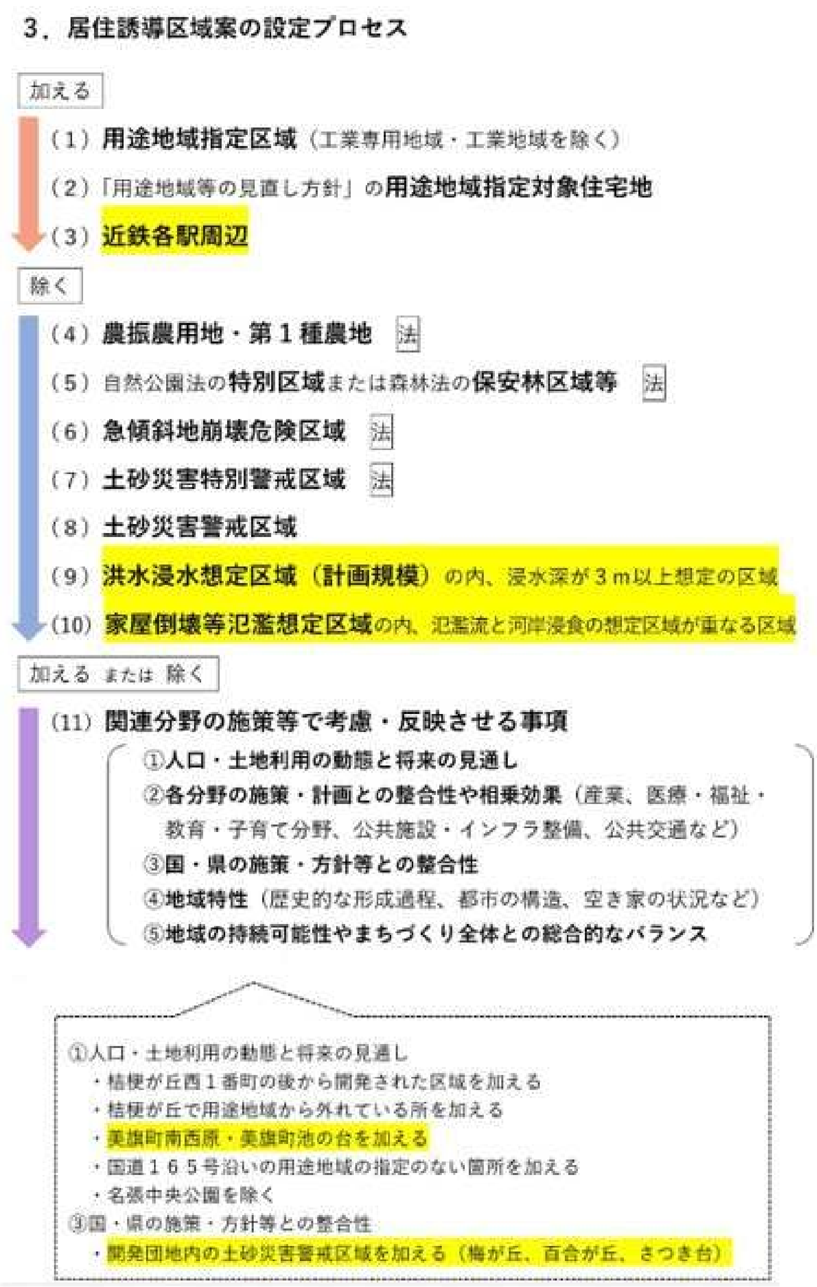

３．居住誘導区域案の設定プロセス

加える

（１）**用途地域指定区域**（工業専用地域・工業地域を除く）

（２）「用途地域等の見直し方針」の**用途地域指定対象住宅地**

（３）**近鉄各駅周辺**

除く

（４）**農振農用地・第１種農地** 法

（５）自然公園法の**特別区域**または森林法の**保安林区域等** 法

（６）**急傾斜地崩壊危険区域** 法

（７）**土砂災害特別警戒区域** 法

（８）**土砂災害警戒区域**

（９）**洪水浸水想定区域（計画規模）**の内、浸水深が３ｍ以上想定の区域

（10）**家屋倒壊等氾濫想定区域**の内、氾濫流と河岸浸食の想定区域が重なる区域

加える または 除く

（11）**関連分野の施策等で考慮・反映させる事項**

①**人口・土地利用の動態と将来の見通し**
②**各分野の施策・計画との整合性や相乗効果**（産業、医療・福祉・教育・子育て分野、公共施設・インフラ整備、公共交通など）
③**国・県の施策・方針等との整合性**
④**地域特性**（歴史的な形成過程、都市の構造、空き家の状況など）
⑤**地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランス**

①人口・土地利用の動態と将来の見通し
・桔梗が丘西１番町の後から開発された区域を加える
・桔梗が丘で用途地域から外れている所を加える
・美旗町南西原・美旗町池の台を加える
・国道１６５号沿いの用途地域の指定のない箇所を加える
・名張中央公園を除く
③国・県の施策・方針等との整合性
・開発団地内の土砂災害警戒区域を加える（梅が丘、百合が丘、さつき台）

ここから、先ほど見ていただきました居住誘導区域案の設定プロセスをご説明したいと思います。この１番から１１番の流れで設定しました。１番から３番が居住誘導区域に加えていく区域、４番から１０番が除いていく区域、最後の１１番は加える場合と除く場合の両方が考えられるとしました。この順番で加えたり除いたりを繰り返して、最終

的に先ほど見ていただきました居住誘導区域案ができ上がりました。はたして、このようなプロセス、考え方で良いかどうか、項目に過不足がないかどうかなど、ご検討いただければと思います。この中でも、特にご検討いただきたいと思っている項目を黄色に着色しています。庁内ワーキンググループでも意見がわかれたりしたところでして、ぜひ皆様のご見解をお聞きしたいと思っております。全部通しますとちょっと説明が長くなってしまいますので、３分割してご説明させていただきたいと思います。まずはプロセス１番から３番までの加える区域についてご説明いたします。

（Ⅰ）用途地域指定区域（工業地域・工業専用地域を除く）

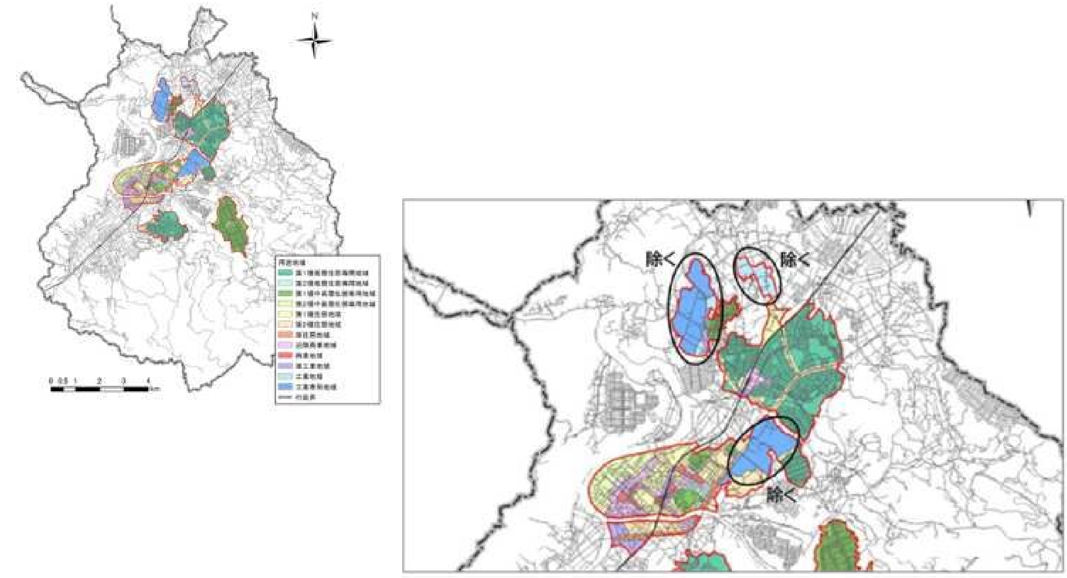
N
用途地域
第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域
第2種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
行政界
0 0.5 1 2 3 4 km
除く
除く
除く

プロセスの１番目、現行の都市計画との整合性を図るため、用途地域の指定区域をいちばんのベース・基本として、１番目に設定しました。ただし、先程ご説明しました工業専用地域を除くといたしました。そして、それに併せまして、居住には不向きな工業地域も除くこととといたしました。工業地域は工業専用地域と違って住宅が建てられるんですけども、住宅の横でも大きく危険な工場が建つこともありえる地域になりますので、あえて居住を誘導する区域ではないかなということで除きました。これについては、次のページ、７ページをご覧いただきたいと思います。上の用途地域指定区域の中から、下の図の丸で囲っている、青色と水色の３か所を除くということになります。次に、プロセスの２番としまして、平成２６年に作成いたしました用途地域の見直し方針で、用途地域の指定を進めていこうという方針をたてた住宅団地を加えました。単独または周辺の住宅団地と合わせて概ね５０ヘクタール以上の住宅団地が対象になっています。

（２）「用途地域等の見直し方針」の用途地域指定対象住宅地

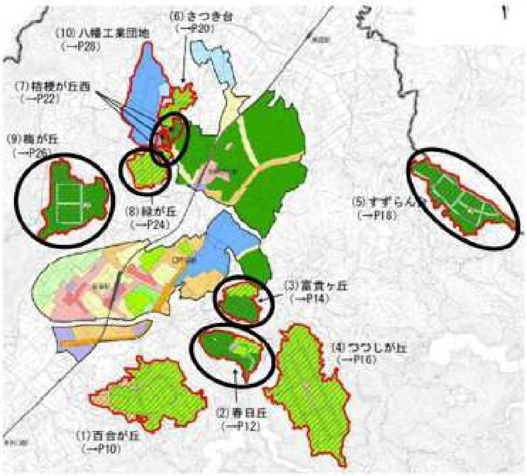
(6) さつき台
(→P20)
(10) 八幡工業団地
(→P28)
(7) 桔梗が丘西
(→P22)
(9) 梅が丘
(→P26)
(8) 緑が丘
(→P24)
(5) すずらん台
(→P18)
(3) 富貴ヶ丘
(→P14)
(4) つつじが丘
(→P16)
(2) 春日丘
(→P12)
(1) 百合が丘
(→P10)

梅が丘	開発面積 971,400 ㎡	計画区画数 2,600
緑が丘	開発面積 331,712 ㎡	計画区画数 1,084
桔梗が丘西１・６・７番町	開発面積 165,898 ㎡	計画区画数 474
すずらん台	開発面積 971,400 ㎡	計画区画数 2,600
富貴ケ丘４・５・６番町	開発面積 356,550 ㎡	計画区画数 912
春日丘	開発面積 661,489 ㎡	計画区画数 1,003

これについては、８ページをご覧ください。既に用途地域を指定済みのところもありますので、黒の丸で囲んでいるところが、このプロセス２番の対象となります。

（３）近鉄各駅周辺

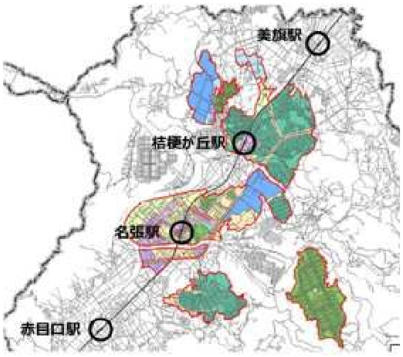
美旗駅
桔梗が丘駅
名張駅
赤目口駅

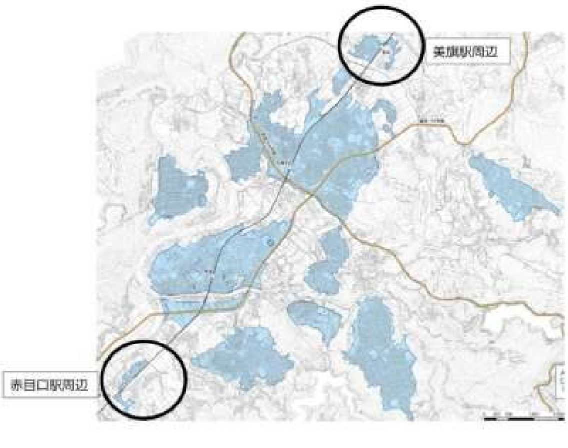
美旗駅周辺
赤目口駅周辺

それでは隣のページ、９ページをご覧ください。次に、プロセスの３番としまして、近鉄各駅周辺を加えました。これは、特にご意見をいただきたい項目の１つです。まず名張駅と桔梗が丘駅周辺はプロセスの１番で既に対象になっていますので、ここで該当するのは美旗駅と赤目口駅周辺ということになります。

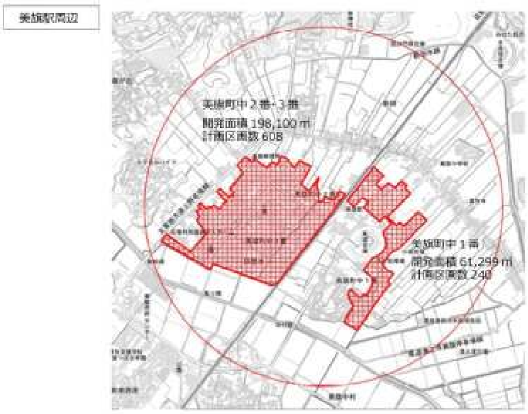

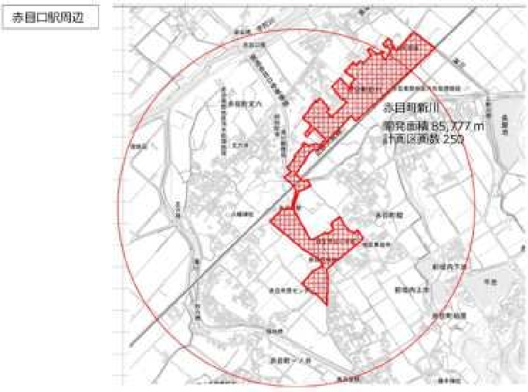

次のページ、１０ページをご覧ください。美旗駅周辺と赤目口駅周辺と書いている図の円はそれぞれの駅から８００ｍの徒歩圏です。この範囲には農地も多くありましたので、居住の基盤が整っている住宅団地などを対象としました。赤目口駅周辺のうち、赤目口駅の南側の部分は住宅団地ではなく、市民センターと小学校を入れとこうということで加えた部分でございます。

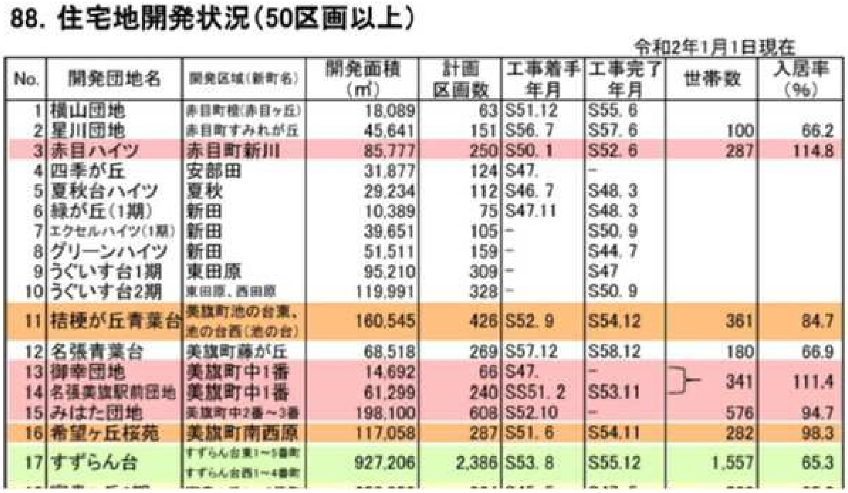

88. 住宅地開発状況（50区画以上）

令和2年1月1日現在

No.	開発団地名	開発区域（新町名）	開発面積（㎡）	計画区画数	工事着手年月	工事完了年月	世帯数	入居率（%）
1	横山団地	赤目町檀（赤目ヶ丘）	18,089	63	S51.12	S55. 6		
2	星川団地	赤目町すみれが丘	45,641	151	S56. 7	S57. 6	100	66.2
3	赤目ハイツ	赤目町新川	85,777	250	S50. 1	S52. 6	287	114.8
4	四季が丘	安部田	31,877	124	S47.	−		
5	夏秋台ハイツ	夏秋	29,234	112	S46. 7	S48. 3		
6	緑が丘（1期）	新田	10,389	75	S47.11	S48. 3		
7	エクセルハイツ（1期）	新田	39,651	105	−	S50. 9		
8	グリーンハイツ	新田	51,511	159	−	S44. 7		
9	うぐいす台1期	東田原	95,210	309	−	S47		
10	うぐいす台2期	東田原、西田原	119,991	328	−	S50. 9		
11	桔梗が丘青葉台	美旗町池の台東、 池の台西（池の台）	160,545	426	S52. 9	S54.12	361	84.7
12	名張青葉台	美旗町藤が丘	68,518	269	S57.12	S58.12	180	66.9
13	御幸団地	美旗町中1番	14,692	66	S47.	−	341	111.4
14	名張美旗駅前団地	美旗町中1番	61,299	240	SS51. 2	S53.11		
15	みはた団地	美旗町中2番〜3番	198,100	608	S52.10	−	576	94.7
16	希望ヶ丘桜苑	美旗町南西原	117,058	287	S51. 6	S54.11	282	98.3
17	すずらん台	すずらん台東1〜5番町 すずらん台西1〜4番町	927,206	2,386	S53. 8	S55.12	1,557	65.3

このように設定してみましたのものの、隣のページの住宅団地の一覧をご覧いただきますと、これまでのプロセス１番と２番で設定してきた住宅団地に比べて、規模がかなり小さいことが、わかっていただけるかと思います。ピンク色に着色しています１３番か

ら１５番が美旗駅周辺として指定しました美旗町中という団地、３番が赤目口駅周辺として指定した赤目町新川という団地です。黄色と黄緑色がプロセス１番と２番で設定した住宅団地です。

【２０４５年の人口密度】

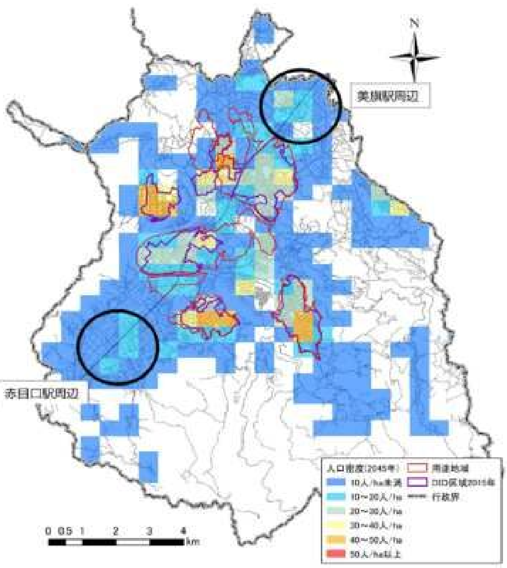
N
美旗駅周辺
赤目口駅周辺
人口密度(2045年)
10人/ha未満
10～20人/ha
20～30人/ha
30～40人/ha
40～50人/ha
50人/ha以上
用途地域
DID区域2015年
行政界
0 0.5 1 2 3 4
km

【農業振興地域・農用地区域】

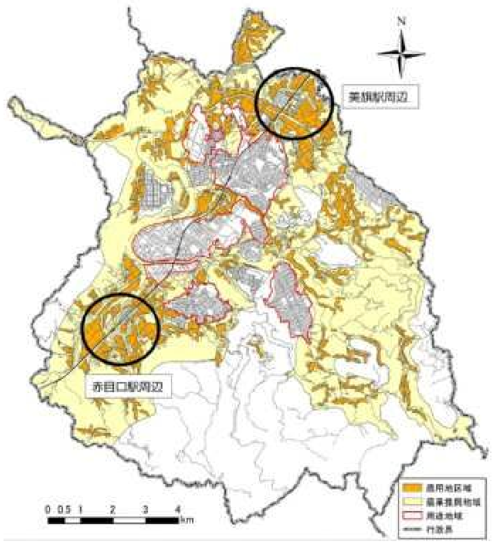
N
美旗駅周辺
赤目口駅周辺
農用地区域
農業振興地域
用途地域
行政界
0 0.5 1 2 3 4
km

そして、次のページもご覧いただきたいのですが、人口密度が低すぎるのではないかということと、隣の１３ページのように周辺に多くの農用地が広がっているので、将来的に人口を集中させたり都市化を図るのは、なかなか難しいかと思われたんですけれども、それでもやはり、鉄道駅周辺ということなので、庁内ワーキンググループの案としては残しておこうということになりました。それでは、説明のほうは、いったんここで切らせていただきたいと思います。特にご検討いただきたいと言っていたところだけでなく、ほかにもお気づきの点などございましたら、何でも結構ですので、ぜひご意見をお聞きしたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

【議長】

　はい、ありがとうございます。それでは、ここで、ご意見を賜ればというふうに思います。ちなみに、前回もお話をさせていただきましたけれども、居住誘導区域に規定をしないことで、まあ住宅が建てられないということではなくて、先ほど、資料の３の３ページでご説明いただいたようにですね、３戸以上の住宅とか、規模の大きい住宅を建てる時には届出が必要になってくるということでございますので、そこをちょっとその念頭におきながら議論をさせていただければと思います。ちなみに先ほどの資料３の３ページにございますように、１戸２戸の開発の場合は届出がいりませんので、まあいわ

ゆる戸建て住宅で、建て替えるときには手続きはいらないということになりましたので、まあ少し開発という意味合いになるものに関しては届出があって、場合によったら市役所から勧告等が入ってやめてくださいと言うお話になるというふうになります。ということでいかがでしょうか。特にあの先ほどご意見、説明がありましたけど、赤目口駅の周辺に建てるっていうものを居住誘導区域に進めるかどうかっていうところで特に何かご意見賜りたいということでございました。いかがでしょう。何かご質問でもご意見でも結構です。はい。どうぞ。

【委員】
　良いですか。

【議長】
　はい。

【委員】
　すいません。この居住誘導区域というのはですね、住民サービス維持向上ということで一定のですね機能を持っていかないといけない。そうするとですね、これ、今、ほぼ団地内を居住誘導区域に加えているというかたちになっていると思うんですね。で、今後まあ２０４０年度の方向性に向かった時にですね、人口減少になってくる。またですね、こういう団地内でのですね、空き家というか空洞化が起こってくるという形のものが出てきます。そうするとですね、市として、この地域は重点区域、まずは重点的にやっていこう。この地域は、まあ次の拠点にしていこうというですね、段階的な優先順位を決める必要があるんじゃないかと思うんですね。どこもこれは家が建てられますよという形のものを今してるわけですけども、その中であっても、どこを優先順位にしていくのかというとこらへんのものがですね、まあ人口密度とか人口傾向を見ながらやっていく考え方もあるんではないかというふうに私は思います。１つの例をあげるのでしたらね、春日丘ではもう半分ぐらいが空洞地になっている。すずらん台の方もですね、そういった傾向は幾分か出てきていると。そういうことがですね、今度、都心部に人をこう集めた、集めようとした時にですね、どうしても都心部の機能密度と言うかですね、そういったことをですね、やっぱり図っていかないとですね、魅力のある居住地域なりですね、都市構造ができないというふうな観点、考え方もあるんじゃないかと思いますので、私は居住誘導区域というのは、まあこういうエリアでも良いと思うんですけども、どこを優先的にやっていくのかという段階的なですね、素案もですね、あったら良いのではないかというふうなことを思いましたので、ちょっと提案させていただきました。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

はい、ありがとうございました。先ほどからの話を別の言い方をしますと、今は既にもう開発をされてる、特に大規模な住宅団地は全部、都市機能誘導区域、居住誘導区域に入れてるんだけれど、今後考えていく中で本当にこれだけのその住宅が維持できるんだろうかということで、まあ徐々にですね、どこかに住宅が集約をしようということの市役所の方針みたいなものがあってもいいのではないでしょうかというご意見かと思います。ただ、そうなってくると今度はあの地元住民さんとの、かなりこう綿密な協議が必要になって参りまして、なぜうちは居住誘導区域から外れるんだ、もう住まない、出てくださいと言ってるんですかみたいな話になってきますので、その辺りかなりこう時間をかけて、協議を進めていかないといけないということで、先程も段階的という言葉を使っていただきましたけれども、今回はこういうことでやるんだけれども、また見直しのときにはそういう協議も必要じゃないでしょうかというご意見です。はい。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

元々ですね、考え方としては、あの居住誘導区域として名張駅周辺、桔梗が丘駅周辺の考え方だったと思います。で、基本の考え方が本来いろんな形の居住誘導区域を作ったらいい訳でございますが、まあいたずらに広く設定すべきでないというほかですね、今回赤目駅、美旗駅が出てきたのは、駅っていうことで出てきたんですか。他に何かの要素があった訳でございますか。

【事務局】

他の要素はちょっと理由としては弱くって、もう駅周辺ということだけで、はい。

【委員】

だからその将来、設定していく時にね、どうしていくかの問題がいろいろ出てくるので、本当に慎重に考えないかんことやと思います。

【事務局】

はい。

【議長】

はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

今の話の延長なりますけども、仮に駅周辺っていう理由だけであって、その理由を除けば、ここもあの赤目も美旗も住宅地ではあるんですけど、開発団地ではあるんですけども、駅の理由を省けば、別に外して構わないっていうような見解であれば、他の住宅地とどう差があるのかなあと思うんですけども、一般的なその村っていうか集落ですね、そことその開発団地、たとえばすずらんとかつつじにつきましても、実質的にまあ何て言うか、住宅以外にその言われてる省くようなものを建てる要素が、そもそもあるんかっていうところを思った時に、その居住誘導していくのであれば、商店、お店とか、そういうのも建てるような制限になるっていうこと。逆に言ったらその大方、許可、その届出さえすれば、まあスーパーとか建てても良いよとかっていうふうにしていくっていうことで。

【議長】

はい。

【委員】

あのちょっと今違いますよね。居住誘導と違いますよね。都市機能の話ですよね。すいません。

【事務局】

ええ、ありがとうございます。あの住宅団地でこれ資料３のですね、８ページの方にですね、これまあ将来的に用途地域、今議論いただいてます、立地適正化計画のまた更に下にあるベースにある用途地域の制限なんですけど、将来的に用途指定をしていこうっていう案を考えておりまして、それもまあ概ね５０ヘクタール以上の大規模な団地に用途指定をしていこうと考えております。で、あの今、委員のおっしゃっていただいた住宅団地の方での制限なんですけれども、用途指定をかけていくとなってくると、その中で住宅、用途地域ですと住宅以外の店舗併用住宅とかそういったものも建てていくことができまして、今現在、用途指定はしてません。あの白地地域なんですけど、都市計画法の制限がかかってますので、非常に厳しい制限になっています。で、今の土地利用の需要に合わせてですね、用途地域を指定する事で、若干用途制限が緩くなっているということで、店舗等も建てれるようになってくると。ただ、緩くなり過ぎる部分が心配されますので、そこについては別途、地区計画、別の制度で絞っていくというそういったコントロールをしていこうというふうには考えてますので、この居住誘導区域指定をかけてもですね、そのそういったコントロールは可能になってくるので、用途地域と合わせて進めていく予定はございます。そういった話でよろしいですか。

【委員】

　はい。

【議長】

　はい、よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

　少し交通の観点から申し上げますと、市内の移動については基本的には鉄道ではなくてバスとか、その他の交通になるのかなと思います。あの先ほど、委員から話がありましたように、当初からその名張と桔梗が丘を重点的に考えていくということであれば、そこへのアクセスとですね、まあこの後また出てくると思うんですけども、都市機能との関連がですね、非常に大事になってくるかなと思います。で、あの美旗地区と赤目地区については、それぞれまあ特に美旗地区については、コミュニティバス等走ってますけども、そのアクセス性等も考慮しながら設定していく必要があるのかなというふうには思っております。以上です。

【議長】

　はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。特に委員を中心に、まああんまり広げ過ぎない方が良いんではないでしょうかというようなご意見が多かったかなあというふうに思います。で、ちなみにあの私、他市でももう既に立地適正化計画を作らせていただいたんですが、最初、市役所が用意をしていた案は、今の名張の市役所案と近くて、それぞれ各駅周辺を、居住誘導区域に設定をしていたんですけれど、地方整備局と意見交換する中で、ちょっとこれ点在させ過ぎじゃないですかっていう話になったんですね。というのはやはり、その旧村の元々の中心部に駅があって、そこを居住誘導区域にしようとしてたんですけれど、まあそうじゃなくて今、市全体を考えた時にどこに誘導したら良いのかっていうことが計画の本論なのでっていうことになりまして、で、その各駅ということは外して、本当の意味での中心部である駅とその周辺、それからその隣で開発も行われている駅だけに絞ったという経緯がございます。まあ、そういう意味では、まあ赤目口はですね、かなりその慎重であるべきではないかなあと、今、私個人的に思っているところで、そのあたり事務局、市役所内でまた議論をしていただければというふうに思います。

【事務局】

　ありがとうございます。

【議長】

よろしいでしょうか。はい。それでは続いての説明よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、今度はプロセス４番から１０番までの、除いていく区域をご説明させていただきます。１４ページをご覧ください。

（4）農振農用地・第１種農地

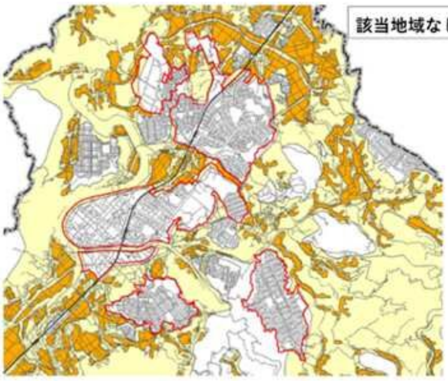

（5）自然公園法の特別区域または森林法の保安林区域等

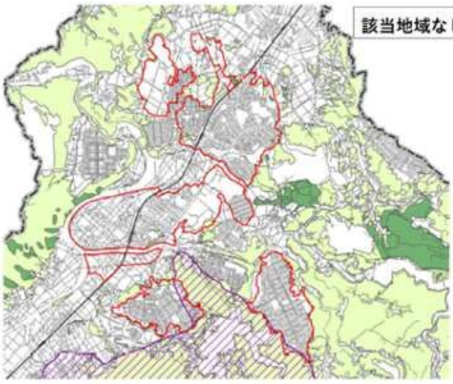

上がプロセス４番、下がプロセス５番です。凡例を載せていなくて申し訳ありませんが、赤いラインが用途地域の指定区域です。上の４番の図の方は、薄い黄色が農業振興地域で、その内、農用地区域がオレンジ色の所です。第１種農地は誘導区域案の中にございませんでした。下の５番の図の方は、薄い黄緑色が森林地域で、その内、濃い緑色の所が保安林区域です。紫の斜線部分は自然公園の区域で百合が丘と春日丘の一部にかかっているのですが、これは特別区域ではなく普通地域でしたので、４番も５番も、誘導区域案の中には除かなければいけない該当区域はございませんでした。

（6）急傾斜地崩壊危険区域

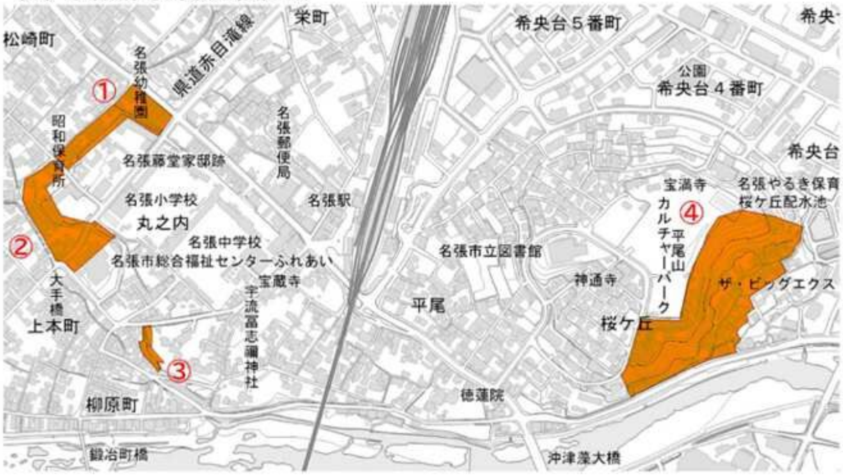
松崎町
①
名張幼稚園
県道赤目滝線
栄町
希央台５番町
希央
公園
希央台４番町
名張郵便局
昭和保育所
名張藤堂家邸跡
希央台
名張小学校
名張駅
宝満寺
名張やるき保育
桜ケ丘配水池
丸之内
④
カルチャーパーク
平尾山
②
名張中学校
名張市総合福祉センターふれあい
名張市立図書館
宝蔵寺
神通寺
ザ・ビッグエクス
大手橋
上本町
宇流冨志禰神社
平尾
桜ケ丘
③
柳原町
徳蓮院
鍛冶町橋
沖津藻大橋

続きまして、隣のページです。プロセス６番の急傾斜地崩壊危険区域です。名張地区の中に４か所ございまして、この区域は、先程ご説明しましたように、居住誘導区域に含まないこととされているものの、崩壊の防止措置が講じられていれば含めても良いという但し書きがございます。

①丸之内東地区 昭和５３年指定

③柳原町地区 平成１５年指定 ⇒居住誘導区域に含める

②丸之内西地区 昭和５３年指定

④桜ケ丘地区 昭和４６年指定

室長と現地を見に行きまして、区域案にある４か所の内、比較的最近工事がなされている柳原地区、次の１６ページの上のほうに写真を載せておりますが、ここについては、誘導区域に含めても問題ないのではないかと判断いたしました。これについても特に防災面からのご見解をお聞きできればと思っております。それでは次のページをご覧ください。

（７）土砂災害特別警戒区域　（８）土砂災害警戒区域

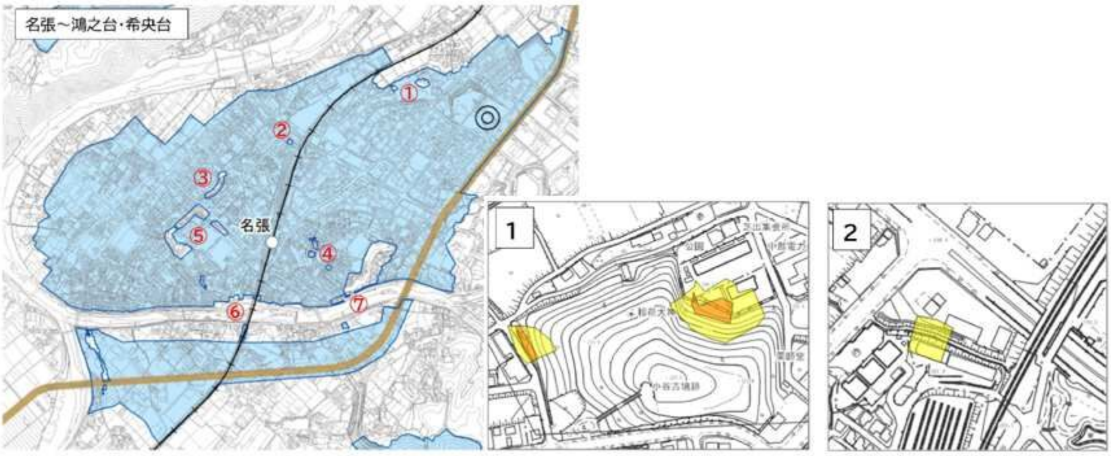

次は、プロセス７番の土砂災害特別警戒区域と、８番の土砂災害警戒区域です。特別警戒区域の方は法律で居住誘導区域に含まないこととされている区域で、但し書きもございませんので、すべて外します。８番の警戒区域については、原則として含まないこととされている区域ですが、いったんここではすべて除きまして、その一部については、プロセスの１１番で加え直しております。後ほどご説明いたします。これらの区域については、市内に点在しておりまして、１７ページから２２ページにわたって載せている所です。黄色の所が警戒区域、オレンジ色の所が特別警戒区域となっております。

（参考資料）

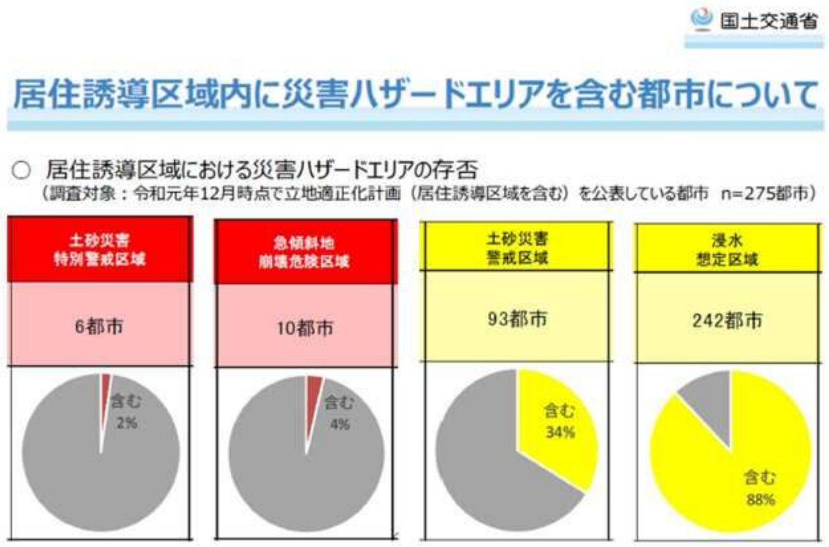

国土交通省

居住誘導区域内に災害ハザードエリアを含む都市について

○ 居住誘導区域における災害ハザードエリアの存否
（調査対象：令和元年12月時点で立地適正化計画（居住誘導区域を含む）を公表している都市 n=275都市）

土砂災害 特別警戒区域	急傾斜地 崩壊危険区域	土砂災害 警戒区域	浸水 想定区域
6都市	10都市	93都市	242都市

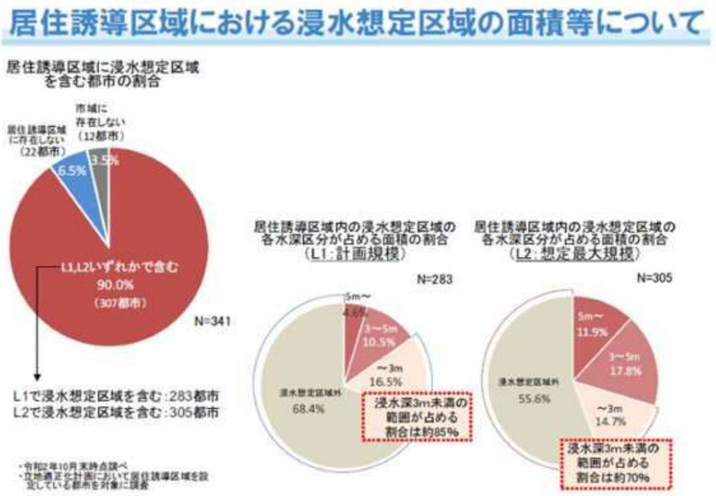

居住誘導区域における浸水想定区域の面積等について

L1で浸水想定区域を含む：283都市
L2で浸水想定区域を含む：305都市

・令和2年10月末時点調べ
・立地適正化計画において居住誘導区域を設定している都市を対象に調査

その次、２３ページですが、参考資料です。まず上の方の円グラフですが、令和元年１２月時点で少し古い情報ではありますが、今説明してきました災害ハザードの区域を

どれくらいの自治体が居住誘導区域に含めているかという情報です。赤色の２つは、ほとんどの都市で除かれておりますが、左から３つ目の土砂災害警戒区域については、３４％の自治体が含んでいるということです。一番右端の浸水想定区域は、これからご説明するものですが、８８％とかなり多い割合となっております。これについては、下のグラフもご覧いただきたいと思います。これはまた別の調査で、令和２年１０月時点のものです。いちばん左の円グラフ、９０％の都市が浸水想定区域を含めていますが、残り２つの円グラフを見ますと、その浸水深の基準は計画規模のＬ１と想定最大規模のＬ２共に、３メートル未満が一番多い割合となっております。

（９）**洪水浸水想定区域（計画規模）**の内、浸水深が３ｍ以上想定の区域

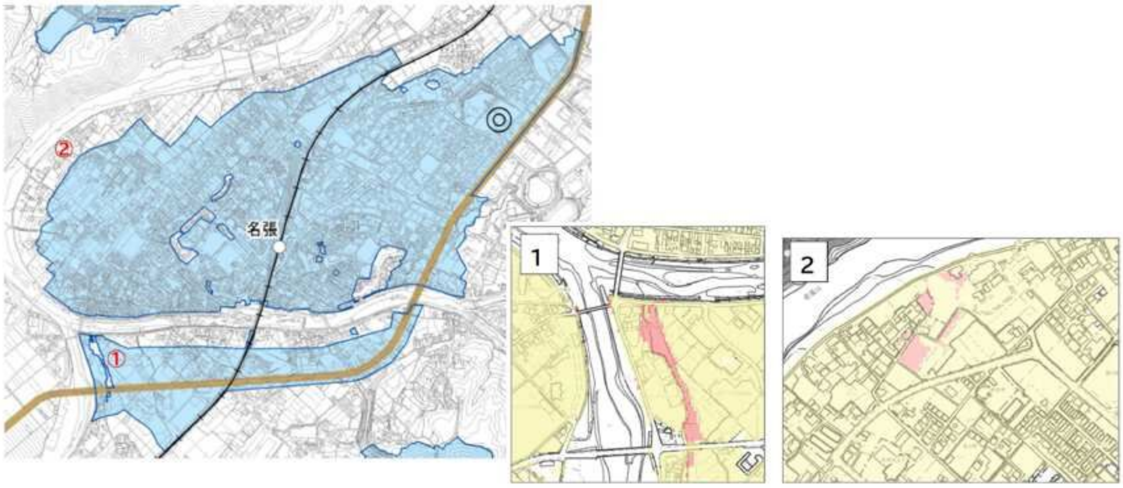

庁内ワーキングでも同じように考えておりまして、次のページ２４ページをご覧いただきたいと思います。プロセス９番になりますが、一番上に書いておりますように、計画規模の内、浸水深が３メートル以上想定の区域を除外するとして設定しました。想定最大規模ではなく計画規模にした理由は、よりハード整備の効果が得られやすいため、３メートル以上としたのは垂直避難が困難になるためです。これに該当するのは下の図のピンク色の２か所だけでした。ただ、庁内ワーキングでこれを決めた後、先程ご説明していただいたリスクマップが出来上がりましたので、そちらのリスクマップを基準にして設定した方が良いのではないかなと思っております。後ほどご検討いただければと思いますが、その場合は、どの段階のどの頻度で、浸水深何メートルを基準にするのが良いかご意見いただければと思います。次のプロセス１０番、家屋倒壊等氾濫想定区域は、誘導区域の設定基準に採用している自治体は少ないようなんですが、非常に危険な区域だと思いますし、防災まちづくりの観点にも力を入れたいことから、プロセスの１項目としてぜひ入れたいと考えております。

（１０）**家屋倒壊等氾濫想定区域**の内、氾濫流と河岸浸食の想定区域が重なる区域

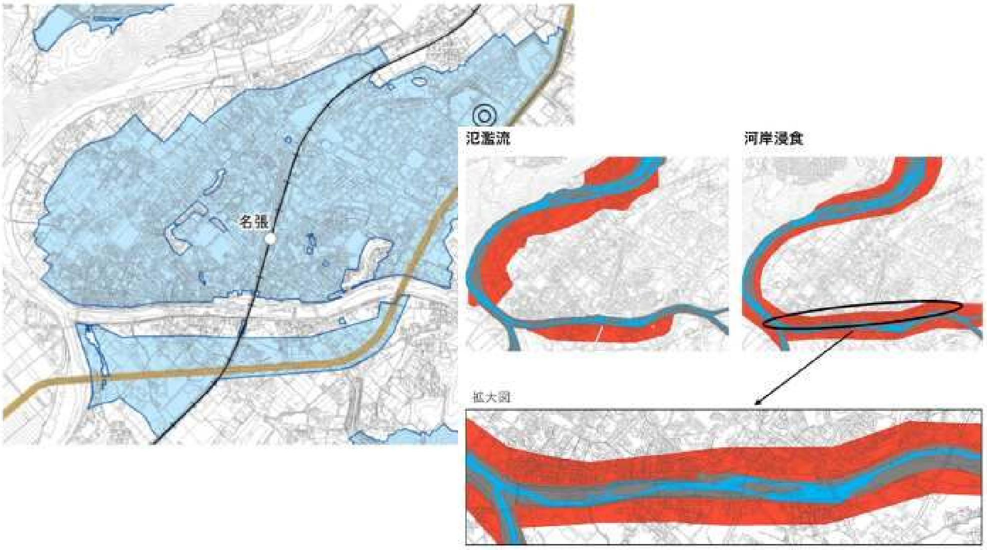

赤色の所が該当の区域になりますが、一番下の拡大図の背景を見ていただきますとおわかりいただきますように、既に多くの住居が存在していることから、ここを居住誘導区域から除くのはどうかということになりまして、居住誘導区域については、氾濫流と河岸侵食が重なるところだけを除外の対象にいたしました。この点につきましては都市計画審議会でもご意見をいただいたのですが、この考え方についても皆様のご見解をお聞きできればと思います。それでは、いったんここで説明を切らせていただきます。議長、よろしくお願いいたします。

【議長】
はい、ありがとうございます。まあ危険な区域をどの程度外していくかっていうところだと思います。何かご意見ございますか。今とりあえず２４ページの所で浸水深３メートルっていうのをやっているのは、いわゆる２階に逃げられなくなってしまう所はっていうことで３メートルっていう、そう言う考え方ですね。

【事務局】
はい。

【議長】
わかりました。はい、どうぞ。

【委員】

まず１つの、これまあ問題ないことですけど、１６ページに柳原地区となってるんですが、ここは丸之内地区じゃございませんか。あの柳原も丸之内も平尾もちょうどこの辺が境界になってきますけど、ちょっと私の認識ではここは丸之内違うかなと思うんですが、まあまた見といてください。

【事務局】

そうなんですね。はい、すみません。

【委員】

平尾、丸之内、柳原が接点の所です。それとあと今ひとつ言われました、浸水の洪水水深３メートルの想定でございますが、１番この辺の名張川周辺って今現在１番低いとされてる所が、ちょうどここの新町橋からですね、この上流の方の所が低いとされてまして、何年か前の台風の時もここはちょっとまた浸かってるという所がございまして、でも今度、引堤工事していただきますよね。してもらったらこれが３メートル以上の想定区域になってくるんでしょうか、引堤工事が終わったら。

【委員】

計算自体はしてません。これ計画規模となってまして、計画規模で３メートルで、計算をしてないんですけど、ゼロになるっていうことはちょっと難しいのかなというところは考えてます。で、まあそういったところがありますもんですから、先程のリスクマップで現況であったり当面であったりというところを示しているというところでございます。そこで、例えば、現況で、少しこのシミュレーションをすると、いわゆる中長期的にたくさん雨が降るというのと、少し短期的に集中的に降るという雨が若干少し違うところがあるので、この条件がまったく一緒ではございませんけども、例えば、資料１の２３ページ見ていただきますと、現況の中頻度ですので、まあ計画規模レベルだとこれぐらいであれば、だいぶオレンジの線は低くなっていまして、ここまでいくかどうかはちょっとあれですけど、多少、解消方法に繋がると思ってます。

（現況）　③浸水深3m以上

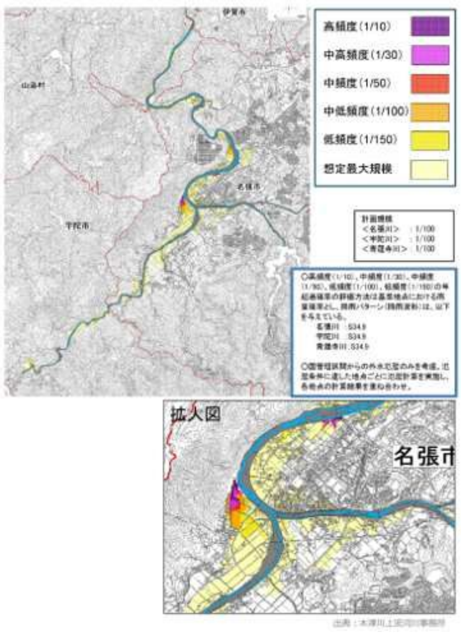
伊賀市
山添村
名張市
宇陀市
高頻度（1/10）
中高頻度（1/30）
中頻度（1/50）
中低頻度（1/100）
低頻度（1/150）
想定最大規模
計画規模
＜名張川＞　：1/100
＜宇陀川＞　：1/100
＜青蓮寺川＞：1/100
拡大図
名張市

出典：木津川上流河川事務所

【議長】

はい、よろしいでしょうか。はい、ほか、いかがでしょうか。

【委員】

現地をよくわかってないので、まあ念の為、ちょっと一般論で確認なんですけれども、法律で急傾斜地崩壊危険区域と、後は土砂災害特別警戒区域はレッドゾーンということで、まあ原則、省くというふうになっているんですけれども、例えば具体的にですね、まず１５ページからの急傾斜地崩壊危険区域ですね、これは原則除かれて、ただし対策がなされている場合は、除く対象からはずすことができると。それも指定することができるようになってるので③を含めるということ。この辺はまた皆さんのね、ちょっと現地わからないので、感覚で議論していただきたいと思います。で、私が気になったのが、土砂災害特別警戒区域の方で、これはもう必ずレッドゾーンは省くとなってるんですけども、まあ例えばですね、２１ページの四角２の地図なんですけど、レッドゾーンにちょっと現況、家屋が建ってる所にちょっとかかってると思います。まあこれはもう外すという理解でよろしいんでしょうかね。

【事務局】

はい、外します。

【委員】

あと、２２ページの四角３ですね、ここもレッドゾーンにちょっと現況、家屋がかかってるような感じなんですけども、それをちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

【事務局】

はい。家屋に被ってましてもレッドゾーンの所、特別警戒区域の所は除外したいと考えました。

【委員】

はい。わかりました。

【議長】

はい。まあ先ほども申し上げましたように、戸建てで、次に建て替える時に何かっていうことではございませんので、その開発行為のようなものが出てきた時に、届出っていうのが必要になったり、あるいは場合によったらちょっとお声かけいただいたりというふうなこともあるということでございますので、そこも議論をしていけるかなあとい

うふうに思います。

【委員】
　これ、理解がちゃんとできてなくてすいません。ちょっと確認なんですけど、その今言われた赤い所が住宅にかかってた場合なんですけども、この建て替える時には特別警戒区域を意識しなくていいっていうことですか。

【議長】
　いえいえ。それはしないといけないですが、居住誘導区域としての手続きは発生しないということです。

【委員】
　ああ、そうですか。

【議長】
　はい。

【委員】
　すみません。

【議長】
　はい。

【委員】
　ここにですね、ちょっと私が見てる中で該当してないんですけど、栄町ですね。昔の消防署から行きましたら阪本自動車さんがあって、その前の十字路があると思うんですけど、そこの部分の傾斜地、左が進行方向に対してですね、右勝手の傾斜地がですね、その写真から行きましたこの１６ページのですね柳原地区のこの所、左側の何て言うか写真ありますけども、こういうような状態なってる地区がなんぼかずっとあるんですけど、そこら辺もですね、該当するのではないかというふうにちょっと思いました。ですので、ちょっとまた後からでも確認いただいたらと思いますので。

【事務局】
　はい。急傾斜地の区域としては、指定はされてないんですけれども、土砂災害のこの１７ページの３番の所のことですかね。

【委員】
　これどういうふうに見たら。ちょっとわかりにくい。

【事務局】
　今、委員がおっしゃっていただいてる交差点というのが１７ページの水色の地図でいきますと、丸３番と５番の間ぐらいにあります。これがその旧消防署の。

【委員】
　ああ、そうですね。すいません。はい。わかりました。

【議長】
　はい。今１８ページに拡大図がございますので。他いかがでしょうか。はい。

【委員】
　１つ確認と、その１５ページの急傾斜の部分については居住誘導の中での規制の外だということなんですけど、開発の時は何らかの対策を打たなければいけない、そういう法律はあったんでしたっけ。ちょっと私わからないんですけども。

【議長】
　はい。

【事務局】
　まあ開発もそうですし、建築確認の際もですね、崖地という扱いで、建物を１戸１戸建てる時に確認を取っていきますので、今現在この居住誘導区域のこの急傾斜地の考え方とはまた別に個別に、１つ１つのこの擁壁の構造っていうのはその都度チェックしていくということです。ですので開発の時も同じくそれが開発の擁壁の現在の基準に合っているかどうかっていうのは、確認はしていくことになるかと思います。

【委員】
　だから、ここの誘導区域に、これを居住誘導区域に入れても入れてなくても必要に応じた対策っていうのは出てくる時があるということですか。

【事務局】
　はい。

【委員】

なぜかと言うとですね、この前の話なんですけど、１６ページの右下のコンクリートで覆ってる、これっていうのはどちらかというと法面の対策って言うか法面の風化っていうのを抑えるような対応でして、左側のこのコンクリートで枠みたいなのをしてると少し意味合いが違う所があるもんですから、この右側の対策をしてあるから、何らか対策しなくてもいいということでもないのかなというふうに見させていただきました。ただ、じゃあこれは含めませんかと言われると、法規制の中に入っているので、その中でも対策を取らなきゃならないということであれば、あえて局所的に外すっていうとこまではいらないんじゃないかというのが、私の意見でございます。それからですね、もうひとつ、あの先ほどですね、リスクマップの話、私ここの専門ですのでお話をさせていただきますけども、垂直避難で３メートルということで居住誘導してはどうかというご意見あったかと思うんですけども、まあそうするとですね、実際には１階が浸かってしまうということになりまして、その住宅の、要はそこでもう一度住まわれるっていうことを少し想定をした時に、ちょっとどうだろうかという意見を持ってます。つまりは１階が浸水をした後、もう１回そこに住むということで、ということを前提に誘導をしていくのかという判定になった時に、果たしてこの３メートルっていうのはいかがなものかというふうに思ったところでございます。例えばですけども、そういうことで言うと、５０センチ以上、この２２ページ、５０センチ以上っていうところがございまして、要はこれが大体床上浸水となりますので、まずこの５０センチぐらいであれば、ある程度床下の浸水のエリアがひとつ目安、かつですね、その頻度もですね。じゃあ住まいの中でこれはちょっと非常に河川、いわゆる私の防災の立場から言えばですね、可能な限り、浸水するエリアにお住まいにならない方が良いんではないかという考え方がある一方ですね、この２２ページのようによく浸かる所、中頻度、高頻度、まあこんな形で色々パターンを示させていただいてますので、例えばこれのですね、中頻度、５０分の１ですと、例えば５０年に１回であればまあ一生、５０年ちょっと短いですけど、一生に１回浸かるかもしれないぐらいのリスクの所で、例えばこの赤、薄い紫、濃い紫、この３パターンぐらいの色んな所をひとつ外すエリアにしてはどうかと。それはですね、先ほどの３メートルと限りなく近いエリアになってこようかと思うんですけど、例えばこんな示し方の方がいいのではないかと思います。ちょっとすいません。その５０が良いのかなというふうなことを例えば何かの公式見解っていうことではないんですけども、ひとつ５０分の１で５０センチというのをひとつエリアにしてはどうかというのが意見です。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございました。洪水のリスクの場合はかなり綿密に作っていただいてるがゆえに、こう色んな段階があって、どこでいったらいいかっていうのがちょっと

今事務局の方でも悩ましいところかなと思います。崖地の場合はもう特別区域からその特別区域以外のその危険区域かって２段階になってるので、やりやすいんですけど、ちょっと洪水の場合はかなり段階的に丁寧に作ってくださってますので、どこで線引きするのかっていうところで今、５０分の１でまあ床上とかいうふうに思いました。はい。いかがでしょうか。まあ河川の氾濫だけではなくて内水氾濫の場合も大体３０分の１とか５０分の１で対応というはずですので、まあその辺りで言うと５０分の１っていうのは一定の何か理論的な根拠っていうのはあるのかなと。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

ちょっとあんまり関係ないんですけど、この河川事業はずっとしてたんで、私は子どもの時分にはね、床下浸水何回もかかったんです。もうしょっちゅう。ただ、最近ダムができてからはかかっておりません。で、今、名張川でそういう形で色々としていけますから、ほぼよくなっていくと思います。あともう１点ね、ちょっと関係ないんですけど、このまちなかで城下川が走ってるのが、これいつも水門を止めだした中でね、やっぱり浸水するという状況が出てるのがある訳です。これはまあ今、直接問題ではない訳ですけども、今後やはりこういう形の地域として考えていく場合は検討せざるを得ないとこもでてきますので、浸水区域としてまたご検討していただけたらと思います。

【議長】

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。あのまあ前回も申し上げたように今住んでいるからどうかではなくて、やはり今後の市の方針も踏まえてですね、こういう危険な所、危険性がある所にどれだけ積極的に住んでいただくかどうか市の姿勢もございますので、このあたり今日は色々ご意見賜りましたので、最終的にまたご検討いただければと思います。ちなみに前回も申し上げたかもしれませんけれど、昔の方々というのはこういうリスクをちゃんとご存知なので、集落というのはリスクの非常に少ない所を選んでお住まいになっていたはずなんですが、どんどん市街地が拡大していく中で本来は危険性が高い所まで家がこう出てきてしまって、水に浸かったり土砂崩れに巻き込まれたりするという事例が増えておりますので、そう言う意味ではもう一度ですね、その災害の危険性というものを周辺の方々にもこうきちっと認識していただきながら、どこに住まいを選べばいいのかというところも考えていただけるような、そういう情報提供も含めながらの居住誘導区域を作っていくのは必要かなというふうには思ってございます。はい、それでは続いての説明よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、プロセスの１１番についてご説明させていただ

きます。資料はいったん６ページにお戻りいただけますでしょうか。設定プロセスの最後、括弧１１番についてご説明させていただきます。括弧１１番では、関連分野の施策等で考慮・反映させる事項としまして、丸１番、人口、土地利用の動態と将来の見通し、丸２番、各分野の施策、計画との整合性や相乗効果、丸３番、国、県の施策、方針等との整合性、丸４番、歴史的な形成過程、都市の構造、空き家の状況などの地域特性、丸５番、地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランスという項目を設定しました。ここまでの括弧１番から括弧１０番までの流れの中で、条件的に当てはまらなかったものなどをここで調整しようという目的で設定いたしました。今回の誘導区域案では、この中で、丸１番の人口、土地利用の動態と将来の見通しとして５つ、丸３番、国、県の施策、方針等との整合性として１つの項目を設定しましたのでこれらについてご説明させていただきたいと思います。それでは、何度もページをめくっていただいて申し訳ありません。２６ページをご覧いただけますでしょうか。

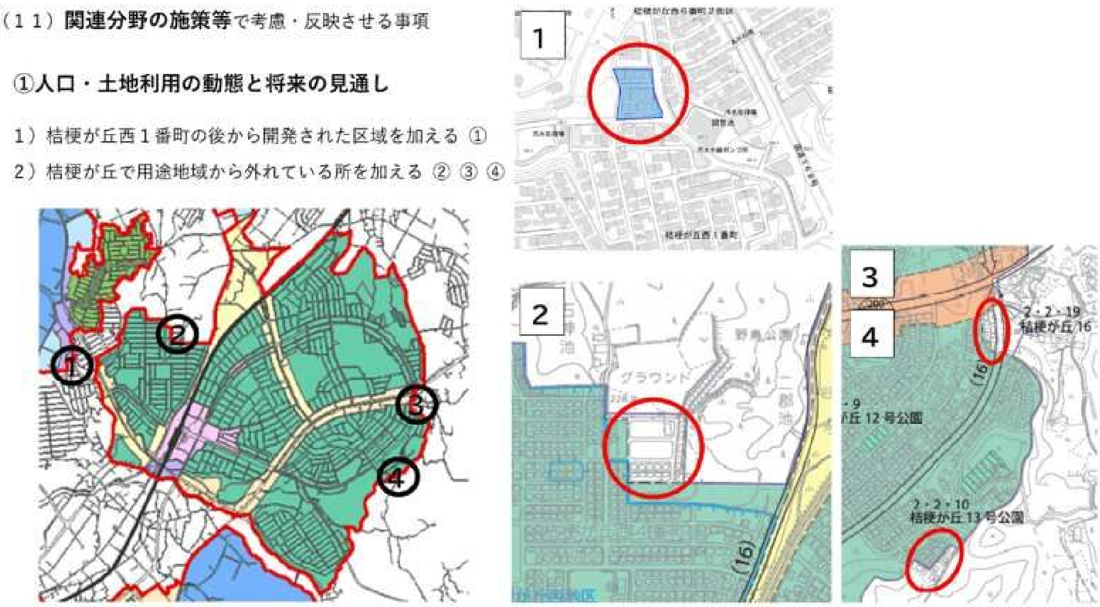
（１１）**関連分野の施策等**で考慮・反映させる事項

①人口・土地利用の動態と将来の見通し

1）桔梗が丘西１番町の後から開発された区域を加える ①

2）桔梗が丘で用途地域から外れている所を加える ② ③ ④

まずは、人口、土地利用の動態と将来の見通しということで、対象にしたものをご説明します。まず、半カッコ１番と２番ですが、このページに載せている４か所は後から開発されるなどして用途地域が指定されておらず、プロセス１番や２番に該当しなかった所なのですが、実態としては周辺と同じ土地利用をされていますので含めることにいたしました。

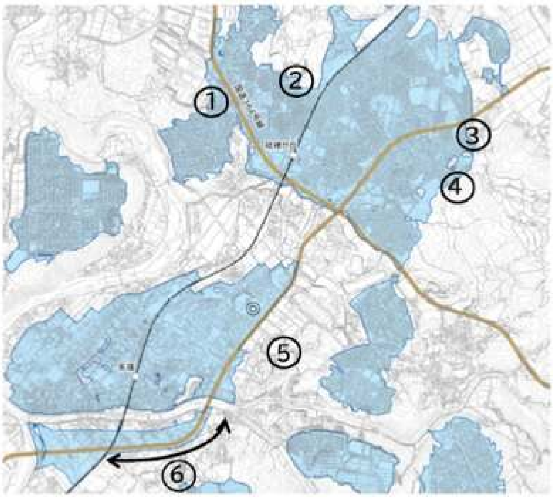

3）名張中央公園を除く ⑤

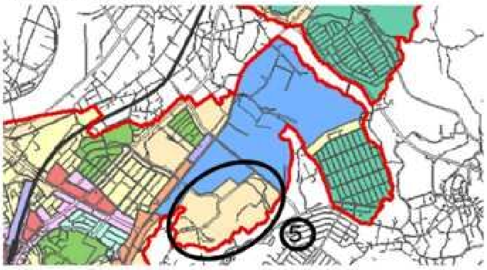

4）国道１６５号沿いの用途地域の指定のない箇所を加える ⑥

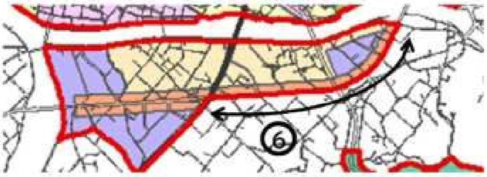

次のページの半カッコ３番、名張中央公園を除きました。既に青色の工業専用地域を除いていますのでここだけ離れ小島のようになってしまいますし、区域全体が都市公園になっていますので、そもそも居住できないだろうということで、用途地域が指定されていますがこの部分を除きます。次の４番は、国道１６５号沿いの南側の部分、図面では丸６番の所ですが、用途地域が指定されておらずプロセスの１番で対象とならなかったのですが、国道の沿道沿いという視点で考えますと、国道の両サイドを入れるべきではないかと考えまして、反対側の北側の準住居地域と同じ幅で、道路の中心から５０メートルの範囲を加えました。

5）美旗町南西原・美旗町池の台を加える ⑦ ⑧

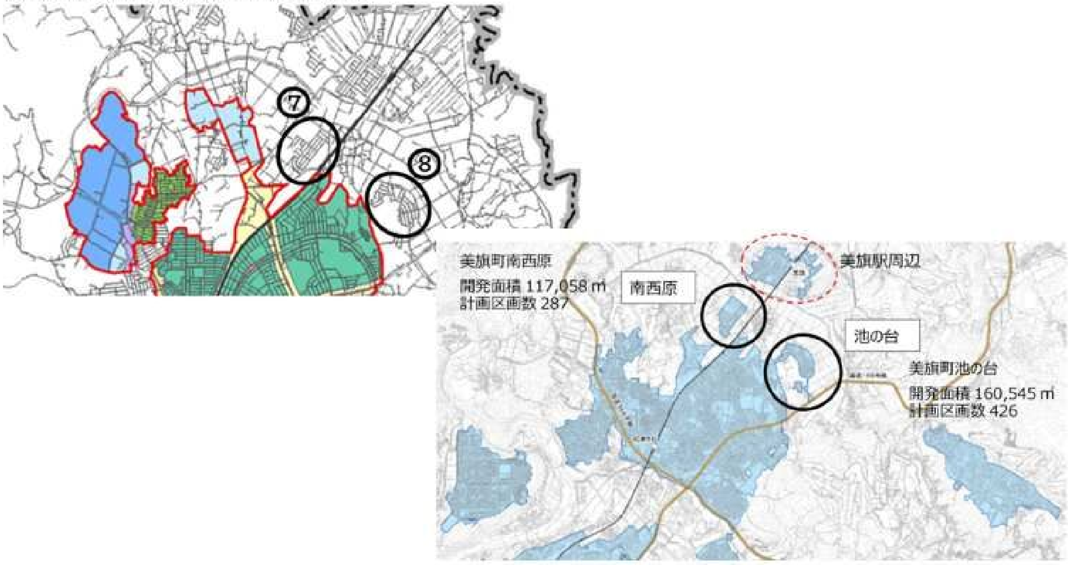
⑦
⑧
美旗町南西原
開発面積 117,058 ㎡
計画区画数 287
南西原
美旗駅周辺
池の台
美旗町池の台
開発面積 160,545 ㎡
計画区画数 426

その次のページ、片括弧５番が、美旗町南西原・美旗町池の台を加えるというものです。プロセス３番で美旗駅周辺を誘導区域案の対象にした際に、その美旗駅周辺として設定した区域の規模が小さく、かつ、中心から離れていましたので、桔梗が丘との連坦性・連続性を確保するという理由で付け加えた項目なのですが、これも庁内ワーキングで議論の対象となりました。

と言いますのは、次の２９ページの一覧のオレンジ色の所になりますけれども、駅周辺と同じように、ここも住宅団地としての規模が大きくありませんし、

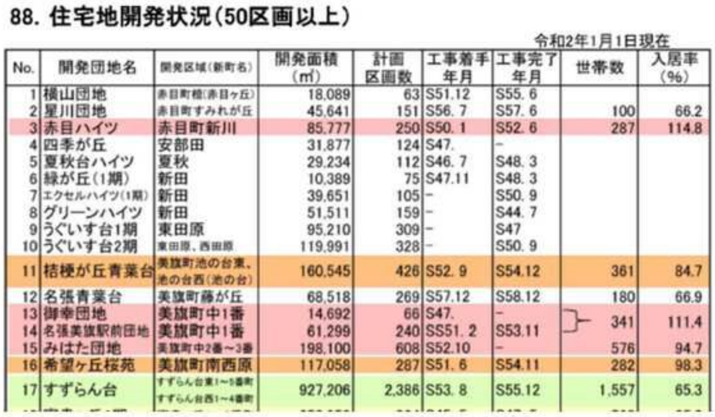

88. 住宅地開発状況（50区画以上）

令和2年1月1日現在

No.	開発団地名	開発区域（新町名）	開発面積（㎡）	計画区画数	工事着手年月	工事完了年月	世帯数	入居率（%）
1	横山団地	赤目町檀（赤目ヶ丘）	18,089	63	S51.12	S55. 6		
2	星川団地	赤目町すみれが丘	45,641	151	S56. 7	S57. 6	100	66.2
3	赤目ハイツ	赤目町新川	85,777	250	S50. 1	S52. 6	287	114.8
4	四季が丘	安部田	31,877	124	S47.	–		
5	夏秋台ハイツ	夏秋	29,234	112	S46. 7	S48. 3		
6	緑が丘（1期）	新田	10,389	75	S47.11	S48. 3		
7	エクセルハイツ（1期）	新田	39,651	105	–	S50. 9		
8	グリーンハイツ	新田	51,511	159	–	S44. 7		
9	うぐいす台1期	東田原	95,210	309	–	S47		
10	うぐいす台2期	東田原、西田原	119,991	328	–	S50. 9		
11	桔梗が丘青葉台	美旗町池の台東、池の台西（池の台）	160,545	426	S52. 9	S54.12	361	84.7
12	名張青葉台	美旗町藤が丘	68,518	269	S57.12	S58.12	180	66.9
13	御幸団地	美旗町中1番	14,692	66	S47.	–	341	111.4
14	名張美旗駅前団地	美旗町中1番	61,299	240	SS51. 2	S53.11		
15	みはた団地	美旗町中2番～3番	198,100	608	S52.10	–	576	94.7
16	希望ヶ丘桜苑	美旗町南西原	117,058	287	S51. 6	S54.11	282	98.3
17	すずらん台	すずらん台東1～5番町 すずらん台西1～4番町	927,206	2,386	S53. 8	S55.12	1,557	65.3

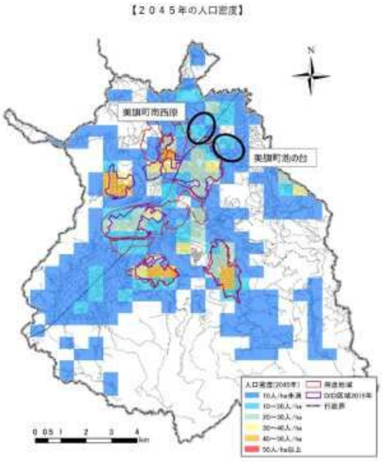
【２０４５年の人口密度】
美旗町南西原
美旗町池の台
N
人口密度(2045年)
10人/ha未満
10～20人/ha
20～30人/ha
30～40人/ha
40～50人/ha
50人/ha以上
用途地域
DID区域2015年
行政界
0 0.5 1 2 3 4 km

次のページの人口密度の面からも特に入れた方が良い理由もなく、連担性と言うのであればすずらん台はもっと離れていますし、設定根拠が弱いまま案として残した部分でございます。ぜひ皆様の意見もお聞きできればと思います。

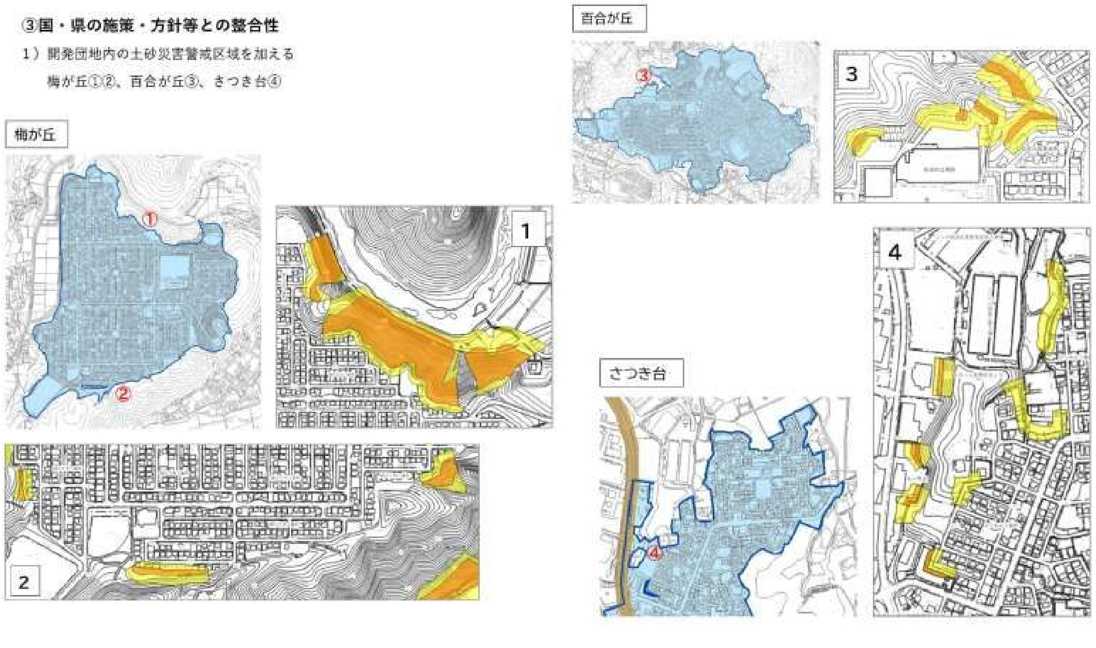

③国・県の施策・方針等との整合性

1）開発団地内の土砂災害警戒区域を加える
　梅が丘①②、百合が丘③、さつき台④

梅が丘
①
②
1
2
百合が丘
③
3
さつき台
④
4

プロセス１１番の最後が、国・県の施策・方針等との整合性ということで、開発団地内の土砂災害警戒区域を加えるというものです。土砂災害警戒区域、イエローゾーンですが、このように区域界のほんの一部だけですけれども、宅地にかかっている所があります。これらについては周囲の宅地と同様に県の開発許可等を受けているということで、丸３番、国・県の施策・方針等との整合性という理由で居住誘導区域に含めることにいたしました。ただし、都市計画法が改正されて開発許可制度ができた昭和５０年以降の団地に限らせていただきたいと思いまして、梅が丘、百合が丘、さつき台だけを対象といたしました。区画整理事業ではありますが、桔梗が丘やつつじが丘など古い団地にもそのような区域があるのですが、今と基準も違うであろうし、安全性が担保できないのではないかということで対象外にいたしました。このことにつきましても、特に防災の面から、このような考え方で良いかご意見いただきたいと思います。設定プロセスについては以上でございますが、次の３３ページをご覧いただけますでしょうか。

４．居住誘導準備区域案

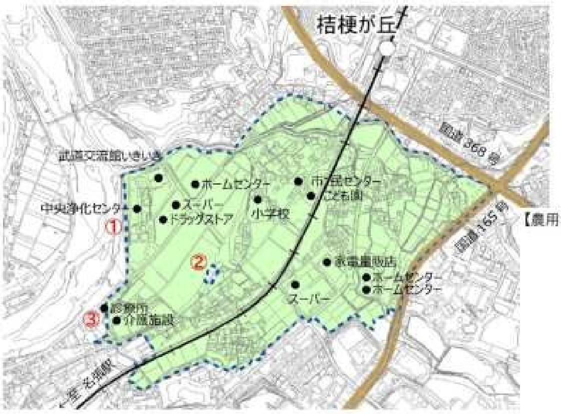
桔梗が丘
国道368号
国道165号
武道交流館いきいき
中央浄化センター
①
②
③
ホームセンター
スーパー
ドラッグストア
小学校
市民センター
こども園
家電量販店
ホームセンター
ホームセンター
スーパー
診療所
介護施設
至 名張駅

【農用地の状況】

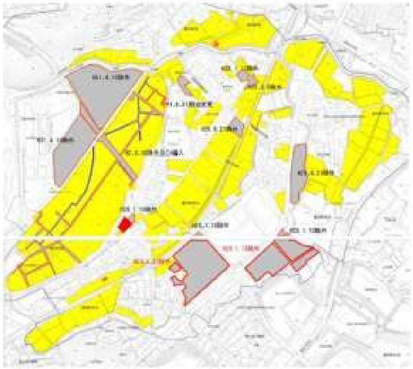

居住誘導準備区域というものを設定いたしました。全体図を載せておりますので、Ａ３の資料２の２ページも併せてご覧ください。居住誘導区域で除外した災害ハザードの部分は同じように除外しております。居住誘導区域の中心部の白地の所ですが、この部分は、用途地域が指定されておらず、農用地もまだかなり残っているので、居住誘導区域の対象外なのですが、既に都市化が進んできていること、名張駅と桔梗が丘駅の間にある中心部ということ、前回ご説明しました、立地適正化計画が即さなければならないとされています県の区域マスタープランの広域拠点に含まれていることから、今後、用途地域を指定したのち、居住誘導区域に含めたい区域として、このように事前に示しておいてはどうかということになりました。

【圃場整備区域】

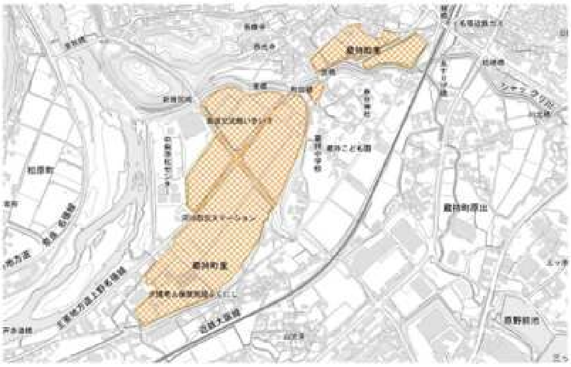

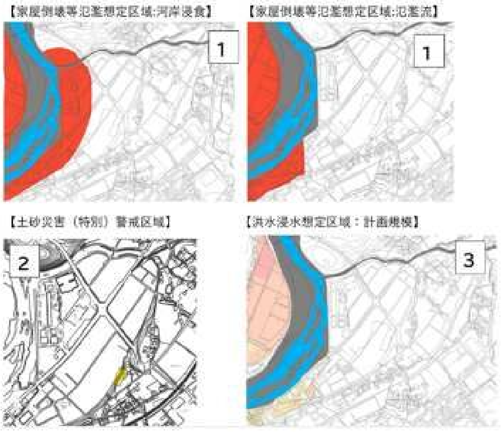
【家屋倒壊等氾濫想定区域:河岸浸食】
【家屋倒壊等氾濫想定区域:氾濫流】
【土砂災害（特別）警戒区域】
【洪水浸水想定区域：計画規模】

次の３４ページもご覧いただけますでしょうか。こちらの区域は、上の図のように、圃場整備をしたところでもあります。事業完了から８年経過していれば農地から宅地への転用は可能だそうで、既に転用して商業施設が建っている箇所もございます。そうは言うものの、過去に圃場整備をして、まだ農用地もたくさん残っている所に、このような区域を設定することについてはご意見も出てくるのかなとは思っております。ただ、都市計画の立場としましては、先程も言いましたが名張駅と桔梗が丘駅の間で様々な商業施設の立地が進んでいる所でもありますし、ここの資料には表示し忘れているのですが、武道交流館いきいきの前から国道１６５号に抜ける道路が現在工事中でして、ここが開通すればもっと便利になる地域だと思いますので、都市化を進めていくべき区域だと考えております。この準備区域という考え方についても、ぜひご意見をいただけたらと思います。それでは次の３５ページをご覧ください。

5．検証

総土地面積　129.77 ㎢
居住誘導区域案　14.28 ㎢
11.00%

居住可能面積　約 32.77 ㎢
居住誘導区域案　14.28 ㎢
約 43.57%

※居住できない所
森林地域　約 74.5 ㎢
保安林区域　約 8.5 ㎢
緑地　約 11.4 ㎢
河川　約 1.1 ㎢
青蓮寺湖　約 0.8 ㎢
ひなち湖　約 0.7 ㎢

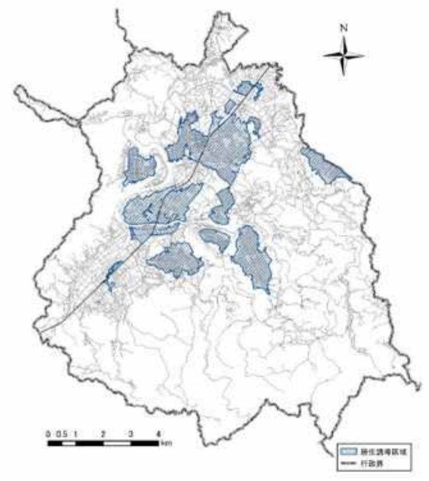

今まで説明してきましたようなプロセスで決定しました居住誘導区域案ですが、はたしてこれで良いか最後に検証というかたちで見ていただきたいと思います。まず、面積ですが、総土地面積１２９．７７平方キロメートルの内、居住誘導区域は１４．２８平方キロメートルで、１１％となりました。ただ、総土地面積には山林など居住できない所も含まれていますので、居住できない所をざっと計算しまして、総土地面積から引いたものを、仮に居住可能面積という言い方をして、計算しましたところ、居住可能面積は３２．７７平方キロメートルとなり、それに対する居住誘導区域案の面積の割合は４３．５７％という結果でした。

【将来都市構造案】

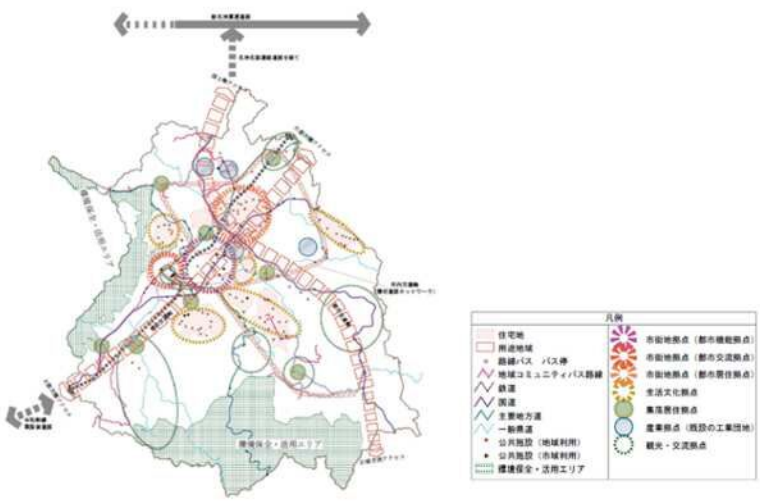
凡例
住宅地
用途地域
路線バス　バス停
地域コミュニティバス路線
鉄道
国道
主要地方道
一般県道
公共施設（地域利用）
公共施設（市域利用）
環境保全・活用エリア
市街地拠点（都市機能拠点）
市街地拠点（都市交流拠点）
市街地拠点（都市居住拠点）
生活文化拠点
集落居住拠点
産業拠点（既設の工業団地）
観光・交流拠点
環境保全・活用エリア

続きまして、前回ご検討いただきました将来都市構造案との比較です。次のページをご覧ください。居住誘導区域案の大部分が市街地拠点と生活文化拠点に重なっていますが、緑が丘や箕曲地区、美旗駅や赤目口駅周辺は集落居住拠点となっております。

【市内公共交通網と交通徒歩圏】

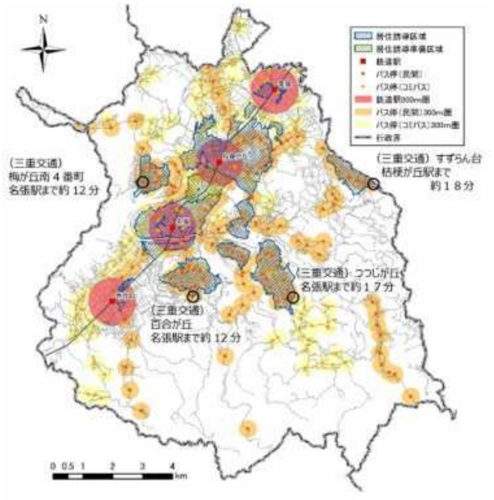
N
居住誘導区域
居住誘導準備区域
鉄道駅
バス停（民間）
バス停（コミバス）
鉄道駅800m圏
バス停（民間）300m圏
バス停（コミバス）300m圏
行政界
（三重交通）
梅が丘南４番町
名張駅まで約１２分
（三重交通）すずらん台
桔梗が丘駅まで
約１８分
（三重交通）つつじが丘
名張駅まで約１７分
（三重交通）
百合が丘
名張駅まで約１２分
0 0.5 1 2 3 4 km

次に公共交通との関係においてですが、まず、市内公共交通網とそれぞれの徒歩圏ですが、こちらの図、青色の斜線が居住誘導区域案、緑色の斜線が居住誘導準備区域案です。どちらの案とも、ほぼ、鉄道駅やバス停の徒歩圏内に含まれております。ただ、徒歩圏に入っているからと言っても、本数やルートなどが充実していなければ交通の利便性が良いとは言えないのではないかというご意見を前回いただいているところでございます。徒歩圏のほか、こちらの図に、黒い丸印を４か所付けましたが、居住誘導区域案の中で一番遠そうなバス停から鉄道駅までの所要時間を調べました。一番遠いすずらん台からでも時刻表上は２０分以内に交通結節点である桔梗が丘駅に着くということで、これは距離的、所要時間的には許容の範囲ではないかと思います。

【2015 年の人口密度】

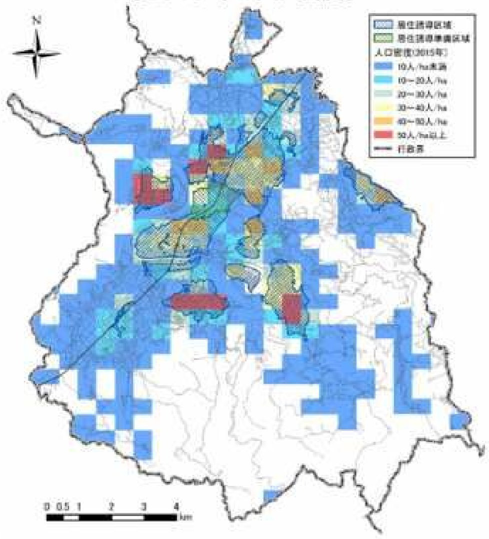
N
居住誘導区域
居住誘導準備区域
人口密度(2015年)
10人/ha未満
10～20人/ha
20～30人/ha
30～40人/ha
40～50人/ha
50人/ha以上
行政界
0 0.5 1 2 3 4
km

【2045 年の人口密度（推計）】

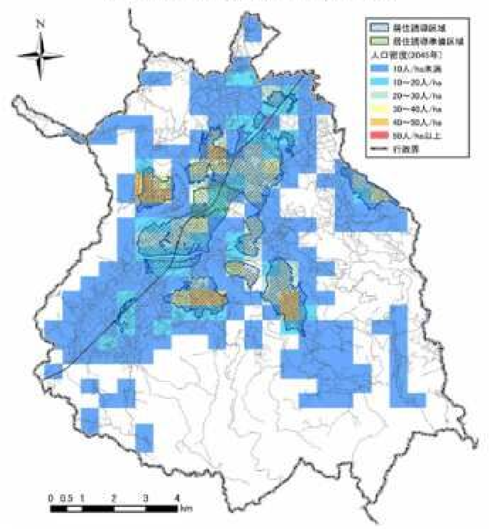
N
居住誘導区域
居住誘導準備区域
人口密度(2045年)
10人/ha未満
10～20人/ha
20～30人/ha
30～40人/ha
40～50人/ha
50人/ha以上
行政界
0 0.5 1 2 3 4
km

次は人口密度との比較です。３８ページが２０１５年、３９ページが２０４５年の推計です。一定の都市機能を維持する上で必要と言われる人口密度は、一応、１ヘクタールあたり４０人と言われていますが、名張市にとっては４０人というのはなかなかハードルが高い値だと思いますので、４０人の半分の２０人を仮に最低限の基準として見ていきますと、居住誘導区域案の中で２０１５年に既に２０人未満になっている所があります。赤目口駅周辺の一部や箕曲地区の西半分、鴻之台の一部、桔梗が丘の北の方など。また、中心部が人口密度の高い住宅団地も端の方は２０人未満となっているところもあります。２０４５年の人口密度との比較です。区域全体的に１ｈａあたり２０人未満になると推計されている所が２０１５年と同じ赤目口駅周辺、箕曲のほかに、今回新たに、朝日町、名張地域の川沿いが加わっています。部分的に２０人未満になると推計されている所は、区域の端のほうだけでなく、桜ケ丘や希央台、鴻之台、桔梗が丘となっていますが、中心市街地については、人口密度が低いから居住誘導区域から外そうという発

想ではなく、どのように人口を集中・誘導させるかを考える必要があるかと思います。

【医療施設徒歩圏】

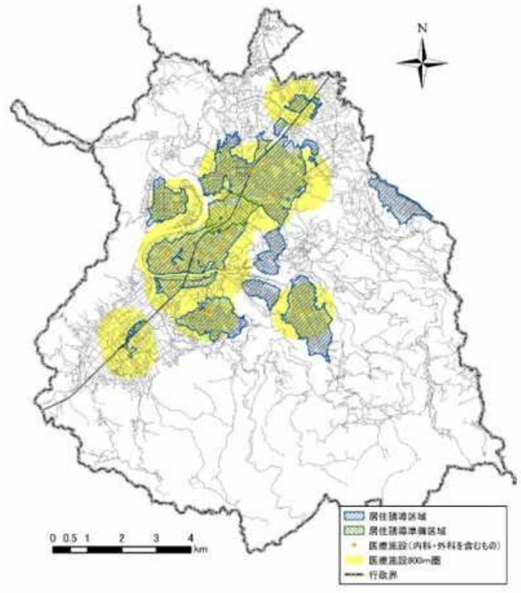
N
0 0.5 1 2 3 4 km
居住誘導区域
居住誘導準備区域
医療施設（内科・外科を含むもの）
医療施設800m圏
行政界

次のページは医療施設と居住誘導区域案の比較です。ほぼカバーしていますが、外れているところもございます。

【食品スーパー徒歩圏】

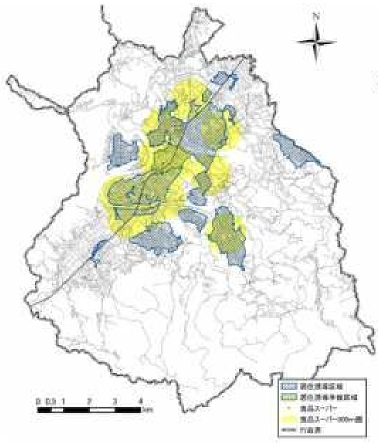
N
0 0.5 1 2 3 4 km
居住誘導区域
居住誘導準備区域
食品スーパー
食品スーパー800m圏
行政界

【ドラッグストア徒歩圏】

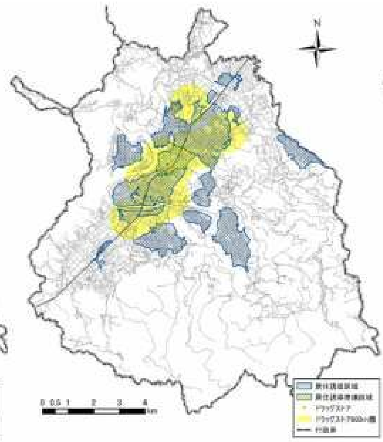
N
0 0.5 1 2 3 4 km
居住誘導区域
居住誘導準備区域
ドラッグストア
ドラッグストア800m圏
行政界

【コンビニエンスストア徒歩圏】

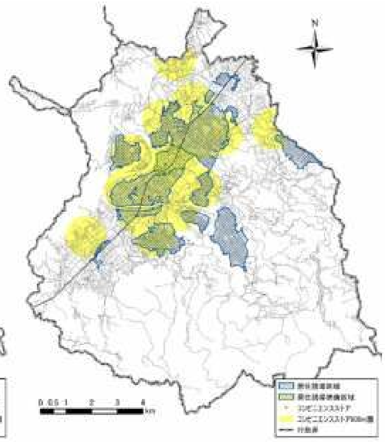
N
0 0.5 1 2 3 4 km
居住誘導区域
居住誘導準備区域
コンビニエンスストア
コンビニエンスストア800m圏
行政界

商業施設です。食品スーパーと、ドラッグストア、コンビニエンスストア。いずれも中心部に多く立地しています。食品スーパーでは、やはり、中心部であるにもかかわらず徒歩圏が抜けている桔梗が丘駅周辺が気になります。あと、大きな住宅団地で見ますと、百合が丘と梅が丘がコンビニ１か所だけ、つつじが丘がスーパー１か所だけとなってい

ます。その店舗が撤退した場合には、商業施設の徒歩圏からまったく外れることになります。このような商業施設については、次の都市機能誘導区域の所でも検討しておりますので、後ほどご説明させていただきます。居住誘導区域については以上でございます。議長、よろしくお願いいたします。

【議長】
　はい。それではまあ最終的にどうするかっていうところでございますので、何かご質問ございましたらよろしくお願いします。

【委員】
　すいません。

【議長】
　はい。どうぞ。

【委員】
　居住誘導準備区域ですけども、今いったら武道館ですね、ここにまあホームセンターとかあるエリアなんですけども、このエリア自体もここに含むということで書いておられると思うんです。これは、それでいいんですか。私はそこを除外するのかなと思ったんですけど。

【事務局】
　はい。今は用途地域の色を塗ってないんですが用途地域を指定した際には居住誘導区域に含めたいと考えました。

【議長】
　はい。まあ考え方とすれば、計画的にこれからどんどん市街化していこうという区域なので、今後、長いスパンで見た時に、この辺りに集中させるっていうことは政策的にも、そっちの方向に進めるので入れていきましょうというのがあります。はい。ほか、いかがでしょうか。私は個人的な意見で美旗の駅も含めてと、それを加えるために地区を追加するというのになりますから、この辺りはかなり慎重であるべきじゃないかなとは思いますけどね。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。どうぞ。

【委員】
　先ほどですね、開発団地内の土砂災害警戒区域については加えてもいいんではないかと３１ページ、３２ページの所にありましたけども、防災の観点から言いますと、どち

らかと言うと開発事業を徹底していくような考え方の中で、まあちょっとの話ですけれども、あえてこの区域に入れるかと言われると、まあ住まわれる方、わざわざこういう規制区域に住まわれなくてももう少し安全性の高い、より安全性の高い所に住んではどうですかという提案の意味で、あえて追加するということはしない方が防災の観点から住民の生命、財産を守るっていうことから言えば、望ましいのではないかというふうには考えています。あとはあの確かにこの線の中で、先ほど委員長もお話しされたとおり、もしかするとここどうするかっていうのが非常に住民とのコミュニケーションの問題、今住まわれてる方のことはあろうかと思いますけども、一方で将来のことを考えると新しくあえてそこにという観点で言うと、私は外してはどうかという意見を持ちました。防災の観点からそう思うところです。以上です。

【議長】
はい。ありがとうございます。今のあの事務局の判断は開発許可を出してる段階で一定のその辺りの危険性の回避措置はできてるだろうという判断ですかね。だから、まあその辺りがちょっともう少し理屈が通ったら良いのかなあというのも思いますけれども。はい。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次回事務局で見直していただいて、また我々の結果を加えていきたいと思いますので、とりあえず時間もきておりますので、この居住誘導区域の話は終了いたしまして、続いて都市機能誘導区域についてよろしくお願いいたします。

【事務局】
それでは、協議事項２番、都市機能誘導区域と誘導施設についてご説明させていただきます。まずは資料２の３枚目をご覧いただきたいと思います。

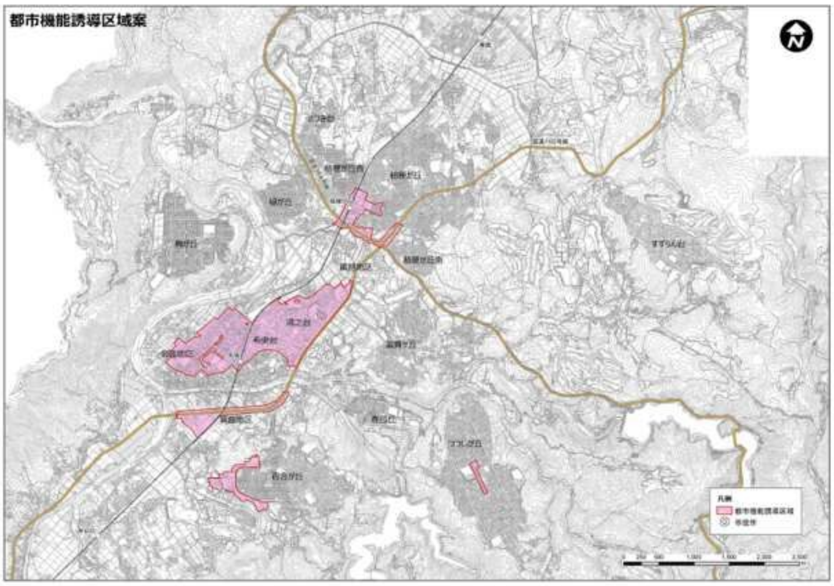

こちらが、都市機能誘導区域案でございます。そして、こちらも居住誘導区域と同じように準備区域というものを考えておりまして、それが次の４枚目のうすいピンク色の部分です。そして、先程の居住誘導関係もすべてを合わせたものが５枚目になっております。都市機能誘導区域は赤のラインで示しております。それでは、都市機能誘導区域についても基本的なことを先にご説明しておきたいと思います。資料３の４４ページをご覧ください。都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則として、居住誘導区域の中に設定します。都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域としましては、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられます。規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等　によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられます。市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実状や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの区域に必要な誘導施設を定めることが望ましいとされています。次に、誘導区域内に設定する誘導施設についてご説明いたします。隣のページです。誘導施設とは、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を定めます。当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましく、誘導施設がない場合には都市機能誘導区域は設定できません。誘導施設の検討にあたっては、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要です。また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられます。都市機能誘導区域にも、この誘導施設に関して届出制度があります。都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築や、そのための開発行為を行おうとする場合に届出が必要になります。また、誘導区域内で誘導施設が休止や廃止する場合にも届出が必要になります。それでは、庁内ワーキングで考えました誘導施設案をご説明いたしますので、次の４６ページをご覧ください。まず、誘導施設の設定理由としましては、左上に書いていますように、区域内の立地を維持したい場合、区域内に新たに立地を誘導したい場合、区域外への立地を抑制したい場合の３つの理由があると考えました。設定の注意点としましては、個別名称を書き込まない、規模や種類など施設の詳細を記載することとされています。

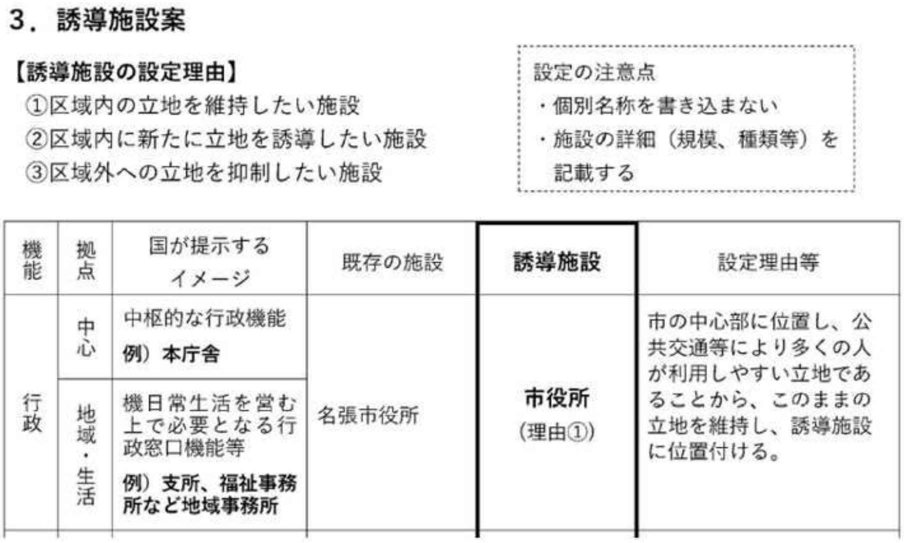

３．誘導施設案

【誘導施設の設定理由】
①区域内の立地を維持したい施設
②区域内に新たに立地を誘導したい施設
③区域外への立地を抑制したい施設

設定の注意点
・個別名称を書き込まない
・施設の詳細（規模、種類等）を記載する

機能	拠点	国が提示するイメージ	既存の施設	**誘導施設**	設定理由等
行政	中心	中枢的な行政機能 **例）本庁舎**	名張市役所	**市役所** (理由①)	市の中心部に位置し、公共交通等により多くの人が利用しやすい立地であることから、このままの立地を維持し、誘導施設に位置付ける。
	地域・生活	機日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 **例）支所、福祉事務所など地域事務所**			

それでは、表の１番上の行政機能からですが、国が提示するイメージとしましては、中心拠点には本庁舎、地域生活拠点には支所などが想定されていますが、既存の施設として名張市役所がありますので、区域内の立地を維持したいという理由で市役所を誘導施設に設定いたしました。

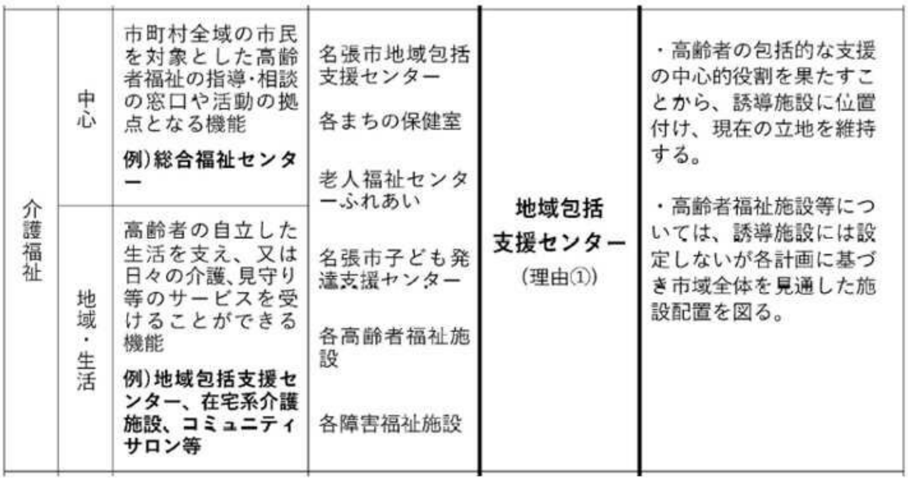

介護福祉	中心	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導･相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例)総合福祉センター**	名張市地域包括支援センター 各まちの保健室 老人福祉センターふれあい 名張市子ども発達支援センター 各高齢者福祉施設 各障害福祉施設	**地域包括支援センター** (理由①)	・高齢者の包括的な支援の中心的役割を果たすことから、誘導施設に位置付け、現在の立地を維持する。 ・高齢者福祉施設等については、誘導施設には設定しないが各計画に基づき市域全体を見通した施設配置を図る。
	地域・生活	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護､見守り等のサービスを受けることができる機能 **例)地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等**			

次の介護福祉機能は地域包括支援センターを設定しました。設定理由は、高齢者の包括的な支援の中心的役割を果たすことから、誘導施設に位置付け、現在の立地を維持するとしました。ほかの高齢者福祉施設等については、福祉の計画に基づき市域全体を見通した施設配置を図っているので、誘導施設には設定しませんでした。

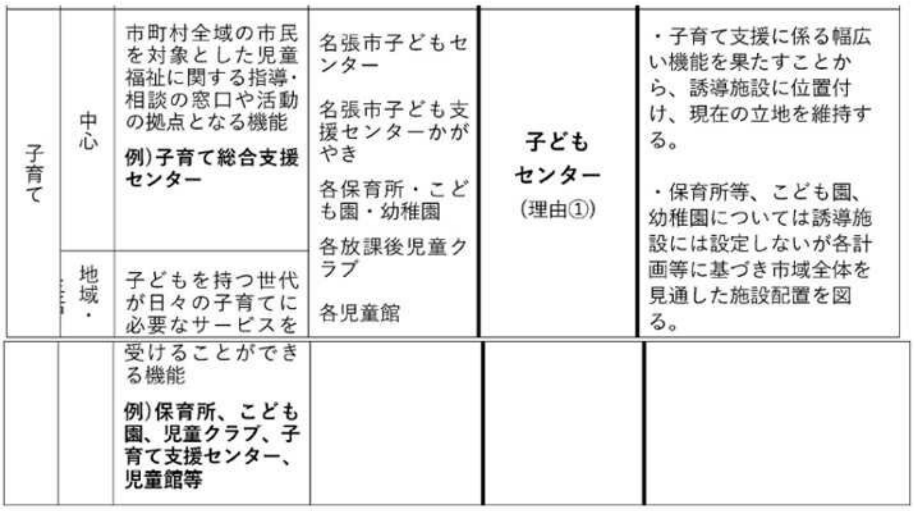

子育て	中心	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例)子育て総合支援センター**	名張市子どもセンター 名張市子ども支援センターかがやき 各保育所・こども園・幼稚園 各放課後児童クラブ 各児童館	**子ども センター** (理由①)	・子育て支援に係る幅広い機能を果たすことから、誘導施設に位置付け、現在の立地を維持する。 ・保育所等、こども園、幼稚園については誘導施設には設定しないが各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図る。
	地域・	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 **例)保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等**			

子育て機能については、現在、百合が丘にある子どもセンターを設定しました。子育て支援に係る幅広い機能を果たすことから、誘導施設に位置付け、現在の立地を維持するとしました。保育所などの子育て施設については福祉施設と同じように市域全体にまんべんなく立地していますので、誘導施設には設定しないが各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図るとしました。

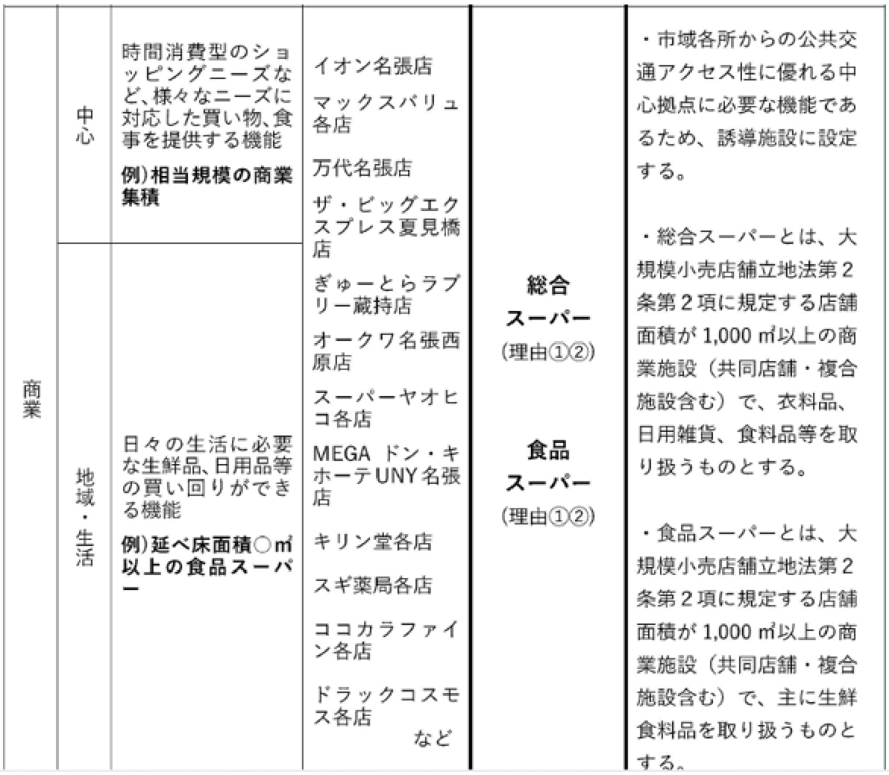

商業	中心	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 **例)相当規模の商業集積**	イオン名張店 マックスバリュ各店 万代名張店 ザ・ビッグエクスプレス夏見橋店 ぎゅーとらラブリー蔵持店 オークワ名張西原店 スーパーヤオヒコ各店 MEGA ドン・キホーテUNY名張店 キリン堂各店 スギ薬局各店 ココカラファイン各店 ドラックコスモス各店 など	**総合 スーパー** (理由①②) **食品 スーパー** (理由①②)	・市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要な機能であるため、誘導施設に設定する。 ・総合スーパーとは、大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する店舗面積が 1,000 ㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設含む）で、衣料品、日用雑貨、食料品等を取り扱うものとする。 ・食品スーパーとは、大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する店舗面積が 1,000 ㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設含む）で、主に生鮮食料品を取り扱うものとする。
	地域・生活	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 **例)延べ床面積○㎡以上の食品スーパー**			

商業機能には総合スーパーと食品スーパーを設定しました。理由は区域内の立地を維持したい、区域内に新たに立地を誘導したい、の２つがあります。総合スーパーは大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する店舗面積が１，０００平米以上の商業施設（共同店舗・複合施設含む）で、衣料品、日用雑貨、食料品等を取り扱うものとする。食品スーパーは同じく１，０００平米以上の商業施設で、主に生鮮食料品を取り扱うものとする、と定義しました。

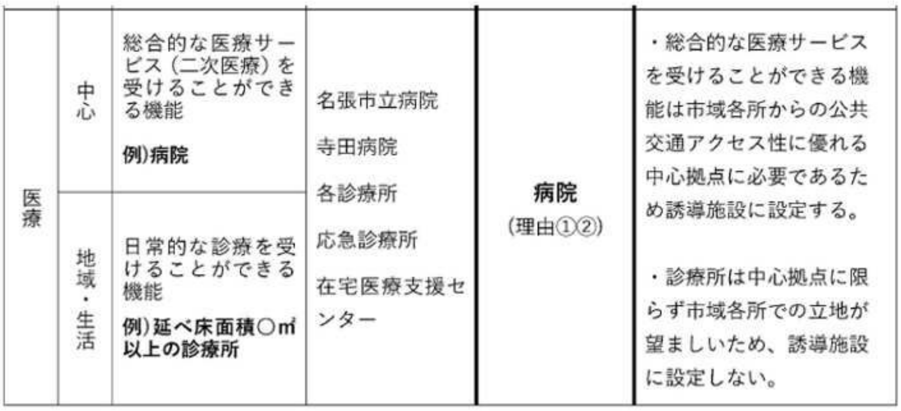

医療	中心	総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 **例)病院**	名張市立病院 寺田病院 各診療所 応急診療所 在宅医療支援センター	**病院** (理由①②)	・総合的な医療サービスを受けることができる機能は市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため誘導施設に設定する。 ・診療所は中心拠点に限らず市域各所での立地が望ましいため、誘導施設に設定しない。
	地域・生活	日常的な診療を受けることができる機能 **例)延べ床面積○㎡以上の診療所**			

医療機能については病院を設定しました。これも理由は区域内の立地を維持したい、区域内に新たに立地を誘導したい、の２つがあります。総合的な医療サービスを受けることができる機能は、地域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、誘導施設に設定しました。診療所は中心拠点に限らず、市域各所での立地が望ましいため、誘導施設に設定しないといたしました。

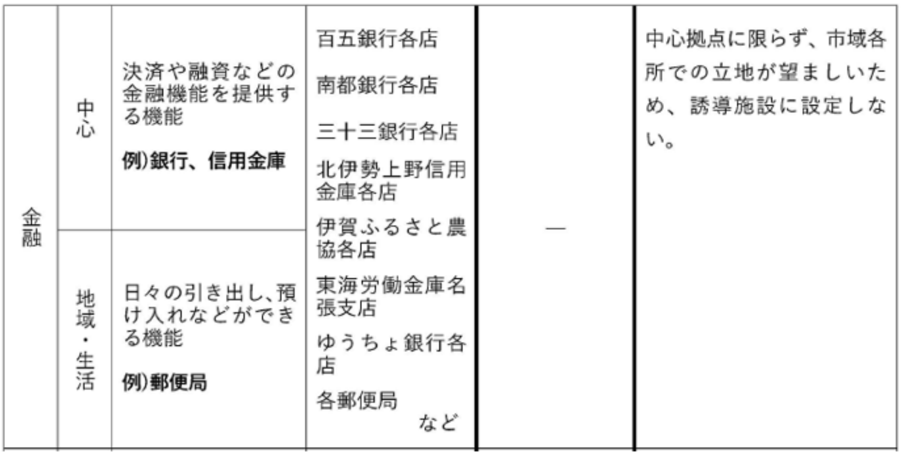

金融	中心	決済や融資などの金融機能を提供する機能 **例)銀行、信用金庫**	百五銀行各店 南都銀行各店 三十三銀行各店 北伊勢上野信用金庫各店 伊賀ふるさと農協各店 東海労働金庫名張支店 ゆうちょ銀行各店 各郵便局 など	—	中心拠点に限らず、市域各所での立地が望ましいため、誘導施設に設定しない。
	地域・生活	日々の引き出し、預け入れなどができる機能 **例)郵便局**			

次の金融機能ですが、銀行や郵便局は中心拠点に限らず市域各所での立地が望ましいため、誘導施設には設定しませんでした。

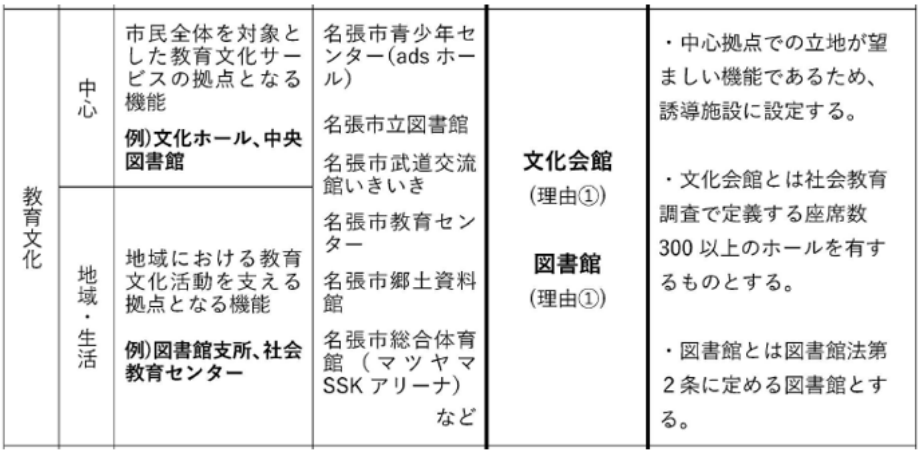

教育文化	中心	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 **例)文化ホール、中央図書館**	名張市青少年センター(ads ホール) 名張市立図書館 名張市武道交流館いきいき 名張市教育センター 名張市郷土資料館 名張市総合体育館（マツヤマSSK アリーナ） など	**文化会館** (理由①) **図書館** (理由①)	・中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定する。 ・文化会館とは社会教育調査で定義する座席数300 以上のホールを有するものとする。 ・図書館とは図書館法第２条に定める図書館とする。
	地域・生活	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 **例)図書館支所、社会教育センター**			

次の教育文化機能は文化会館と図書館を設定しました。中心拠点での立地が望ましい機能であるため誘導施設に設定しました。文化会館とは社会教育調査で定義する座席数３００以上のホールを有するものとすると定義づけました。現在の青少年センター、ＡＤＳホールを想定しています。

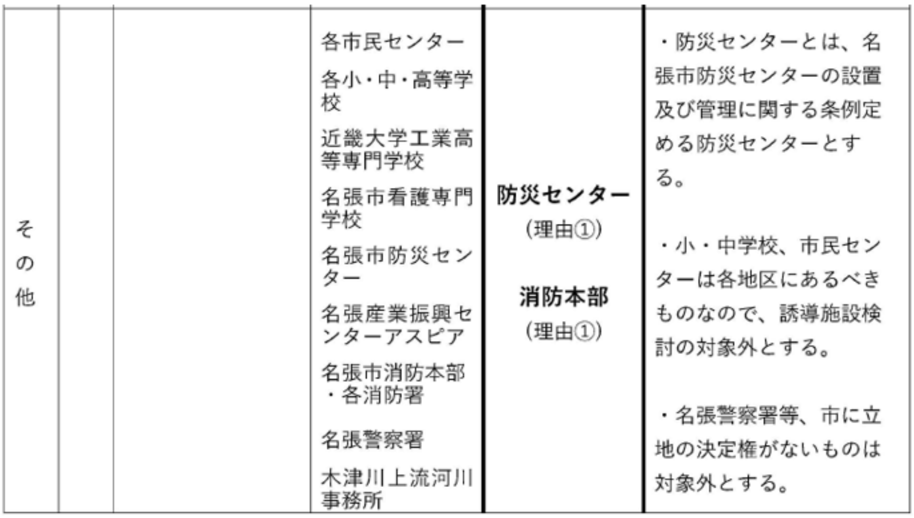

その他			各市民センター 各小・中・高等学校 近畿大学工業高等専門学校 名張市看護専門学校 名張市防災センター 名張産業振興センターアスピア 名張市消防本部・各消防署 名張警察署 木津川上流河川事務所	**防災センター** (理由①) **消防本部** (理由①)	・防災センターとは、名張市防災センターの設置及び管理に関する条例定める防災センターとする。 ・小・中学校、市民センターは各地区にあるべきものなので、誘導施設検討の対象外とする。 ・名張警察署等、市に立地の決定権がないものは対象外とする。

最後のその他ですけれども、防災まちづくりの観点から、防災センターと消防本部を誘導施設に設定しました。小学校や中学校、市民センターは各地区にあるべきものなので誘導施設の対象外としました。また、名張警察署や木津川上流河川事務所など、名張市に立地の決定権がないものは対象外とさせていただきました。それでは、都市機能誘導区域案について、まずは設定プロセスからご説明させていただきます。隣のページをご覧ください。プロセスというほどではないんですが、こちらの１番から３番を設定基準といいたしました。まず１番については、原則として都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定することとなっていますので、そのとおりにしました。

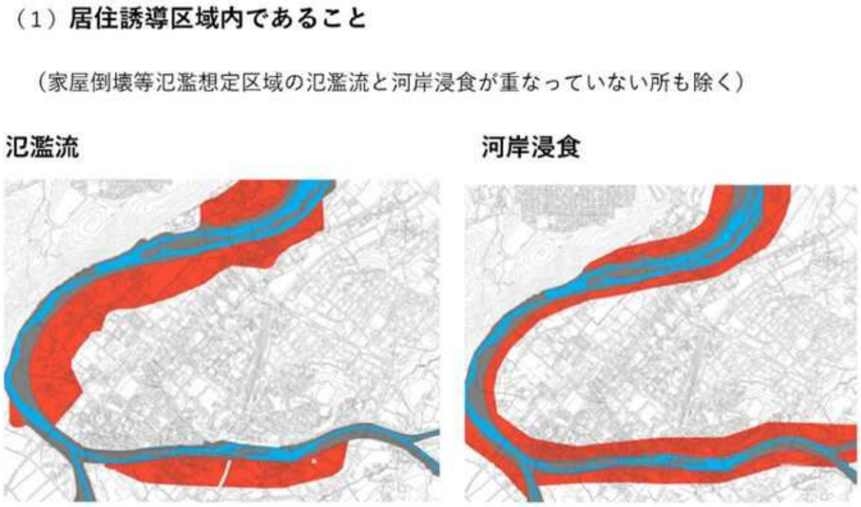

（1）居住誘導区域内であること

（家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流と河岸浸食が重なっていない所も除く）

ただし、居住誘導区域案では家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流と河岸浸食が重なる所だけとしておりましたが、こちらは重ならない所もすべて除くことといたしました。住居と違いまして、こちらについては誘導施設を自由に設定できますので、防災まちづくりの観点から、重なっていない部分もすべて除外対象にいたしました。次のページをお願いします。２番としまして、三重県の都市計画区域マスタープランの広域拠点に準じるとしました。前回ご説明しましたように、立地適正化計画は区域マスタープランに即することとなっているからです。区域マスタープランでは広域拠点の定義を、「集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図る」としています。

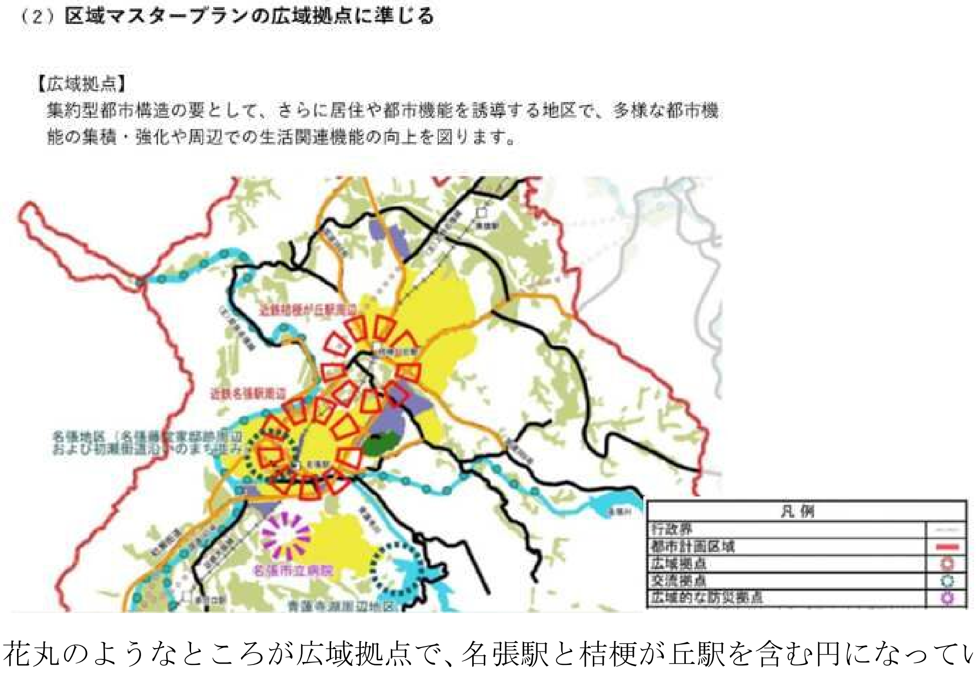

（2）区域マスタープランの広域拠点に準じる

【広域拠点】

集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図ります。

凡例	
行政界	—
都市計画区域	▬
広域拠点	○
交流拠点	○
広域的な防災拠点	○

近鉄桔梗が丘駅周辺
近鉄名張駅周辺
名張地区（名張藤堂家邸跡周辺
および初瀬街道沿い）のまち並み
名張駅
名張市立病院
青蓮寺湖周辺地区

この赤の花丸のようなところが広域拠点で、名張駅と桔梗が丘駅を含む円になっていま

すが、駅が円の中心ではなくて、少し両方ともが寄り合っています。次のページをご覧ください。次のプロセス３番としまして、都市全体における人口推計や、施設の充足状況・配置を勘案するとしました。まず参考にしたのが昨年度公共交通の担当のほうで実施しましたこちらのアンケート結果です。

（3）都市全体における人口推計や、施設の充足状況・配置を勘案する

①名張市地域公共交通に関するアンケート調査報告書「主な外出の目的」

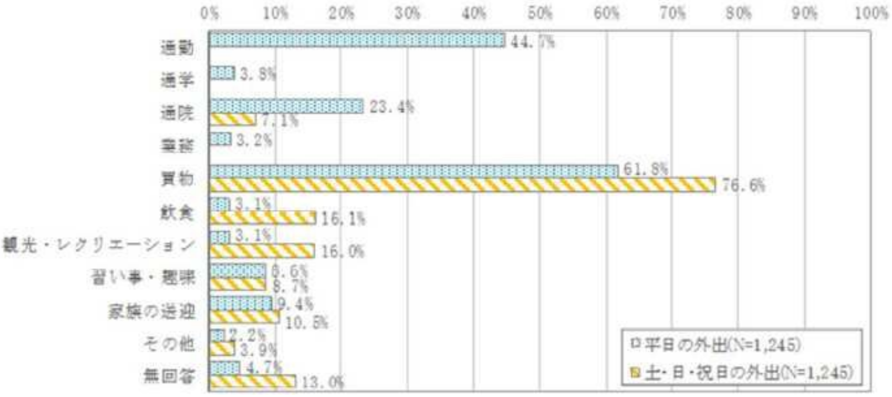

日常の主な外出目的についての回答結果ですが、平日、土日祝日ともに、「買物」がダントツで最も多い結果となっています。そこで、この結果をもとに、外出頻度が最も高く、なおかつ、生活に最も直結している「買物」、すなわち「食品スーパー」の立地に焦点を当てて、都市機能の利便性について考えることにいたしました。

②名張市地域公共交通に関するアンケート調査報告書
「日常の買物でよく訪れている買い物施設（地域別）」

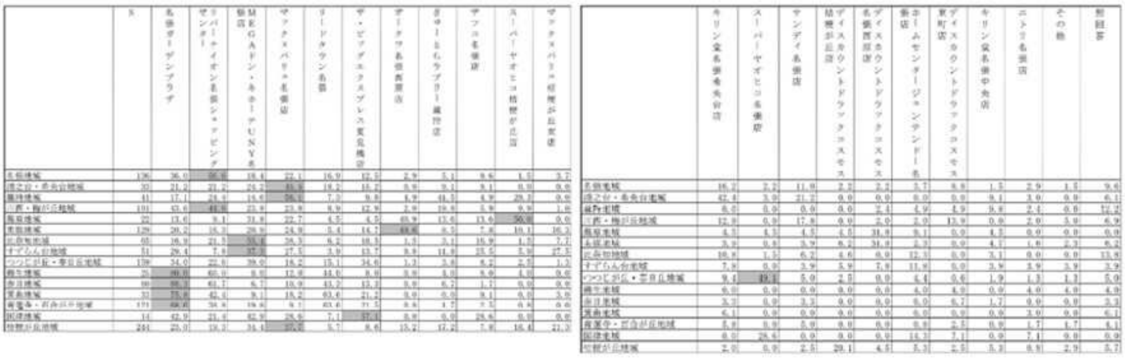

下の表は、同じ交通のアンケートで、日常の買物でよく行くお店を地域別にまとめた結果です。次の５２ページにも続いているのですが、これを基に、地図に落としてみましたのが５２ページの下の図です。

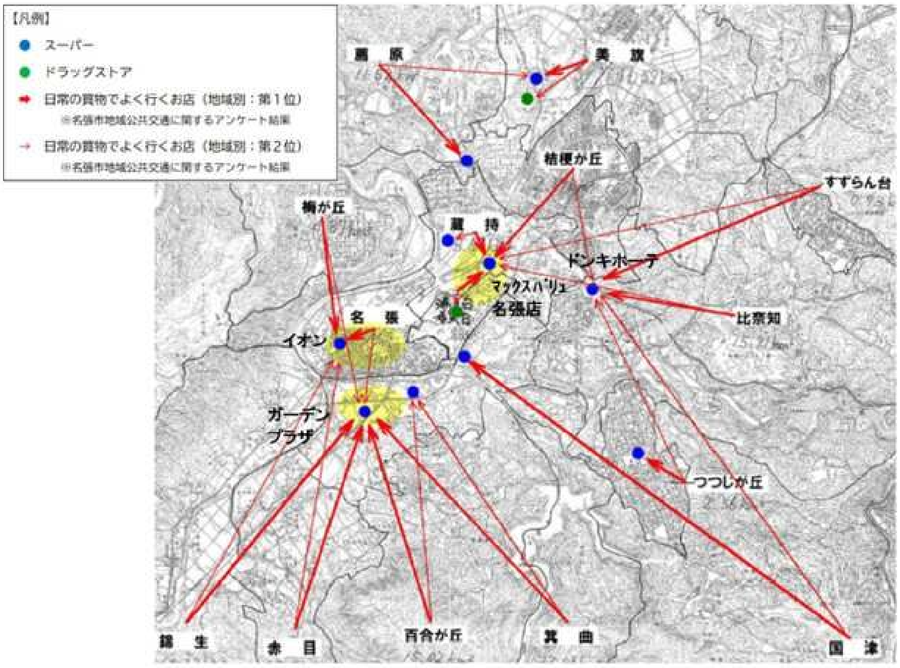
【凡例】
● スーパー
● ドラッグストア
➡ 日常の買物でよく行くお店（地域別：第１位）
※名張市地域公共交通に関するアンケート結果
→ 日常の買物でよく行くお店（地域別：第２位）
※名張市地域公共交通に関するアンケート結果
薦原
美旗
桔梗が丘
すずらん台
梅が丘
蔵持
ドンキホーテ
マックスバリュ名張店
比奈知
名張
イオン
ガーデンプラザ
つつじが丘
錦生
赤目
百合が丘
箕曲
国津

青丸がスーパーで、緑の丸がドラッグストアです。万代やビバホームがあるガーデンプラザはスーパーだけではありませんが一応、青丸にしています。それぞれの地域からどこによく行っているかというのを矢印で示しまして、太い方が１番目、細い方が２番目によく行くお店を指しています。名張市全体で一番多く利用されていたのがガーデンプラザでした。ホームセンターなどが一緒にあるので人気が高いと思うのですが、これを見ると、立地面においても、南のほうの地域のかたにとって、ここは都市機能として維持する必要があるべき所と判断しました。これは、今ある店舗を維持という意味ではなくて、あくまで、現在の店舗が立地している、この周辺での食品スーパーの立地を維持したいという意味です。次に多かったのがイオンです。コンパクトシティを掲げるにおいて、歩いて暮らせるまちづくりを最も実現できるのは、駅が近く坂道も少ないこの名張地区だと思いますが、それに加えて高齢化も進展していますので、この立地も将来的にも欠かせないものと考えました。次に多かったのがドンキホーテ、続いてマックスバリュ名張店でしたが、ドンキホーテはやはり車があってこその立地なのかなと思いますので、誘導施設として必要な立地とは判断いたしませんでした。マックスバリュ名張店は立地的に良いのですが、先ほど説明しました居住誘導の準備区域の中になりますので、今のところは対象外としました。そして、こうやって全体を見てみますと、やはり桔梗が丘が気になりました。駅前の近鉄プラザが閉店になった現在、桔梗が丘からよく訪れる施設はマックスバリュ名張店や、ドンキホーテという結果になっていますが、やはり高齢化が進んでいく中、多くの人口を抱える桔梗が丘内に大きな店舗があれば良いと思いますし、特に、市内の北側を走っている路線バスやコミュニティバスなどの交通結節

点となっている桔梗が丘の駅前に食品だけでなく、様々なものが揃う総合スーパーがあることがより良い立地であると考えまして。さらに、スーパーに限らず、病院もしくは診療所があればなおさら良いだろうと考えました。次に、将来の人口推計等からも検討いたしました。隣のページをご覧ください。

③２０４５年度の人口密度

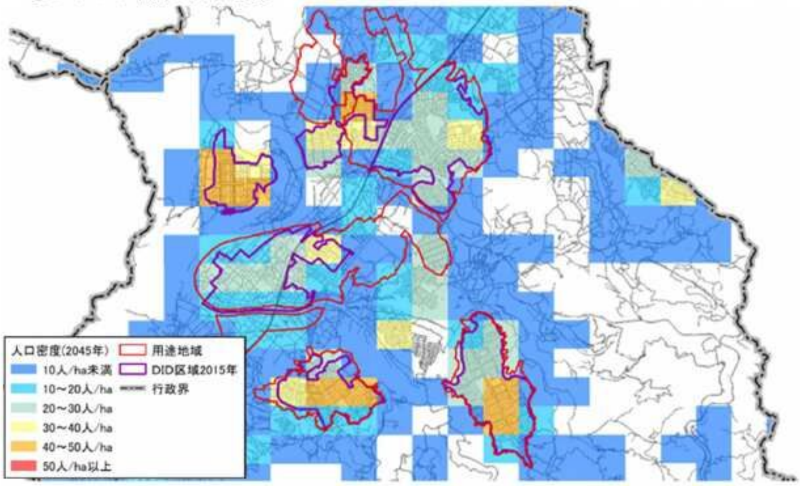
人口密度(2045年)
10人/ha未満
10～20人/ha
20～30人/ha
30～40人/ha
40～50人/ha
50人/ha以上
用途地域
DID区域2015年
行政界

２０４５年の人口密度です。人口密度だけ見てみますと、一番高いオレンジ色となっているこの４か所に都市機能を持ってくるべきかと考えられますが、

④２０４５年度の高齢化率

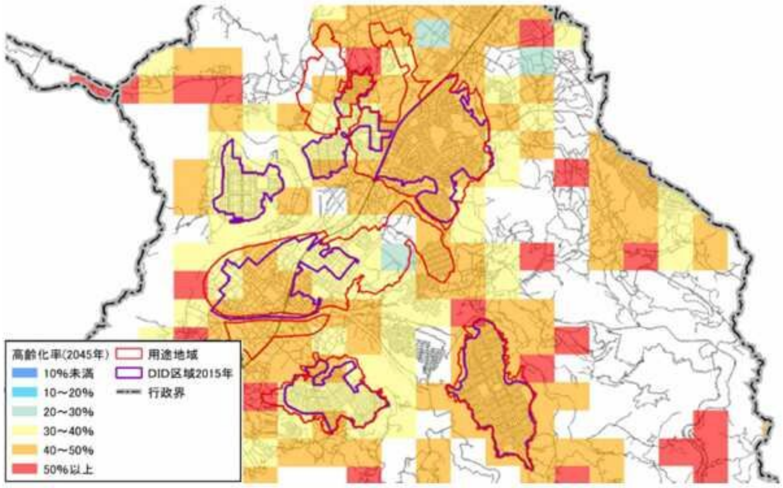
高齢化率(2045年)
10%未満
10～20%
20～30%
30～40%
40～50%
50%以上
用途地域
DID区域2015年
行政界

下の高齢化率の図を見ていただきますと、先ほどの４か所の内、梅が丘、百合が丘、桔梗が丘西は２０４５年でも、まだ高齢化率は４０％以下と推計されておりますので、まだまだ車を使える人も多いのであれば、生活利便施設である食品スーパーを特にそこに誘導する必要はないのではないかと考えました。そして、４か所の内、残りのつつじが

丘につきましては、人口密度もありますし、なおかつ、このように高齢化率も高く推計されていますので食品スーパーの誘導あるいは維持が必要ではないかと考え、都市機能誘導区域と誘導施設を設定してはどうかと考えました。以上のようなことから、最初に見ていただきました、誘導区域、誘導施設を設定しましたので、１つずつご説明したいと思います。次のページをご覧ください。全部で５つありますが、まずは、市の中心部分に設定しました中央都市機能誘導区域です。

５．都市機能誘導区域案と誘導施設案

①中央都市機能誘導区域

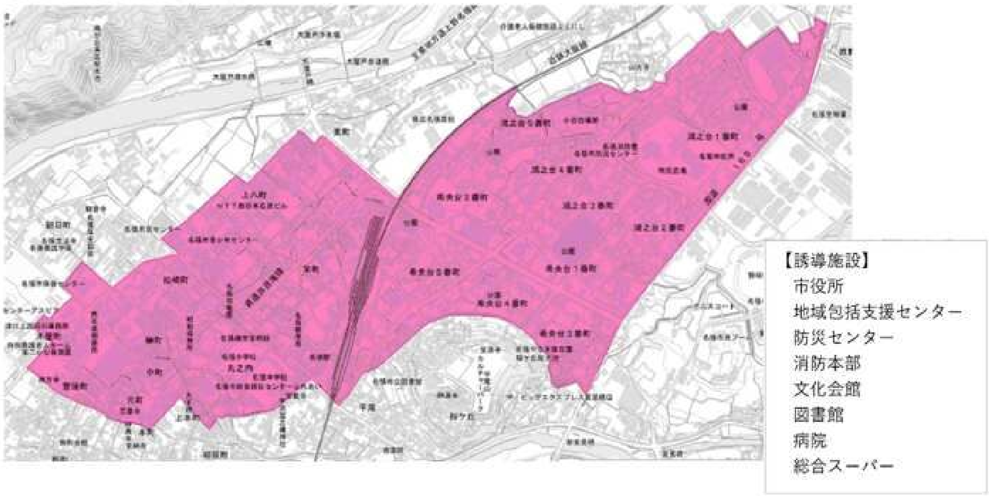
【誘導施設】
市役所
地域包括支援センター
防災センター
消防本部
文化会館
図書館
病院
総合スーパー

都市の中心部ですので、誘導施設は一番多く設定しております。市役所、地域包括支援センター、防災センター、消防本部、文化会館、図書館、病院、総合スーパーです。

②桔梗が丘都市機能誘導区域

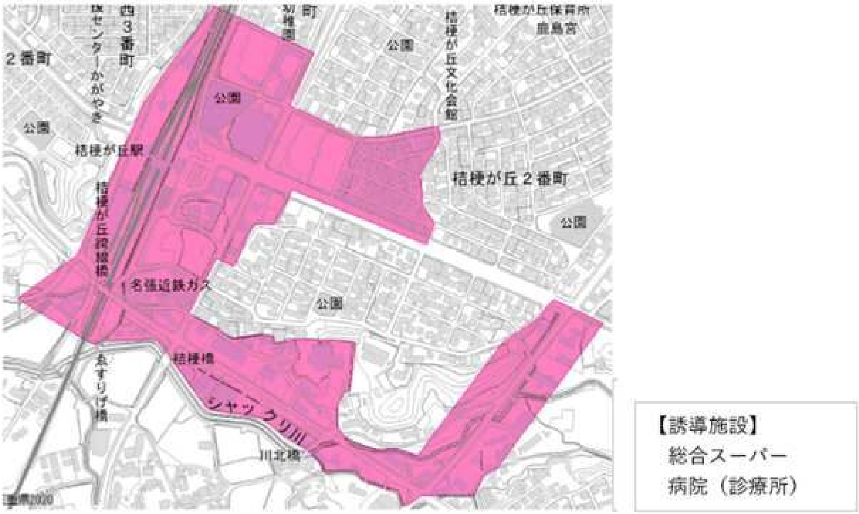
西３番町
２番町
公園
桔梗が丘保育所
鹿島宮
桔梗が丘文化会館
桔梗が丘駅
桔梗が丘２番町
桔梗が丘跨線橋
名張近鉄ガス
桔梗橋
シャックリ川
川北橋
【誘導施設】
総合スーパー
病院（診療所）

次が桔梗が丘駅前に設定しました、桔梗が丘都市機能誘導区域です。区域マスタープランの広域拠点に該当するうち、用途地域の第一種低層住居専用地域を除きましたのでこのような形になっています。誘導施設は総合スーパーと病院、あるいは診療所にしました。

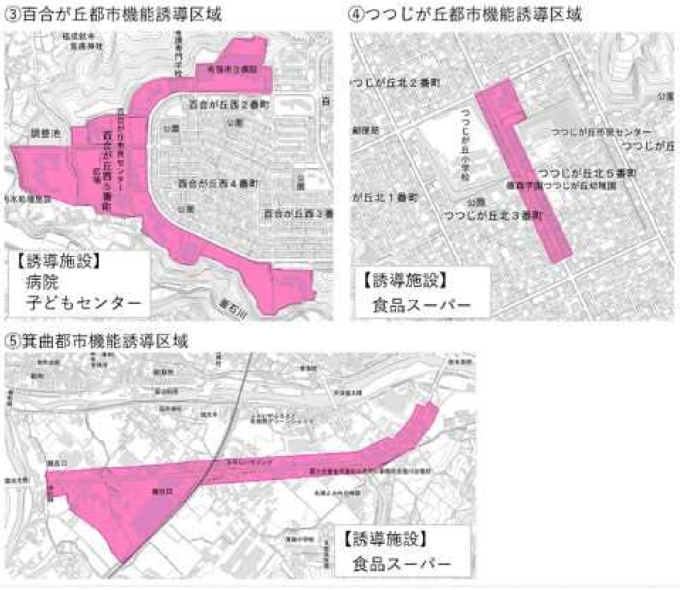
③百合が丘都市機能誘導区域
名張市立病院
百合が丘西２番町
百合が丘西５番町
百合が丘西４番町
百合が丘西３番町
調整池
公園
【誘導施設】
病院
子どもセンター
④つつじが丘都市機能誘導区域
つつじが丘北２番町
つつじが丘市民センター
つつじが丘北５番町
つつじが丘北３番町
つつじが丘北１番町
つつじが丘小学校
公園
【誘導施設】
食品スーパー
⑤箕曲都市機能誘導区域
【誘導施設】
食品スーパー

次のページ、３番目が百合が丘です。こちらは、誘導施設として設定した病院と子どもセンターがある、用途地域の二種住居の所だけを対象にしました。百合が丘は地区計画も定めておりまして、この箇所は業務地区というところになりますので、都市機能誘導区域とするにはちょうど良いかと思います。４番目のつつじが丘と５番目の箕曲には食品スーパーを誘導施設にしました。つつじが丘は、用途地域が二種住居、地区計画が商店街エリアというところを対象にしています。箕曲については、居住誘導区域から家屋倒壊等氾濫想定区域の分を除いているのですが、道路で境界を設定しようとすると、かなりジグザグになったり入り組んだりしてしまいましたので、北側の部分は、用途地域の境界線にあわせています。都市機能誘導区域については以上になります。ここでいったん切らせていただきます。

【議長】
　はい。実は５４ページ、５５ページが１番わかりやすくなっておりまして、この場合は区域よりもですね、誘導施設を見ていただいた方が良いのかなというように思います。で、病院とスーパー以外はほぼ市が設置するものですので、どちらかと言うとこの病院とスーパーを中心に見ていただければというように思います。で、まあ病院とスーパーが都市誘導施設として指定されますと、まあこの病院、スーパーを建てる時はこの都市機能誘導区域で建てる場合は手続きいらないんですけど、それ以外の所で建てる場合は、

３０日前の届出が必要になってまいります。で、ここにその誘導施設に指定されてないものに関しては、そういう届出義務は発生しませんので、特に皆さんに見て頂きたいのはこの病院とスーパーが誘導施設に位置付けられておりますので、それぞれの誘導区域との関係の中で、まあこういう所で良いのかどうかっていう所をこう集中的に議論をさせていただけたらというように思います。いかがでしょうか。ご質問とかご意見ございましたら。

【委員】
すいません。

【議長】
はい。どうぞ。

【委員】
ちょっとあの全然関係ないかもわからないんですけども、先ほどの前段の議論の中にですね、美旗を加えるか加えないかというところがあって、あの人の流れとしてはですね、すずらん台も抱えておりますので、そちら側の方に人が。そうするとやっぱり全体的に桔梗が丘を何とかしたいという思いが市でもあると思うんですけど、この桔梗が丘の含まれているこの都市機能区域のエリアなんですけど、この１６５号線なんですけどもね、今、ちょうどこの途中で止まってる所をもう少しその交差点から延長して坂道でぐっと上がっていくエリア、まあ今、マックスバリュか何か食品スーパーさんとかスポーツジムとかあると思うんですけど、あそこの辺ぐらいまでの延長というのはどうかというのが１点と、もう１点はですね、今、つつじが丘の方で商業エリアというのが掲げていただいております。で、つつじも一応食品スーパーはあるんですけど、このエリア自体が今後ですね、何かしていこうと思った時にここのエリアというのが、中々これ以上開発がですね、中心エリアであるんですけども、ちょっと難しくて、違った所の場所指定というのがですね、新たに考える必要があるんじゃないかということを思いましたので、その２点だけですね、ちょっと、私の意見として出させていただきます。

【議長】
はい。そもそも先ほども申し上げましたように個別の店舗に対してはここには含まれてませんので、まあどこに誘導するかというのはあんまり関係なくなるんですね。で、一方でそのつつじが丘の今の食品スーパーを守るために今ここに誘導施設として直接ここへ入れてくださってると思うんですけど、ほかの所に立地させた方が良いでしょうか。

【委員】
いや、立地させるというよりはここに今食品スーパー以外のものもですね、誘導していくということになる訳ですね。

【議長】
いえ、違います。誘導区域、誘導施設に指定されてるもの以外は今回の計画には関係なくなります。

【委員】
あっ、そうですか。わかりました。どうもすいません。

【議長】
はい。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】
基本的にこの都市計画で百合が丘とつつじは、一応こう決定されてますから、その中で、まあスーパーなり病院なりっていう形はここである程度いかないといけないですけど、１番の問題はここの桔梗の問題を既に何回も言われましたけど、このやっぱり名張としては大きな問題であるし、また今後都市機能なり、居住誘導地域ということになると、既存の問題も大きく垂れさがってきますので、まあこの会議外にももうちょっと根本的に考えていかなければ、これは進んでいけないと思いますね。ちょっとよくお考えいただきたいなあと思います。

【議長】
はい。ありがとうございます。はい。まあこういうのはやはりねえ、商工会議所も含めて考えていかないと、個々の計画だけでは誘導もできないと思いますのでよろしくお願いします。はい、ほか、いかがでしょうか。

【委員】
はい、よろしいですか。

【議長】
はい、どうぞ。

【委員】
まず１つ、商工業の関係を見た時に、規制、まあある種これ以外のことはちょっと規

制になっていると思うんですけれども、あの今、説明の中で氾濫流と河岸侵食を除くということで、箕曲の地区ですけども、その名張川の関係でいわゆる国道から幾分除かれているかというふうに思いますけど、私ももう少し調べなければならないなと改めて思ってるんですけれども、この氾濫流の関係ですね、結局、木造家屋が流れてしまうっていうゾーンでして、じゃあ果たしてその店舗が建った時にそういうことを気になるのかとかですね。で、要は住まいとちょっと違うのかなあというふうにも考えるところです。防災の観点からいけば除きたい所ですけども、じゃあ果たしてそこまで敢えて防災の観点で商業の施設を規制するかとなると考える余地があるのかな。ちょっとごめんなさい。今日どうしてっていうことではないです。まだちょっとご意見いただきたいなと。何か次回まで何かまた検討できるものがあればお願いしたいなと。

【議長】
まあ食品スーパーですので、やはり復旧復興の時に食品スーパーが動いてないとかなりしんどいので、水に浸かるような所ではですね、避けていただいた方が良いのかなとは私の個人的な意見なんですけどね。敢えてまあここにつける必要もないのかなという感じで、さっきの居住誘導区域の考え方とは違って、まあ今回の場合はいいのかなというふうに思います。

【委員】
すいません。

【議長】
はい、どうぞ。

【委員】
今、若者世代をですね、誘導していくって言った時にですね、まあいろんな所では、託児所とかですね、そういった所が便利性からいった時にですね、交通でいろんな所へ行かれておった時に、まあ桔梗が丘なんかでしたら、この駅前の所に大きな託児所でもあった方がですね、良いんじゃないかなと思うんですね。子どもさんが行き帰りの時に預けて帰りに引き取られるっていうか。

【議長】
先ほど委員さんがその他の施策でも色々誘導してもらわないとっていうのと同じように、もしどこかに託児所を書いてしまうとそれ以外の所で託児所ができない、今度は届出が必要になってくるんですよ。だから先ほどのご説明の時に託児所とか保育所っていうのはいろんな所に分散した方が良いですよねっていうことで、ここに敢えて書き込

まずにやっておるんです。だからそのどこに誘導するかっていうのは、またその子育て施策で考えていただいて良いんですけど、ここに託児所を書き込んでしまうとここに書き込まない所に立地させる所にその届出という義務が発生してしまうので、だから敢えてここでは託児所を入れていないっていう、そういうご理解をいただければと思うんですが。だからここはちょっと言葉悪いですけどストレートに言うと下手に書き込んでしまうと、それ以外の所で届出義務が発生しますので、ここはあんまり書き込まない方が最低限のことにしておいた方が良いんじゃないでしょうかということなんです。

【委員】
ちょっと前半に戻っていいですか。

【議長】
はい。

【委員】
まあ今これ都市機能をどういうふうに作るかということに話がなると思うんですけど、都市はどういうふうに形成してるかということで、そこを何を誘導していくかと言った時にですね、まあ市のサイドとしては、多分イメージ持たれてると思うんですね。どういうもので構成して、どういう都心を作っていくかっていうことがあると思うんですけど。と言った時に、あの何て言うか、都市デザインではないんですけどね、優先的に何を持っていくかということの想定として、ある程度描かれているんですかね。

【議長】
だからその辺りは委員も一緒に作らせていただいた都市計画マスタープランとか、そういうものにはこういう所に持ってきたら良いよね、こういう所に持っていきたいっていうのは書いてあると思うんですよ。ただ、今回、これはその届出義務を発生させるということになってしまうので、ちょっとその辺りは少しこう違う発想で望んでいただいた方が良いのかなあというのは思っているので、ここに書き込まれてないから誘導しないということではないんですけど、逆にここに書き込んでしまうと手続きが発生してしまうので、そこは書き込まない。敢えて書き込まない方が良いんじゃないでしょうかっていう判断なんです。中々こうご意見難しいとこもあると思うんですけど、まあそういうようにちょっと切り分けていただいた方が良いんではないかなと。他にいかがでしょうか。ちょっと私、気になってるのが、桔梗が丘は総合スーパーが誘導施設になってます。で、確かに総合スーパー来ていただいたら良いんですけど、食品スーパーでも構わないのと違いますかっていうこと。食品スーパーも誘導施設に付け加えておいた方が良いんじゃないでしょうかっていうのが１件です。はい。ほかはよろしいでしょうか。ま

た今日の意見も踏まえて会議をご提案いただければと思います。ちょっと１２時まわってしまいましたけども、事務局の方どうですか。今まで議論でかなり色んなご意見賜ったので今日はこれぐらいっていうのも良いのかなとは思うんですけど何かもう少し聞いておきたいというのはありますでしょうか。

【事務局】
　はい、ありがとうございます。もう今回お願いしている所につきましてはですね、十分にご意見を賜りましたので、意見の方をこの後まとめさせていただいて、また改めてご報告させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【議長】
　はい。ありがとうございます。ちょっと誘導施設の、誘導施策の検討が少し残りましたけどもまた次回一緒に議論させていただければと思います。それでは丁寧に説明いただいて議論をしていただいたところで、少し時間的には超えて申し訳ございません。それでは本日の議事の方は別でしますので、傍聴人の方はここで退場お願いしたいと思います。

・・・傍聴者退場・・・

【議長】
　それでは事務局にお返ししますのでお願いします。

【事務局】
　はい。今日はありがとうございました。それではですね、事項書３番のその他の事項でございますけれども、今回の件の議題も含めてですけど、何か皆さんからございますでしょうか。

【委員】
　すいません。１点教えて欲しいんですけど、あのバスターミナルというのはこれは誘導施設になる。

【事務局】
　バスターミナルは。

【委員】
　今、桔梗が丘とですね、名張駅にバスターミナルがあります。いろんな食品スーパー

とかこうとかですね、見ていった時にですね、名張の希央台から、名張、桔梗が丘までの間のところ、まあ今後ですね、進めていこうといった時にですね、ああいった所でもバスターミナルが発生してくるんじゃないかと、まあ私、個人的には思ってるんですけども、そう言った時にバスターミナルの誘導ということを考えた時にですね、そういうのも誘導施設になるんでしょうか。

【事務局】
あまり見たことがないです。

【委員長】
あの、まあ今回ね、市役所とか色々、市が色々提案いただいてるんですけども、基本的にそれは市がどこに誘うっていうのは決めるもんですから、敢えてここに書き込む必要もなくて、他の所ではここまで書き込んでる所ってないんです。だからそういう意味では民間施設の中で、こういろんな立地可能性ある中で、ここに誘導したいっていうものに限って議論しておいた方が良いと思って。で、例えばコースターミナルの市役所とか三重交通さんとかそこら辺で考えていただいたら誘導できるわけですから、敢えてここにですね、書き込む必要もないのかなあというふうに思ってます。だからそういう意味では先ほども言いましたけど、誘導区域と誘導施設っていうのは、まあかなり限定的で良いんじゃないでしょうかと思います。はい。

【事務局】
はい。ありがとうございます。委員さん、よろしいですか。今の委員長のご説明で。

【委員】
いや、わからない言葉が出てきたのですいません。

【事務局】
まあ近鉄さんと三重交通さんとこと協議の上で作っていくものになると思いますので、その他の民間事業者がここにバスターミナルしたいっていうようなことも出てくるような話もあまりないと思います。ほか、ございますでしょうか。ほかにございませんでしたらですね、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。次回の検討委員会でございますが、すいません、お忙しい中、３月の１７日、金曜日にですね、現在予定しております。今年度最後の委員会になりますので、大変恐れ入りますけれどもまたご出席の方よろしくお願いしたいと思います。それではですね、本当に長い時間に渡り、説明の方も大変長い説明になってしまいましたけれども、長時間、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日の会議を終了させていただきたいと思い

ます。ありがとうございました。